

# 関係規程等

・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）	2
・児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）（抜粋）	6
・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）（抜粋） .....	8
・愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年愛媛 県条例第 49 号）（抜粋）	16
・家庭支援専門員、里親支援専門員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導 員及び医療的ケアを担当する職員の配置について（平成 24 年 4 月 5 日雇児発第 0405 号第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）	20
・母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について（平成 13 年 8 月 2 日雇児 発第 509 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）	34
・社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について（平成 24 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 2 号厚生労働省雇用均等・家庭局長通知）	40
・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担費について（令和 5 年 5 月 10 日 付こ支家第 47 号こども家庭長官通知）	46
・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱等の改正点及びその運 用について（平成 25 年 5 月 24 日雇児福発第 0524 第 1 号厚生労働省雇用均等・児 童家庭局家庭福祉課長通知）	106
・愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年愛媛県条例第 2 号）（抜粋）	120
・愛媛県母子生活支援センター管理条例（平成 17 年愛媛県条例第 55 号）	128
・愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号）	130
・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（抜粋）	138
・愛媛県行政手続条例（平成 7 年愛媛県条例第 48 号）	140

## 児童福祉法

発令 : 昭和22年12月12日法律第164号

最終改正 : 令和5年6月16日号外法律第63号

改正内容 : 令和5年6月16日号外法律第63号[令和5年6月16日]

### 〔児童福祉施設等〕

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

② この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）に対し行われる治療をいう。

### 〔母子生活支援施設への入所〕

第二十三条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けることがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の適用等適切な保護を行わなければならない。

② 前項に規定する保護者であつて母子生活支援施設における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）を希望するものは、内閣府令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他内閣府令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、母子生活支援施設は、内閣府令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

③ 都道府県等は、前項に規定する保護者が特別な事情により当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域外の母子生活支援施設への入所を希望するときは、当該施設への入所について必要な連絡及び調整を図らなければならない。

④ 都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号若しくは第二十六条第一項第五号又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条の二の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。

⑤ 都道府県等は、第一項に規定する保護者の母子生活支援施設の選択及び母子生活支援施設の適正な運営の確保に資するため、内閣府令の定めるところにより、母子生活支援施設の設置者、設備及び運営の状況その他の内閣府令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

### 〔在所年齢の延長等〕

第三十一条 都道府県等は、第二十三条第一項本文の規定により母子生活支援施設に入所した児童については、その保護者から申込みがあり、かつ、必要があると認めるときは、満二十歳に達するまで、引き続きその者を母子生活支援施設において保護することができる。

② 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、障害児入所施設（第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するまで、引き続き同項第三号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

③ 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）に入所した児童又は第二十七条第二項の規定による委託により指定発達支援医療機関に入院した肢体不自由のある児童若しくは重症心身障害児については満二十歳に達するまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

- ④ 都道府県は、延長者（児童以外の満二十歳に満たない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。）について、第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の措置を採ることができる。
- 一 第二項からこの項までの規定による措置が採られている者
  - 二 第三十三条第八項から第十一項までの規定による一時保護が行われている者（前号に掲げる者を除く。）
- ⑤ 前各項の規定による保護又は措置は、この法律の適用については、母子保護の実施又は第二十七条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項の規定による措置とみなす。
- ⑥ 第二項から第四項までの場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

〔母子生活支援施設〕

第三十八条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

〔児童福祉施設の設備及び運営についての基準〕

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

- ② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
- 一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数
  - 二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
  - 三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- ③ 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準（同項第三号の保育所における保育の内容に関する事項に限る。）を定めるに当たっては、学校教育法第二十五条第一項の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項並びに認定こども園法第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保並びに小学校及び義務教育学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。
- ④ 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準を定めるときは、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。
- ⑤ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
- ⑥ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

〔最低基準維持のための監督〕

第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- ② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- ③ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。
- ④ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

〔受託義務等〕

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項の規定により第二十四条第五項又は第六項の規定による措置に関する権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

② 保育所若しくは認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者は、第二十四条第三項の規定により行われる調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

〔児童の養育に関する相談〕

第四十八条の二 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長は、その行う児童の保護に支障がない限りにおいて、当該施設の所在する地域の住民につき、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。





児童福祉法施行令

発令 : 昭和23年3月31日号外政令第74号

最終改正 : 令和5年7月5日号外政令第236号

改正内容 : 令和5年7月5日号外政令第236号[令和5年7月13日]

[検査]

第三十八条 都道府県知事は、当該職員をして、年度ごとに一回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が法第四十五条第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならない。ただし、当該児童福祉施設について次の各号のいずれかに該当する場合においては、実地の検査に代えて、必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させることにより、当該基準を遵守しているかどうかを確認させることができる。

- 一 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地の検査を行うことが著しく困難又は不適当と認められる場合
- 二 前年度の実地の検査の結果その他内閣府令で定める事項を勘案して実地の検査が必ずしも必要でないと認められる場合



## 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

発令 : 昭和23年12月29日厚生省令第63号

最終改正 : 令和5年4月7日号外厚生労働省令第68号

改正内容 : 令和5年4月7日号外厚生労働省令第68号[令和5年4月7日]

### 第一章 総則

#### (趣旨)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の内閣府令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第二項（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二條、第二十二條の二第一項、第二十七條、第二十七條の二第一項、第二十八條、第三十條第二項、第三十三條第一項（第三十條第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八條、第四十二條、第四十二條の二第一項、第四十三條、第四十九條、第五十八條、第六十三條、第六十九條、第七十三條、第七十四條第一項、第八十條、第八十一條第一項、第八十二條、第八十三條、第八十八條の三、第九十條並びに第九十四條から第九十七條までの規定による基準
- 二 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第二項（入所している者の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る。）、第十九條第一号（寝室及び観察室に係る部分に限る。）、第二号及び第三号、第二十条第一号（乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。）及び第二号、第二十六條第一号（母子室に係る部分に限る。）、第二号（母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る。）及び第三号、第三十二條第一号（乳児室及びほふく室に係る部分に限る。）（第三十條第一項において準用する場合を含む。）、第二号（第三十條第一項において準用する場合を含む。）、第三号（第三十條第一項において準用する場合を含む。）、第五号（保育室及び遊戯室に係る部分に限る。）（第三十條第一項において準用する場合を含む。）及び第六号（保育室及び遊戯室に係る部分に限る。）（第三十條第一項において準用する場合を含む。）、第四十一條第一号（居室に係る部分に限る。）（第七十九條第二項において準用する場合を含む。）及び第二号（面積に係る部分に限る。）（第七十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四十八條第一号（居室に係る部分に限る。）及び第七号（面積に係る部分に限る。）、第五十七條第一号（病室に係る部分に限る。）、第六十二條第一号（指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。）、第二号（面積に係る部分に限る。）及び第三号、第六十八條第一号（病室に係る部分に限る。）並びに第七十二條第一号（居室に係る部分に限る。）及び第二号（面積に係る部分に限る。）の規定による基準
- 三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六條の三、第六條の四、第九條、第九條の二、第九條の四、第十條第三項、第十一條、第十四條の二、第十五條、第十九條第一号（調理室に係る部分に限る。）、第二十六條第二号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二條第一号（調理室に係る部分に限る。）（第三十條第一項において準用する場合を含む。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）（第三十條第一項において準用する場合を含む。）、第三十二條の二（第三十條第一項において準用する場合を含む。）、第三十五條、第四十一條第一号（調理室に係る部分に限る。）（第七十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四十八條第一号（調理室に係る部分に限る。）、第五十七條第一号（給食施設に係る部分に限る。）、第六十二條第一号（調理室に係る部分に限る。）及び第六号（調理室に係る部分に限る。）、第六十八條第一号（調理室に係る部分に限る。）並びに第七十二條第一号（調理室に係る部分に限る。）の規定による基準
- 四 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準の目的）

第二条 法第四十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と児童福祉施設）

第四条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（児童福祉施設の一般原則）

第五条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（児童福祉施設と非常災害）

第六条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第九条の四及び第十条第三項において「障害児入所施設等」という。）を除く。第九条の三及び第十条第二項において同じ。）においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

（非常災害対策）

第六条の二 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（安全計画の策定等）

第六条の三 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車運行する場合の所在の確認）

第六条の四 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（児童福祉施設における職員の一般的要件）

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）

第七条の二 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第八条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

（入所した者を平等に取り扱う原則）

第九条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（業務継続計画の策定等）

第九条の三 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第九条の四 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  
（衛生管理等）

第十条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。
- 3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - 一 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
  - 二 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - 三 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。
- 4 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 5 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第十一条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所した者及び職員の健康診断）

第十二条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十二条の二 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係ることも家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(児童福祉施設内部の規程)

第十三条 児童福祉施設（保育所を除く。）においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一 入所する者の援助に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 提供する保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員

七 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 保育所の運営に関する重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第十四条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十四条の二 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十四条の三 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。



- 2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。
- 3 児童福祉施設は、その行つた援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。
- 4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(大都市等の特例)

第十四条の四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県に」とあるのは「指定都市に」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

- 2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「都道府県（助産施設、母子生活支援施設又は保育所（以下「特定児童福祉施設」という。）については、中核市）」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）が」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、「都道府県に」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）に」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」と読み替えるものとする。
- 3 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「児童相談所設置市が」と、「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、「法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事務を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）」とあるのは「法第八条第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と読み替えるものとする。

#### 第四章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第二十六条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- 二 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、一世帯につき一室以上とすること。
- 三 母子室の面積は、三十平方メートル以上であること。
- 四 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
- 五 乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。

(職員)

第二十七条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。
- 5 母子支援員の数は、母子十世帯以上二十世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては二人以上、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては三人以上とする。
- 6 少年を指導する職員の数は、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、二人以上とする。

（母子生活支援施設の長の資格等）

第二十七条の二 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者

四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、中核市にあつては中核市の市長とする。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

- 2 母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（母子支援員の資格）

第二十八条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第三十八条第二項第一号及び第四十三条第一項第一号において同じ。）

二 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある母子生活支援施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第三十条第二項において同じ。）の資格を有する者

三 社会福祉士の資格を有する者

四 精神保健福祉士の資格を有する者

五 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

（生活支援）

第二十九条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第二十九条の二 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第二十九条の三 母子生活支援施設は、自らその行う法第三十八条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第三十条 第二十六条第四号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第三十三条第二項を除く。）を準用する。

2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

(関係機関との連携)

第三十一条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

## 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年3月26日条例第13号）

最終改正:

改正内容:令和3年3月26日条例第13号 [令和3年4月1日]

## ○愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和3年3月26日条例第13号

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

## 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第49号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、児童福祉法で使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（同省令第6条及び第6条の2を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。

（非常災害対策）

第4条 児童福祉施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該児童福祉施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における当該児童福祉施設の入所者及び利用者（以下「入所者等」という。）の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該児童福祉施設の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 児童福祉施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者等を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者等に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練をするよう努めなければならない。

3 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行われなければならない。

4 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターに限る。）は、第2項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

5 児童福祉施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

6 児童福祉施設は、当該児童福祉施設の実情に応じ、非常災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年愛媛県条例第45号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の準用）</p> <p><b>第14条</b> 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第10号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第3条の規定により児童福祉施設の設備及び運営に関する基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（令和2年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準省令」という。）第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条の2、第9条から第9条の3まで、第11条（第4項ただし書を除く。）、第13条の2、第14条の3第1項、第3項及び第4項、第22条の2前段並びに第30条の規定並びに児童福祉施設基準条例第4条第1項から第3項まで、第5項及び第9項の規定は、防保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準省令及び児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>（愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用）</p> <p><b>第14条</b> 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第10号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第15条（第4項ただし書を除く。）、第20条、第21条第1項、第3項及び第4項、第46条前段並びに第50条の規定は、防保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える		読み替えられる字句	読み替える		読み替えられる字句
規定			規定		
児童福祉施設基準省令第4条の見出し及び同条第2項	省略		第5条の見出し及び同条第2項	省略	

児童福祉施設基準省令第4条第1項	省略	
児童福祉施設基準省令第5条第1項	入所している者	省略
児童福祉施設基準省令第5条第2項及び第11条第5項	省略	
児童福祉施設基準省令第5条第4項及び第7条の2第1項	省略	
児童福祉施設基準省令第9条の見出し	入所した者	園児
児童福祉施設基準省令第9条、第11条第2項及び第3項並びに第14条の3第1項	入所している者	省略
児童福祉施設基準省令第9条	省略	
児童福祉施設基準省令第9条の2	省略	
児童福祉施設基準省令第9条の3	入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第17条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項	省略
	その児童等	省略
児童福祉施設基準省令第11条第1項	入所している者	省略
	第9条	設備運営基準条例第14条第2項において読み替えて準用する第8条

第5条第1項	省略	
第6条第1項	入所者等	省略
第6条第2項及び第15条第5項	省略	
第6条第4項及び第9条第1項	省略	
第7条第1項及び第2項	入所者等	園児等
第11条、第15条第2項及び第3項、第20条並びに第21条第1項	入所者等	省略
第11条	省略	
第12条	省略	
第13条	省略	
	入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下____同じ。）に対し、法第17条第1項本文の規定により親権を行う場合において懲戒するとき又は同条第3項	省略
第15条第1項	入所者等	省略
	第10条	設備運営基準条例第14条第2項において読み替えて準用する第10条

	省略	
<u>児童福祉施設基準省令第14条の2</u>	利用者	園児
<u>児童福祉施設基準省令第14条の3第1項</u>	省略	
<u>児童福祉施設基準省令第14条の3第3項</u>	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保直の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	省略
<u>児童福祉施設基準省令第22条の2</u>	<u>第11条第1項</u>	設備運営基準条例第14条第1項において読み替えて準用する <u>第11条第1項</u>
	幼児	省略
	乳幼児	園児
<u>児童福祉施設基準省令第23条</u>	省略	
<u>児童福祉施設基準条例第1条第1項</u>	当該児童福祉施設の入所者及び利用者（以下「入所者等」という。）	園児
<u>児童福祉施設基準条例第1条第2項</u>	入所者等	園児

2. 児童福祉施設基準省令第8条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは、職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは、職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは、職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは、職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは、職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

	省略	
<u>第21条第1項</u>	省略	
<u>第21条第3項</u>	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施、保直の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	省略
<u>第26条</u>	<u>第15条第1項</u>	設備運営基準条例第14条第1項において読み替えて準用する <u>第15条第1項</u>
	幼児	省略
<u>第30条</u>	省略	

2. 児童福祉施設基準条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは、職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは、職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは、職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは、職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所者等」の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者等の保護に直接従事する職員」とあるのは、職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

雇児発0405第11号

平成24年4月5日

[一部改正]平成27年12月11日 雇児発1211第4号

平成28年6月20日 雇児発0620第16号

平成29年9月1日 子発0901第1号

令和元年5月10日 子発0510第2号

令和4年2月18日 子発0218第8号

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長  
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別  
対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について

児童養護施設等の入所児童については、早期の家庭復帰等を支援する体制を強化するとともに、被虐待児童等に対する適切な援助体制を確保するため、平成11年度より家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）及び心理療法担当職員の配置を行い、平成13年度より個別対応職員の配置を行い、順次対象施設を拡大するなど、その推進を図ってきたところである。

今般、新たに児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）を配置し、里親支援の充実を図ることとし、次に定めるところにより平成24年4月1日から実施することとしたので、その適切かつ効果的な運用を期されたく通知する。

なお、この通知の施行に伴い、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員についての既存通知を整理し、平成16年4月28日雇児発第0428005号当職通知「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」、平成18年6月27日雇児発第0627002号当職通知「児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設における虐待を受けた子ども等に対する適切な援助体制の確保について」、平成13年8月2日雇児発第508号当職通知「母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対する適切な処遇体制の確保について」、平成17年4月20日雇児福発第0420003号当局家庭福祉課長通知「児童養護施設等の職業指導員加算分保護単価の採択方針について」及び平成20年6月12日雇児発第0612014号の4当職通知「児童養護施設における医療的支援体制の強化について」は、廃止する。

おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。



## 第1 家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）

### 1 趣旨

虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話、面接等により児童の早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行い、入所児童の早期の退所を促進し、親子関係の再構築等が図られることを目的とする。

### 2 配置施設

家庭支援専門相談員を配置する施設は、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設とする。

### 3 資格要件

家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設等において児童の養育に5年以上従事した者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

### 4 家庭支援専門相談員の業務内容

#### (1) 対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務

- ① 保護者等への施設内又は保護者宅訪問による相談援助
- ② 保護者等への家庭復帰後における相談援助

#### (2) 退所後の児童に対する継続的な相談援助

#### (3) 里親委託の推進のための業務

- ① 里親希望家庭への相談援助
- ② 里親への委託後における相談援助
- ③ 里親の新規開拓

#### (4) 養子縁組の推進のための業務

- ① 養子縁組を希望する家庭への相談援助等
- ② 養子縁組の成立後における相談援助等

#### (5) 地域の子育て家庭に対する育児不安の解消のための相談援助

#### (6) 要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画

#### (7) 施設職員への指導・助言及びケース会議への出席

#### (8) 児童相談所等関係機関との連絡・調整

#### (9) その他業務の遂行に必要な業務

### 5 留意事項

(1) 施設長は、対象児童の措置を行った児童相談所と密接な連携を図りその指導・助言に基づいて、家庭支援専門相談員をして具体的な家庭復帰、親子関係再構築等の支援を行わせるよう努めること。

(2) 施設長は、家庭復帰等が見込まれる対象児童を把握し、家庭復帰等に向けた計画を作成し、それに基づき、家庭支援専門相談員をして支援を行うこと。

- (3) 家庭支援専門相談員は、支援を行った内容について記録を備えるとともに、施設長はその評価を行うこと。
- (4) 次に掲げる要件の一方に該当する場合は1人を、両方の要件に該当する場合は2人の家庭支援専門相談員を加配できること。
  - ①定員30人以上の施設
  - ②地域の要支援家庭等に対して訪問支援等を行う施設
- (5) 地域の要支援家庭や施設から家庭に復帰した児童がいる家庭等を巡回して訪問支援等を行う場合には、以下に留意すること。
  - ①支援対象者の把握については、児童相談所や要保護児童対策地域協議会等と連携して対応すること。
  - ②支援に当たっては、施設の心理療法担当職員、里親支援専門相談員、自立支援担当職員等と連携して対応すること。
  - ③年間を通しておおむね10世帯程度の地域の要支援家庭等に対して支援するよう努めること。

## 第2 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

### 1 趣旨

児童養護施設及び乳児院に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ることを目的とする。

### 2 配置施設

里親支援専門相談員を配置する施設は、里親支援を行う児童養護施設及び乳児院とする。

### 3 資格要件

里親支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者又は児童養護施設等（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならない。

### 4 里親支援専門相談員の業務内容

- (1) 里親の新規開拓
- (2) 里親候補者の週末里親等の調整
- (3) 里親への研修
- (4) 里親委託の推進
- (5) 里親家庭への訪問及び電話相談
- (6) レスパイト・ケアの調整
- (7) 里親サロンの運営

- (8) 里親会の活動への参加勧奨及び活動支援
- (9) アフターケアとしての相談

## 5 施設の指定等

里親支援専門相談員を配置して里親支援を行おうとする施設は、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）の民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

- (1) 児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、施設の運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 次の要件に該当する里親委託の推進に向けて意欲的に取り組む自治体においては、1施設当たり里親支援専門相談員を2人配置できること。
  - ① 「「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について（令和3年2月4日子家発0204第1号）」に基づく里親委託加速化プランに採択された自治体
- (3) 指定する施設については、平成20年4月1日雇児発0401011号当職通知「里親支援機関事業の実施について」に基づき、あわせて里親支援機関に指定することが望ましい。

## 6 留意事項

- (1) 里親支援専門相談員は、児童と里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇職員の勤務ローテーションに入らないこと。
- (2) 里親支援専門相談員は、必要に応じて、施設の所在する都道府県等の所管区域を越えて里親支援を行うことができる。

## 第3 心理療法担当職員

### 1 趣旨

虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童等及び夫等からの暴力等による心的外傷等のため心理療法を必要とする母子に、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、心理的な困難を改善し、安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図ることにより、対象児童等の自立を支援することを目的とする。

### 2 配置施設

心理療法担当職員を配置する施設は、次の施設とする。

- (1) 児童養護施設にあっては、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う施設又は地域の里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム等に対して定期的に巡回して心理療法を行う施設

- (2) 児童自立支援施設にあっては、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う施設、地域の里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム等に対して定期的に巡回して心理療法を行う施設又は定員10人以上につき1人心理療法担当職員を配置する施設
- (3) 乳児院にあっては、心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者10人以上に心理療法を行う施設又は地域の里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム等に対して定期的に巡回して心理療法を行う施設
- (4) 児童心理治療施設にあっては、定員9人につき1人、定員8人につき1人又は定員7人につき1人、心理療法担当職員を配置する施設
- (5) 母子生活支援施設にあっては、心理療法を行う必要があると認められる母又は子10人以上に心理療法を行う施設又は地域の里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム等に対して定期的に巡回して心理療法を行う施設

### 3 資格要件

心理療法担当職員は、次の資格要件を満たす者でなければならない。

- (1) 乳児院、児童養護施設又は母子生活支援施設に配置する場合  
学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者
- (2) 児童自立支援施設に配置する場合  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第4項の規定によるものとする
- (3) 児童心理治療施設に配置する場合  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第3項の規定によるものとする

### 4 心理療法担当職員の業務内容

- (1) 対象児童等に対する心理療法
- (2) 対象児童等に対する生活場面面接
- (3) 施設職員への助言及び指導
- (4) ケース会議への出席
- (5) その他

### 5 留意事項

- (1) 施設長は、心理療法の実施に当たっては、児童等の自立支援計画に明確に位置付け、それに基づき行うものとする。
- (2) 施設長は、児童の措置を行った児童相談所又は母子の保護を行った福祉事務所と密接に連携し、その指導・助言に基づいて心理療法等を行うよう努める。なお、心理療法の実施については、精神科の嘱託医等の意見を聴くことが望ましい。
- (3) 心理療法担当職員は、常勤職員であることが原則であるが、当面、常勤的非常勤職員(1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員、複数の非常勤職

員により左記の時間数等を満たす場合を含む。)及び非常勤職員でも可とする。

なお、児童自立支援施設において、定員10人以上につき1人心理療法担当職員を配置する場合及び児童心理治療施設において、定員9人につき1人、定員8人につき1人又は定員7人につき1人心理療法担当職員を配置する場合には常勤職員とする。

- (4) 心理療法は、年間を通しておおむね週5日程度実施する。なお、母子生活支援施設においては、母子の就労等の関係から休日・夜間における実施にも配慮すること。
- (5) 心理療法を行うための部屋(専用室が望ましい)及び必要な設備を有すること。
- (6) 乳児院及び児童養護施設の心理療法担当職員は、対象となる子どもの保護者等に対して、定期的な助言・援助を行うため、児童相談所等と連携をはかりながら、積極的な家庭への訪問指導を行うものとする。
- (7) 必要に応じて、退所後の訪問指導を行うなど配慮すること。
- (8) 心理療法担当職員は、人材育成を行いにくい職種であることから、心理学を修めた者を児童指導員や個別対応職員などとしても採用するなどにより、人材育成を図ることができる。
- (9) 次に掲げる要件の一方に該当する場合は1人を、両方の要件に該当する場合は2人の心理療法担当職員を加配することができる。(定員10人以上につき1人心理療法担当職員を配置する児童自立支援施設及び児童心理治療施設を除く)
  - ①心理療法を行う必要があると認められる児童等10人以上に心理療法を行う施設
  - ②地域の里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム等に対して定期的に巡回して心理療法を行う施設
- (10) 地域の里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム等に対して定期的に巡回して、心理療法等を行う場合には、以下に留意すること。
  - ①支援対象者の把握については、児童相談所や地域の里親支援機関等と連携して対応すること。
  - ②支援に当たっては、施設の心理療法担当職員、里親支援専門相談員、自立支援担当職員等と連携して対応すること。
  - ③施設の心理療法室や設備を使用することが有効である場合には、訪問による支援だけでなく、施設内で支援を行うことも可能であること。
  - ④必要に応じて、地域の要支援家庭を訪問等して支援を行うことも可能とすること。
  - ⑤加算分保護単価は、その取組に応じて、以下のいずれかを適用すること。
    - ア地域の対象児童10人以上に支援を行う場合 常勤職員単価
    - イ地域の対象児童5人以上10人未満に支援を行う場合 常勤的非常勤職員単価

#### 第4 個別対応職員

##### 1 趣旨

虐待を受けた児童等の施設入所の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応

が必要な児童への1対1の対応、保護者への援助等を行う職員を配置し、虐待を受けた児童等への対応の充実を図ることを目的とする。

## 2 配置施設

個別対応職員を配置する施設は、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設とする。

## 3 個別対応職員の業務内容

- (1) 被虐待児童等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接
- (2) 当該児童への生活場面での1対1の対応
- (3) 当該児童の保護者への援助
- (4) その他

# 第5 職業指導員

## 1 趣旨

勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。

## 2 配置施設

職業指導員を配置する施設は、実習設備を設けて職業指導を行う児童養護施設又は児童自立支援施設とする。

## 3 職業指導員の業務内容

- (1) 児童の職業選択のための相談、助言、情報の提供等
- (2) 実習、講習等による職業指導
- (3) 入所児童の就職の支援
- (4) 退所児童のアフターケアとしての就労及び自立に関する相談援助

## 4 施設の指定等

職業指導員を配置して職業指導を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。また、職業指導員の活動状況及び成果については、別紙様式3により、翌年度4月末日までに、当局家庭福祉課長まで報告すること。

なお、職業指導員は対象児童の就職に結びつくよう、十分にその指導を行い得る者を配置すること。

- (1) 1か所の施設について職業指導員の加算は1人分とすること。
- (2) 指導のための準備を含めた職業指導に係る総活動時間が概ね法人で規定する常勤職員の勤務時間数を下回らないこと。
- (3) 職業指導等の対象児童が概ね10人を下回らないこと。
- (4) 指導内容が学校教育における指導か塾等に通うことで得るもの（英会話、パソコンの資格取得、調理業務等）でないこと。

- (5) 職業指導員は職業指導を行う専任の職員とし、施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らないこと。

## 第6 医療的ケアを担当する職員

### 1 趣旨

被虐待児や障害児等継続的な服薬管理などの医療的ケア及び健康管理（以下「医療的ケア」という。）を必要とする児童に対し、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などを行い医療的支援体制の強化を図ることを目的とする。

### 2 配置施設

医療的ケアを担当する職員を配置する施設は、医療的ケアを必要とする児童が15人以上入所している児童養護施設とする。

### 3 資格要件

医療的ケアを担当する職員は、看護師とする。

### 4 医療的ケアを担当する職員等の業務内容

- (1) 対象児童の医療的ケア及び緊急時における対応等
- (2) 医師又は嘱託医との連携
- (3) 常備薬の管理及び与薬
- (4) 病欠児及び早退児の観察
- (5) 入所者の健康管理及び身体発達上の相談への対応
- (6) 対象児童の医療機関への受診及び行事への付添
- (7) 入所者の健康上の相談への対応
- (8) 感染予防
- (9) 緊急時における医療機関との連絡調整
- (10) その他医療的ケアのために必要な業務

### 5 施設の指定等

医療的ケアを担当する職員を配置して医療的支援体制の強化を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県等の民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式4により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

- (1) 児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、施設の運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 医療的ケアが必要と都道府県知事等が認めた対象児童が15人以上入所している場合に限ること。
- (3) 1か所の施設について医療的ケアを担当する職員の加算は1人分とすること。

### 6 留意事項

医療的ケアを担当する職員を配置する施設の長は、児童の日常の健康を把握する

とともに、対象児童のケアについて、医療的ケアを担当する職員をして適切な支援が行われるよう努めること。

#### 第7 経費

この通知に基づく職員の配置に要する経費については、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。



別紙様式1

文 書 番 号  
(元号) 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部(局)長  
児童相談所設置市

(元号) 年度里親支援専門相談員を配置する施設の指定状況について

標記について、平成24年4月5日雇児発0405第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」の第2の5に基づき指定したので、次のとおり報告する。

1 (元号) 年度里親支援専門相談員配置施設指定状況

施設種別	所管施設数	里親支援専門相談員配置指定施設数	うち、里親委託加速化プランの採択により里親支援専門相談員を2人配置する施設数
児童養護施設			
乳 児 院			

2 (元号) 年度里親支援専門相談員配置指定施設一覧 ……別紙

別紙

(元号) 年度里親支援専門相談員配置指定施設一覧

都道府縣市名

番号	施設種別 (注)	指定施設名	経営主体	里親支援専門 相談員配置年 月日	施設の所在地 を管轄する児 童相談所名

(注) 「施設種別」欄には、児童養護施設又は乳児院の別を記入すること。

別紙様式2

文 書 番 号  
(元号) 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部 (局) 長  
児童相談所設置市

(元号) 年度里親支援専門相談員による里親支援の実施状況について

(別紙様式1の文書番号)により指定した旨報告した里親支援専門相談員配置施設について、平成24年4月5日雇児発0405第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」の第2の5に基づき次のとおり里親支援の実施状況を報告する。

1 (元号) 年度里親支援専門相談員配置施設実施状況

施設種別	所管施設数	里親支援専門相談員配置指定施設数	うち、里親委託加速化プランの採択により里親支援専門相談員を2人配置する施設数
児童養護施設			
乳 児 院			

2 里親支援専門相談員の活動状況 . . . . . 別紙 (様式は任意とする)

別紙様式第3

文 書 番 号  
(元号) 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部(局)長  
児童相談所設置市

(元号) 年度における職業指導員の活動状況及びその成果について

標記について、平成24年4月5日雇児発0405第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」の第5の4に基づき、別添のとおり報告する。

【添付書類】 (元号) 年度職業指導員活動状況等報告書(施設ごと・任意様式)

別紙様式 4

文 書 番 号  
(元号) 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部 (局) 長  
児童相談所設置市

(元号) 年度児童養護施設における医療的ケア担当職員の指定状況について

標記について、平成24年4月5日雇児発0405第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」の第6の5に基づき次のとおり報告する。

1	施設名			
2	設置主体・経営主体			
3	定員 名	暫定定員 名		
4	継続的な医療的ケアが必要な児童数 (単なる風邪等は除く。)			名
5	主な疾病 (上位3つ)	(1)	(2)	(3)
6	いちばん重いと思われる疾病			
7	院内学級設置の有無	有・無	(有りの場合)	分校・分教室
8	医師 (又は嘱託医) との連携状況			
9	管内における当該施設の位置付け			

(改正後全文)

雇児発第509号  
平成13年8月2日

【一部改正】平成17年4月20日雇児発第0420001号  
【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第8号

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

### 母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について

夫等からの暴力により保護を必要とする母子については、これまでも母子生活支援施設において保護が行われているところであるが、近年、夫等の暴力を理由とする入所者が増加していることに伴い、これらの母子を追って別れた夫等が警備体制の手薄な夜間に踏み込む等により、母子や職員に不安を与えたり、危害を及ぼすおそれが高まってきている。

このため、母子生活支援施設の夜間警備体制を強化することとし、次のとおり実施方法を定め、平成13年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

#### 1 趣旨

近年、夫等の暴力を理由とする入所者が増加していることに伴い、これらの母子を追って別れた夫等が警備体制の手薄な夜間に踏み込む等により、母子や職員に不安を与えたり、危害を及ぼすことを防止する観点から夜間警備体制の強化を図るものである。

#### 2 対象施設等

この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等への事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）民生主管部（局）

長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

- (1) 当該施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 宿直制又は常直制を実施しており、夜間における入所者等の処遇が適切に行える職員体制となっている施設であること。
- (3) 夫等の暴力を理由とする入所者が継続的に見込まれる施設であること。
- (4) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由がなく、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

### 3 実施にあたっての留意事項

- (1) 夜間警備体制の強化にあたっては、入所者及び職員の安全確保を図るため、職員の雇い上げ又は委託契約等適切な方法により行うものとする。  
ただし、入所者の処遇の観点から、すでに宿直制を実施している施設にあつては、機械設備等の活用により警備体制を強化する場合も対象とする。  
なお、夜間に警備員のみとなる施設は、本加算の対象としないものとする。
- (2) 夜間警備体制の強化にあたっては、警察との連携が重要であることから、その一層の緊密化に努めること。

### 4 経費

この実施のための経費については「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。

別紙様式1

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県  
指定都市 民生主管部（局）長  
中核市

平成 年度母子生活支援施設における夜間警備体制の強化事業  
指定状況について

標記について、平成13年8月2日児家発第509号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の2に基づき報告する。

1 平成 年度母子生活支援施設における夜間警備体制の強化事業実施施設指定状況

所管母子生活支援施設数	夜間警備強化事業実施 施設申請施設数（注1）	
	うち指定施設数（注2）	

（注1）都道府県市に申請があった施設の数を記入すること。

（注2）都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を記入すること。

2 平成 年度母子生活支援施設における夜間警備体制の強化事業指定施設一覧

……別紙



別紙

平成 年度母子生活支援施設における夜間警備体制の  
強化事業指定施設一覧

(都道府県・指定都市・中核市名： )

番号	指定施設名	経営主体	夜間警備体制強化 事業開始年月日

別紙様式2

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県  
指定都市 民生主管部（局）長  
中核市

平成 年度母子生活支援施設における夜間警備体制の強化事業  
実施状況について

標記について、平成13年8月2日児家発第509号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の2に基づき報告する。

1 平成 年度母子生活支援施設における夜間警備体制の強化事業実施施設指定状況

所管母子生活支援施設数	うち指定施設数 (注)

(注) 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

2 平成 年度夜間警備体制強化事業実施施設別実施報告書

……別紙

平成 年度夜間警備体制強化事業実施施設別実施報告書  
(都道府県・指定都市・中核市名： )

施設名	設置主体	認可定員 (世帯)	職員の状況(うち非常勤)										夫等の 暴力に よる母 子の入 所状況 (世帯)	夜間 休日 受入 体制	夜間警備 の内容	備考	
			施設長	母子 支援員	保育士	少年指 導員兼 事務員	調理員 等	自立支 援職員	嘱託医	合計							
所在地	経営 主体	現員 (世帯)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	( )			
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )			
			[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]			
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )			
			[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]			

注1 非常勤職員がいる場合は、職員の状況の( )に人数を再掲すること。

2 併任職員がいる場合は、職員の状況の[ ]に人数を再掲すること。

3 夫等の暴力による母子の入所状況欄は、事業実施年度の4月1日現在の入所世帯数を記載するとともに、( )に過去3年間の実績を記入すること。

4 夜間警備の内容については、職員の雇い上げ、業務委託等の別、警備員の配置時間、機械警備等にあつてはその警備システム、通報等があつた場合に委託会社から警備員が施設に到着できる時間その他警備の内容を記載すること。

5 宿直制を実施する施設にあつては、(ア)職員勤務ローテーション表、(イ)「断続的な宿直又は日直勤務許可書」(写)を添付すること。

6 自立支援職員とは、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱等の改正点及びその運用について」(平成10年6月12日児家第30号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知)の第2の非常勤職員をいう。

7 備考欄には、警察との連携状況その他の事項で、事業を採択する上で参考になることを記載すること。

子 発 0323 第 3 号  
社 援 発 0323 第 30 号  
令 和 4 年 3 月 23 日

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 市 長  
各 中 核 市 市 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)  
厚生労働省社会・援護局長  
(公印省略)

### 社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」(以下「第三者評価指針」という。)を踏まえながら社会的養護関係施設(児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設をいう。以下同じ。)における第三者評価については、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(平成30年3月30日付子発第0330第8号、社援発第0330第42号(以下「社会的養護関係施設第三者評価通知」という。))により実施されているところである。

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、社会的養護関係施設第三者評価通知に示すとおり、概ね3年毎に定期的に見直しを行うこととしているが、今般、前回の見直しから4年が経過することから、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会(以下「全社協」という。)に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」に要請し、各施設における支援の質の向上の観点から当該基準の見直しの検討を行ったところである。

これを踏まえ、第三者評価基準の改定を行い、本通知により令和4年4月1日から適用することとしたので、第三者評価指針のほか下記の事項に留意の上、社会的養護関係施設の第三者評価の適切な実施にご配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

### 記

#### 1. 第三者評価の趣旨

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第78条第1項により、「社会福祉事業

の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」こととされており、これに基づき、福祉サービス第三者評価事業が実施されている。

福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉事業の経営者が任意で第三者評価を受ける仕組みであるが、社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みではない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定があるほか、被虐待児が増加していること等により、施設運営の質の向上が必要である。このため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）において、社会的養護関係施設については、「自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」旨を定め、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけている。

これらにより、社会的養護関係施設の第三者評価は、子どもの最善の利益の実現のために施設運営の質の向上を図ることを趣旨として実施されるものである。

## 2. 第三者評価及び自己評価の定期的な実施

- (1) 社会的養護関係施設は、第三者評価指針及び本通知に基づき、第三者評価を令和4年度から始まる3か年度毎に1回以上受審し、その結果の公表をしなければならない。
- (2) また、第三者評価基準の評価項目に沿って、毎年度、自己評価を行わなければならない。

## 3. 第三者評価の推進組織

### ① 全国推進組織（全社協）

全国推進組織である全社協は、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」による業務に加え、社会的養護関係施設第三者評価機関の認証に関すること、社会的養護関係施設についての第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること、第三者評価結果の取扱いに関すること、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること、その他必要な業務を行う。

### ② 都道府県推進組織

第三者評価指針の別添1の「都道府県推進組織に関するガイドライン」による業務に加え、本通知に定める事項に係る業務を行うことができる。

## 4. 第三者評価基準

### (1) 全国共通の第三者評価基準

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、他の福祉サービスと同様に共通評価基準と施設種別独自の内容評価基準に分かれており、今般、別添1-1

から別添6-4までのとおり改定したところである。

共通評価基準は、都道府県社会的養育推進計画に関する内容を踏まえ、施設経営を取り巻く環境と経営状況の把握・分析、職員育成の意義、地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みに関する内容の加筆等を行い、改定した。自立援助ホームについては、平成22年に評価基準を策定後、初めての改定となるため、平成30年に改正された全施設種別の共通の第三者評価指針の別添3の「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び同通知の別添4の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける評価項目の判断基準に関するガイドライン」に合わせて評価項目の組み替え等の見直しを行ったほか、自立援助ホームは第2種社会福祉事業であることや児童の対象年齢を超えた者も入居している等の特性・実態を踏まえた言葉の置き換え、整理を行った。

また、内容評価基準については、子どもの権利擁護に関する項目の加筆や、評価基準の一部に2段階評価が用いられたものを3段階評価に修正する等の見直しを行った。自立援助ホームについては、利用者からの申し込みによる入居であり、他の施設種別と異なるため、入居者の年齢や実態を考慮した修正を行った。

## (2) 都道府県独自の第三者評価基準

都道府県推進組織は、(1)にかかわらず、第三者評価指針の別添1の「都道府県推進組織に関するガイドライン」により、独自の第三者評価基準を定めることができる。この場合、社会的養護関係施設の施設運営指針に基づくとともに、(1)の全国共通の第三者評価基準に基づいて定めるものとする。

## (3) 第三者評価基準の見直し

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、3年に1回の第三者評価の受審を義務づけていることを踏まえ、その実施状況を見ながら、概ね3年毎に定期的に見直しを行うこととする。

## 5. 第三者評価機関

### (1) 社会的養護関係施設第三者評価機関の認証

社会的養護関係施設第三者評価機関は、社会的養護関係施設の特質等を十分把握し、一定以上の評価実績を積むことが必要であるため、他の都道府県など広域で活動できることが適当である。

このため、社会的養護関係施設第三者評価機関については、全国共通の「社会的養護関係施設第三者評価機関」の認証を受けなければならないこととし、この認証は、次の要件により原則として全国推進組織が行い、全国において有効とする。

- ① 都道府県推進組織の認証を受けている第三者評価機関にあっては、全国推進組織である全国社会福祉協議会が実施する直近の社会的養護関係施設評価調査者養成研修又は継続研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していること。
- ② ①以外の評価機関にあっては、第三者評価指針の別添2の「福祉サービス第三

者評価機関認証ガイドライン」に掲げる要件を満たすとともに、①の要件を満たしていること。

#### (2) 認証の有効期間と更新

当該認証の有効期間は、令和4年度から始まる3か年度毎の年度末日までの期間とする。

なお、認証の更新時には、令和4年度から始まる3か年度毎に6か所以上の社会的養護関係施設の評価を行うとともに、この3か年度毎に全国推進組織が行う研修を受講し修了した評価調査者が在籍し、適切な評価を行っていることを要件とする。

#### (3) 都道府県独自の認証

都道府県推進組織は、(1)にかかわらず、当該都道府県内において有効な社会的養護関係施設第三者評価機関の認証を行うことができる。

この場合は、第三者評価指針の別添2の「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に基づき、都道府県推進組織が定める認証要件を満たすとともに、都道府県推進組織が実施する社会的養護関係施設評価調査者養成研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していることとする。

なお、4(2)で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織において、特に必要と認める場合には、当該都道府県内の施設の第三者評価については、当該独自の認証を受けた社会的養護関係施設第三者評価機関でなければならない旨の取り扱いを設けることができる。

#### (4) 評価の実施等

社会的養護関係施設第三者評価機関が社会的養護関係施設の評価を行う場合には、1件の第三者評価に2名以上の評価調査者が一貫して担当するものとし、いずれの評価調査者も、直近の社会的養護施設評価調査者養成研修又は継続研修を受講し、修了していることが望ましいが、少なくとも1名は、これを受講し、修了している者でなければならない。

なお、社会的養護施設評価調査者養成研修を受講していない評価調査者についても、第三者評価指針の別添1の「都道府県推進組織に関するガイドライン」により都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修を受講し、修了した者でなければならない。

社会的養護関係施設第三者評価機関は、毎年度、全国推進組織に対し第三者評価事業の実績等を報告し、また、全国推進組織が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

### 6. 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修

全国推進組織は、社会的養護関係施設評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。

養成研修は、①社会的養護の現状と課題、②児童養護施設の現状と第三者評価、

③乳児院の現状と第三者評価、④児童心理治療施設の現状と第三者評価、⑤児童自立支援施設の現状と第三者評価、⑥母子生活支援施設の現状と第三者評価、⑦社会的養護関係施設の評価の手法のそれぞれについて、専門的知見を有する講師により、講義・演習を行うものとする。演習科目においては、社会的養護関係施設の第三者評価の実施に係る訪問調査や利用者調査等の実践事例等を組み入れるよう工夫を講じること。

継続研修は、4.(3)による第三者評価基準の見直しに応じて講義・演習を行うものとする。

なお、都道府県推進組織においても、第三者評価指針の別添6の「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」を参考にして、上記の講義を加え、独自に行うことができるものとする。

## 7. 利用者調査の実施

社会的養護関係施設については、利用者の意向を把握することの重要性にかんがみ、第三者評価と併せて利用者調査を必ず実施するものとする。

その方法及び様式については、別添7-1から別添7-9までのとおりである。

## 8. 第三者評価結果の公表

(1) 社会的養護関係施設については、第三者評価機関が評価結果を全国推進組織及び都道府県推進組織に提出し、全国推進組織がその結果を公表するものとする。なお、これに併せて、都道府県推進組織においても公表することができる。

(2) 社会的養護関係施設の評価結果の公表は、原則として全国共通の公表様式とし、第三者評価機関名、評価調査者研修修了番号、事業者情報、理念・基本方針、施設の特徴的な取組、第三者評価の受審状況、総評、第三者評価結果に対する施設のコメント、第三者評価結果(すべての評価細目ごとのa, b, cの3段階評価、第三者評価機関の判定理由等のコメント)を記述して公表し、その様式は別添8-1から別添8-6までのとおりである。

なお、4(2)で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織においては、第三者評価指針の別添5の「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づいて、独自の公表様式を定めて差し支えない。

## 9. 評価の質の向上のための取組

全国推進組織においては、第三者評価機関、学識経験者及び社会的養護関係施設の関係者の参画を得ながら、社会的養護関係施設に対する第三者評価の質の向上のための調査研究及び情報交換を行う組織を設ける。

## 10. 自己評価の実施

(1) 第三者評価を受審するに当たっては、あらかじめ、第三者評価基準に基づき、



自己評価を行うものとする。この場合の自己評価の方法は、受審する施設と第三者評価機関で協議し決定する。

- (2) 第三者評価を受審しない年度の自己評価は、その方法を当該施設で決定の上、第三者評価基準に基づき行う。

#### 1 1. ファミリーホーム及び自立援助ホームについての第三者評価

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）及び自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）の第三者評価については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）により、受審等の努力義務が規定されているところである。

ファミリーホーム及び自立援助ホームの第三者評価の実施については、社会的養護関係施設第三者評価機関が行うこととする。

#### 1 2. 第三者評価の受審費用

社会的養護関係施設及びファミリーホーム、自立援助ホームの第三者評価の受審費用については、3年に1回に限り、1回31万4千円を上限に、措置費の第三者評価受審費加算を算定することができる。

こ支家第47号  
令和5年5月10日

各  
都道府県知事  
指定都市の市長  
中核市の市長  
児童相談所設置市の市長

宛

こども家庭庁長官

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおり定められ、令和5年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)は廃止する。

ただし、令和4年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(通則)

この交付要綱は、こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則(令和5年内閣府令第41号)の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

- 1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法(昭和22年法律第164号、以下「法」という。)第27条第1項第3号に規定する措置(障害児入所施設を除く。)、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、法第24条第5項又は第6項に規定する保育の実施(以下「保育の措置」という。)、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第3号及び第5号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養

育又は保育の措置に係る費用(別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成20年法律第93号)第2条各号に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関(以下「国立高度専門医療研究センター等」という。))については、入所後の助産に要する費用とする。)をいい、これを次の費目に分けるものとする

- (1) 事務費 児童福祉施設(児童自立生活援助事業所(以下「自立援助ホーム」という。))及び小規模住居型児童養育事業所(以下「ファミリーホーム」という。))を含む。以下「施設」という。)及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。

- (2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等(ただし、措置停止されている児童を除く。)若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあつては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が認可した定員(母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。)をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市及び市町村立(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)の施設にあつては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。

また、自立援助ホーム及びファミリーホームにあつては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。

さらに、保育の措置については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第31条第1項又は第43条第1項の規定に基づき市町村の承認を受けた利用定員をいう。

ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。

3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額(一時保護所にあつては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の月額)その他の単価であつて、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。

4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じてた値であつて、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなればならないもの及び一時保護所費をいう。

5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。ただし、保育の措置に係る「地域区分」の適用範囲については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第9号の規定によるものとする。

(1) 「20/100」とは、一般職の職員に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表第一（以下「別表」という。）の級地が「一級地」とされている地域とする。

(2) 「16/100」とは、人事院規則別表の級地が「二級地」とされている地域とする。

(3) 「15/100」とは、人事院規則別表の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市とする。

(4) 「12/100」とは、人事院規則別表の級地が「四級地」とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。

(5) 「10/100」とは、人事院規則別表の級地が「五級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、神奈川県寒川町、逗子市、横浜市、松原市、広島県府中町とする。

(6) 「6/100」とは、人事院規則別表の級地が「六級地」とされている地域及び狭山市、蔵市、白井市、伊勢原市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。

(7) 「3/100」とは、人事院規則別表の級地が「七級地」とされている地域及び稲次市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。

(8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。

6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和29年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部並びに義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部並びに義務教育学校の後期課程を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。

7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。

8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳

に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。

9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第28条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。

10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。

11 「職員配置の改善」とは、社会的養護の充実として質の向上を図るものであり、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、一時保護所において、第3の2（1）の表第2欄に規定する職員の配置を行うことをいう。

## 第2 国庫負担額等

### 1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

### 2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第3号及び第5号、第53条、第55条及び第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

第3項第1号、第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に基づき設定すること。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること（保育の措置については、市町村長から特定教育・保育施設等の長に対し通知すること。）。

2 事務費の保護単価の設定方法

(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのそのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。

また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「21自立支援担当職員加算分」までの第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

単価の名称	第1欄	設定の条件	第2欄	適用される単価	第3欄
1 配置改善加算分保護単価		児童養護施設において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合 児童自立支援施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童自立支援専門員、児童生活支援員）配置を行った場合 乳児院において2歳未満児に対し、1.5:1、1.4:1、1.3:1及び3歳以上幼児に対し、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士、児童相談員）配置を行った場合 児童心理治療施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)-7、(1)-1、(1)-7のいずれかの配置改善加算分保護単価 別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)-7、(2)-1、(2)-7のいずれかの配置改善加算分保護単価 別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)-7、(3)-1、(3)-7、(3)-1のいずれかの配置改善加算分保護単価		

経費の種類	措置等主体の区分	措置費等の負担区分			
		児童等の入所等の区分	市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設等の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1/4	1/4	1/2
	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市	都道府県立施設		1/2	1/2
その他の施設	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1/2	1/2
	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1/2	1/2
里親の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所（一時保護施設）		1/2	1/2
保育の措置費	市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）	1/4	1/4	1/2
	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所（一時保護施設）		1/2	1/2

3 国庫負担金の概算

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができものであること。

4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法

1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知  
都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。ただし、保育の措置については、次の2から4によらず、支弁法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支弁法第27条第1号、第29条

一時保護所において5:1、4.5:1、4:1、3:1、2:1のいずれかの職員(児童指導員、保育士)配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)-ア、(5)-イ、(5)-エ、(5)-オのいずれかかの配置改善加算分保護単価
2 里親支援専門相談員加算分保護単価	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)里親支援専門相談員加算分月額保護単価×配置里親支援専門相談員数
3 心理療法治療担当職員(常加算分保護単価(常勤職員))	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法治療担当職員分保護単価×配置心理療法治療担当職員数(ただし、児童心理療法治療施設においては、一般分保護単価に含まれる心理療法治療担当職員数を減じた数)
4 個別対応職員加算分保護単価	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)個別対応職員加算分月額保護単価
5 職業指導員加算分保護単価	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(13)職業指導員加算分保護単価
6 看護師加算分保護単価	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(14)看護師加算分月額保護単価
7 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(15)母子生活支援施設保育士加算分保護単価
8 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(16)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

9 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」が定員10世帯以上の場合計2人、20世帯以上の場合計2人若しくは3人、30世帯以上の場合計2人若しくは3人若しくは4人おかれている場合 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理療法治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(17)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価×(配置少年指導員兼事務員数-1)
10 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理療法治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(18)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数
11 家庭支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理療法治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(19)家庭支援専門相談員加算分保護単価×配置家庭支援専門相談員数
12 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価

13民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知という社会福祉事業団等(以下「社会福祉事業団等」という。)経営の施設を除く。	一般分保護単価表(里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価(常勤単価に限る)、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、単身社任手当加算分保護単価、小規模かつ地域分散化加算分保護単価、地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算、医療的ケア児等受入加算分保護単価及び自立支援担当職員加算(Ⅰ)分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額)×別に定める基準による加算率(ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。)
14除雪費	豪雪対策特別措置法(昭和37年4月5日法律第73号)第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(31)除雪費加算分保護単価
15降圧除去費	活動火山対策特別措置法(昭和48年7月24日法律第61号)第23条第1項の規定に基づく降圧防除地域に所在する施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(32)降圧除去費加算分保護単価
16社会的養護処遇改善加算費	地方公共団体の経営する施設以外の施設が別に定める基準を設定する場合 ただし、社会福祉事業団等経営の施設を除く。	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(33)社会的養護処遇改善加算分保護単価

17社会的養護従事者処遇改善加算費	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホームが別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(34)社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価
18小規模かつ地域分散化加算費	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(35)小規模かつ地域分散化加算分月額保護単価×加配された職員の合計数
19地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(36)地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分月額保護単価
20医療的ケア児等受入加算費	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(37)医療的ケア児等受入加算分月額保護単価×実施か所数
21自立支援担当職員加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設及び自立援助ホームが別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(38)自立支援担当職員加算(Ⅰ)分保護単価又は(39)自立支援担当職員加算(Ⅱ)分保護単価×実施か所数

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設、児童自立支援施設及び児童心理治療施設の基幹的職員加算分、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設のポライ一枝士雇上費加算分、一時保護所の専門職員等加算分、第三者評価受審費加算分、賃借費加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費及び一時保護実施特別加算費及び一時保護所処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算すること。

(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、小規模かつ地域分散化加算費、自立支援担当職員加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、自立支援担当職員加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(5) (1) により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

(6) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。

#### 3 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(28)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

#### 4 措置費等の支弁基準の設定方法

2及び3により保護単価を定めるときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式の事項を定めた支弁基準を設定するものとする。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加

えてそのまま設定すれば足りること。

#### 第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

##### 1 地方公共団体の支弁義務

地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3、第8号、第51条第3号及び第5号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。

ただし、保育の措置については、第3の1のただし書きに掲げる費用について定めるところにより算定した額を支弁しなければならないこと。

##### 2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとする。

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	毎月支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事 務 費	児童養護施設、児童自立支 器施設（通所部を含む）、 児童心理治療施設（通所部 を含む）、乳児院、母子生 活支援施設、自立援助ホー ム、ファミリーホーム、里 親又は一時保護所（一時保 護の委託を受けた施設を 含む。）	施設等を運営 するために必 要な職員の人 件費その他事 務の執行に伴 う諸経費	(1)次のアからエまでにより算定した額の合 算額 ア 乳児院、ファミリーホーム以外の施設 については次の算式(1)、乳児院について は算式(2)、ファミリーホームについては 算式(3)により算定した額。ただし、その 月初日においてその施設に対し、2以上 の支弁義務がある場合における各支弁 義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関 係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務 者が措置児童数等にかかわらず、支弁す べき人員（いわゆる協定人員）を定めて 支弁することとしてしているときは算式(5) ）によって算定した額とする。 ただし、社会的養護処遇改善加算費及 び社会的養護従事者処遇改善加算費の算 定方法は別に定めるところによる。 算式(1) その施設の月額保護単価×その施設の 定員（（通所部の場合は通所部の定員 ）（その月初日において私的契約児及 び家庭裁判所からの補導委託児等があ るときは、その数を控除した数）） ただし、新設により開所した自立援 助ホームにあつては、初めて児童を受 託した日の属する月から算定する。 なお、職員配置の改善を行った場合 には、月額保護単価を各施設に対応す る配置改善加算分保護単価に置き換え て算定する。 算式(2) 2歳未満児の月額保護単価×[定員（ その月初日において私的契約児がある ときは、その数を控除した数）-その 月初日の2歳児措置児童数-その月初日 の3歳以上児措置児童数]+2歳児の月 額保護単価×その月初日の2歳児措置

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	毎月支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事 務 費			児童+3歳以上児の月額保護単価×そ の月初日の3歳以上児措置児童数 なお、職員配置の改善を行った場合 には、月額保護単価を各施設に対応す る配置改善加算分保護単価に置き換え て算定する。 算式(3) 新設により開所した場合については、 初めて児童を受託した日の属する月か ら6ヶ月間は、その施設の月額保護単 価×その施設の定員とし、それ以降に ついては、その施設の月額保護単価× その施設のその月初日の現員（その月 初日において私的契約児及び家庭裁判 所からの補導委託児等があるときは、 その数を控除した数） 算式(4) その施設の月額保護単価×その施設の 定員（その月初日において私的契約児 及び家庭裁判所からの補導委託児等が あるときは、その数を控除した数）× 支弁率 その支弁義務者の支弁すべきその月初 日の措置児童数等又は世帯数 その施設その月初日の総措置児童数等 又は世帯数 算式(6) その施設の月額保護単価×その協定人 員（その月初日において私的契約児及 び家庭裁判所からの補導委託児等があ るときは、その数を控除した数） イ その月初日において、児童養護施設に 乳児、1歳児、2歳児又は年少児がそれ ぞれ入所している場合には、次の算式に より算定した額。 なお、職員配置の改善を行った場合に





費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事 務 費			<p>算式 基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ケ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。 算式 特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×配置人数</p> <p>コ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。 算式 夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>サ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。 算式 保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。 算式 母子生活支援施設(定員40世帯以上)母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ス 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。 算式</p>

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事 務 費			<p>第三者評価受審に係る実費。 ただし、年額314,000円を限度とする。</p> <p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。 算式 建物の賃借に係る実費。 なお、入居に際して礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月(自立援助ホーム及びファミリーホームにあつては、初めて児童を委託した日の属する月)の前月の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。</p> <p>ただし、その開所した日がある月の初日でなかった場合には、本文の適用はない。 算式 その施設の月額保護単価(民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善費及び社会的養護従事者処遇改善加算費を除く。)×その施設の定員×0.5(半月分)</p> <p>(3)一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからオまでにより算定した額の合算額とする。 ア 次ににより算出した利用定員が該当する保護単価。 { [前年度の一時期保護延べ人日/12月/30.4] (小数点以下第1位の数値を切り上げる) × 1.205 } (小数点以下第1位の数値を四捨五入)</p>

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2欄	経費の使途 第 3欄	各月支弁額の算式 第 4欄
(1) 事 務 費			イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合は、次の額を加算する。 一時保護所の専門職員等加算分保護単価 ウ 一時保護所が別に定める基準に該当する場合は、次の額を加算する。 第三者評価受審に係る実費。 ただし、年額314,000円を限度とする。 エ 建物の賃借に係る実費。 なお、礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。 オ 一時保護所が別に定める基準により児童相談所一時保護所処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。 (4) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を受託

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2欄	経費の使途 第 3欄	各月支弁額の算式 第 4欄
			<p>した場合は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left[ \begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} / 30.4 \\ (10円未満の端数は切り捨て) \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right]$ <p>(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定発達支援医療機関である場合は、施設の月額保護単価は「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」）（平成19年12月18日厚生労働省発函第1218002号厚生労働事務次官通知）の別紙において定める月額保護単価とする。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、児童心理治療施設(通所部を含む)、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所(一時保護委託を含む)、別に定める基準に適合する一時保護実施特別加算事業に一時保護委託をされた児童を除く。)の一時保護児(以下「一時保護児」という。)	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病種別等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数(通所部の場合には通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあつてはその月、母日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。)
	自立援助ホームの入所児童	その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費	
	母子生活支援施設の入所者	その入所に要する日常生活に必要な経常的諸経費	
	母子生活支援施設の保育室における保育児童(保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。)	その児童の給食に要する材料費(3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費)	

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			一般生活費保護準備表 (措置児童(若)等1人当たり) 施設種別 一般生活費(月額) 児童養護施設 乳児分 60,410円 乳児以外分 52,360円 児童自立支援施設 入所児分 52,360円 通所児分 16,040円 児童心理治療施設 入所児分 52,810円 通所児分 16,040円 里親 乳児分 60,670円 乳児以外分 52,620円 乳児院 3才未満児分 60,410円 3才以上児分 52,360円 ファミリーホーム 乳児分 60,410円 乳児以外分 52,360円 自立援助ホーム 別に定める基準に該当する者 52,360円 上記以外の者 11,410円 母子生活支援施設 入所者 3,900円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,770円 3歳以上児 6,210円

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費			<p>算式(2)</p> <p>乳児院病虚弱等児童加算費月額保護費単価104,300円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数</p> <p>(2) 里親又はファミリーホームに対し各月初日以外の日に委託又はその解除の措置があった場合は、乳児(1歳未満の者をい)、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。)又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(1)の里親又はファミリーホームの一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の委託措置児童数</p> <p>(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度に在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日には措置又はその解除の措置があった場合は児童(母子生活支援施設にあつては入所者又は保育室保育入所児童)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>((1)一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の措置児童(者)延人員数</p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合について</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費			<p>は、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(月保護単価÷その月の開所日数)×その月の通所した日数</p> <p>(注)10月未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>(5)一時保護所(一時保護委託を含む)の場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合</p> <p>法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする児童数×4,360円(児童が乳児の場合、延児童数×5,900円)</p> <p>②6日目から30日目まで</p> <p>法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする児童数×1,200円(児童が乳児の場合、延児童数×1,220円)</p> <p>③①及び②以外</p> <p>法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする児童数×1,720円(児童が乳児の場合、延児童数×1,990円)</p> <p>法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×3,300円(ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く)</p> <p>④乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式①～③により算定した額に次の算式により算定した額を加算する。</p> <p>法第33条の規定により一時保護された延児童数×3,430円</p>

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
	里親及びファミリーホームの委託児童	里親及びファミリーホームの養育者が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経費	里親及びファミリーホームの養育者が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。 算式 別に定める基準による延児童数(2歳未満)×8,640円+別に定める基準による延児童数(2歳以上)×5,600円
(3) 被虐待児童受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童 算式(1) 別に定める基準による児童数×月額26,100円 一時保護委託児童 算式(2) 別に定める基準による児童数×月額850円
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一部保護委託児童(3歳未満児)	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数(3歳未満児)×日額2,430円

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(5) 助産施設基本分保護費	助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式により算定した額の合算額。 算式 ア その入所妊産婦が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養費及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。 イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。 なお、別に定める基準により施設機能強化推進費(総合防災対策強化事業に限る。)を必要とするものと設定された施設(第二種助産施設に限る。)にあっては、その設定額を加算する。 (注) 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等に ついては、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	
			助産施設の入所妊産婦 (7) 分娩介助料 イ 点数以外の分	分娩を取り扱った場合においては、アに より支弁する点数分のほか、分娩介助料 として分娩児1人につき236,200円を限 度として支弁できる。 胎盤の処置を他に委託した場合において はアにより支弁する点数分のほか、その 実績を支弁して差し支えない。 新生児の介補を行なった場合においてはア により支弁する点数分のほか、新生児介 補料として分娩児1人当たり1日につき 3,810円を限度として支弁できる。 分娩を取り扱った場合においては、アに より支弁する点数分のほか、医学的管理 の下における出産について、特定出産事 故に係る事故が発生した場合において、 出生者の養育に係る経済的負担の軽減を 図るための補償金の支払に要する費用の 支出に備えるための保険契約（出生者等 に対し、総額 3,000 万円以上の補償金を 支払う契約）が締結されており、かつ、 特定出産事故に 関する情報の収集、整理、分析及び提供 の適正かつ確実な実施のための措置を講 じている場合に、その保険料相当額とし て、分娩児1人につき、12,000円を限度 として支弁できる。
(5) 幼 稚 園 費	児童養護施設、児童自立支 援施設、児童心理治療施設 、乳児院若しくはファミリー ホームの入所児童、里親 の委託児童又は一時保護児 の費用	幼稚園及び支援法 第19条第1項第1 号の認定を受けた 児童（支援法第11 条に規定する子ど ろのための教育、保 育給付書の支給を 受けている児童に 限る。）が利用する 施設・事業所（以下 「幼稚園等」とい う。）の範囲に必要 な経費	次の算式により算定した額。 その施設等その月またはその年度 におけるその措置児童につき、幼稚園 等に就園している児童であって、幼稚 園等の範囲に必要な入学金、保育料、 制服等の実費（寄付金は除く。）を合 算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就 園奨励費の補助又は施設等利用給付費 の支給がある場合においては、その額 を控除した額とする。	
			イ 点数以外の分	イ 点数以外の分

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	
			児童養護施設、児童自立支 援施設、児童心理治療施設、 母子生活支援施設（第3欄 の(7)に限る）、自立援助ホ ーム若しくはファミリーホ ームの入所児童、里親の委 託児童又は一時保護児であ る児童、特別支援学校又は 特別支援学校の高等部在 学中のもの及び特別支援学 校の高等部第1学年に入学 するもの。	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、 部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童 があるときは、それぞれ算式(2)から算式 (5)により算定した額を、児童自立支援施 設においては、教材費として算式(6)によ り算定した額を、特別支援学校高等部第 1学年に入学する児童があるときは算式 (7)により算定した額を、資格取得又は講 習等の受講をした特別支援学校高等部 にあるときは算式(8)により算定した額を、 それぞれ算式(1)により算定した額を、 加算する。なお、算式(7)については4月 分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単 価×その月の学年別就学措置児童 数 教育費保護単価表（措置児童数1人当たり）
(7) 教 育 費	児童養護施設、児童自立支 援施設、児童心理治療施設、 母子生活支援施設（第3欄 の(7)に限る）、自立援助ホ ーム若しくはファミリーホ ームの入所児童、里親の委 託児童又は一時保護児であ る児童、特別支援学校又は 特別支援学校の高等部在 学中のもの及び特別支援学 校の高等部第1学年に入学 するもの。	次に掲げる経費。 (1) その児童の養 育教育（特別支援学 校高等部の教育を 含む。）に必要な学 用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための 交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援 施設の教材費 (7) その児童の特 別支援学校高等部 入学に必要な学用 品費等 (8) 特別支援学校 高等部の児童が就 職又は進学に役立 つ資格取得又は講 習等の受講をする ための経費	算式(2) その施設又は里親のその月におけ るその措置児童の別に定めるところ により教科書に準ずる正規の教 材として学校長が指定するものの 購入に必要な実費を合算した額。 算式(3) その施設又は里親のその月におけ るその措置児童であって、交通費の 支給を必要と認めるものがある ときは、その児童が最も経済的な通常 の経路及び方法により通学する場 合のその普通旅客運賃の定期乗車 券（定期乗車券のない場合にあって は、これに準ずるもの。）の実費を 合算した額。 算式(4) その施設又は里親のその月におけ るその措置児童のうち部活動に入 部している児童であって、部活動に 必要な道具代、遠征費等の実費を合 算した額。	
			イ 点数以外の分	イ 点数以外の分

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(7) 教 育 費	児童養護施設、児童自立支 援施設、児童心理治療施設 若しくはファミリーホーム の入所児童又は一時保護児 童、学校給食を実施している 義務教育諸学校又は特別支 援学校の高等部に在学中の もの。	その児童のその学 校給食に必要な経 費	算式(5) その施設又は里親のその月におけ るその措置児童の中学生のうち学 習塾に通っている児童であって、学 習塾に必要な授業料(月謝)、講習 会費等の実費を合算した額。 算式(6) 教材費月額保護単価×小学校該当 児200円、中学校該当児290円×その 月の児童自立支援施設の小学校又 は中学校別該当措置児童数(ただし 、算式(2)及び算式(3)の対象児童を 除く。) 算式(7) 入学時特別加算費×年額保護単価 86,300円×特別支援学校の高等部 第1学年入学措置児童数 算式(8) 資格取得等特別加算費×年額保護 単価57,620円×該当児童数(資格取 得又は講習等の受講をした特別支 援学校高等部に在学する児童であ って別に定めるものの数)
(8) 学 校 給 食 費	児童養護施設、児童自立支 援施設、児童心理治療施設 若しくはファミリーホーム の入所児童、里親の委託児 童又は一時保護児であって 義務教育諸学校又は特別支 援学校の高等部に在学中の もの。	その児童のその学 校給食に必要な経 費	その施設又は里親のその月におけるその 措置児童がその義務教育諸学校又は特別 支援学校の高等部から学校給食費として 徴収される実費を合算した額。

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄								
(9) 見 学 旅 行 費	児童養護施設、児童自立支 援施設、児童心理治療施設 、自立援助ホーム若しくは ファミリーホームの入所児 童、里親の委託児童又は一 時保護児であって、小学校 第6学年、中学校第3学年 若しくは高等学校第3学年 (特別支援学校の高等部を 含む。)の在学中のもので 、その学校の教育課程にお いて実施される見学旅行(こ 通常の「見学旅行」をいう 。)に参加するもの。	その児童の見学旅 行に直接必要な交 通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費×年別年額保 護単価×その月の学年別見学旅行 参加措置児童数 見学旅行費保護単価表 (措置児童(若)1人当たり) <table border="1"> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>22,690円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>60,910円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等 部を含む)</td> <td>111,290円</td> </tr> </table>	学 年 別	保護単価(年額)	小学校第6学年	22,690円	中学校第3学年	60,910円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等 部を含む)	111,290円
学 年 別	保護単価(年額)										
小学校第6学年	22,690円										
中学校第3学年	60,910円										
高等学校第3学年 (特別支援学校高等 部を含む)	111,290円										
(10) 入 進 学 支 度 金	児童養護施設、児童自立支 援施設、児童心理治療施設 、母子生活支援施設若しく はファミリーホームの入所 児童、里親の委託児童又は 一時保護児であって、小学 校第1学年に入学し、又は 中学校第1学年に進学する もの。	その児童の入進学 に際して必要な学 用品等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額と し、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金×学年別年額保 護単価×学年別入進学措置児童数 入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>64,300円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年入学児童</td> <td>81,000円</td> </tr> </table>	学 年 別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	64,300円	中学校第1学年入学児童	81,000円		
学 年 別	保護単価(年額)										
小学校第1学年入学児童	64,300円										
中学校第1学年入学児童	81,000円										



費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄						
(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(第3欄の(3)、(5)及び(6)に限る。(5)は中学生含む。)、自立移動ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、高等学校等に入学するもの及び養育終了児童のうち高等学校等に在籍していないもの(既に就職しているものは除く。)又は別に定めるもの(第3欄の(4)、(5)及び(6)に限る。)	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校に在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の科学習費等 (2) 通学のための交通費 (3) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費 (4) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費 (5) 学習塾等を利用した場合にかかる経費 (6) 特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(3)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公算月額保護単価を合算した額 特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <tr> <td>公  私  別</td> <td>保護単価(月額)</td> </tr> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>23,330円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>34,540円</td> </tr> </table> 算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合その普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額。 算式(3) 入学時特別加算費年額保護単価86,300円を上限として、実費を合算した額。 算式(4) 資格取得等特別加算費年額保護単価57,620円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、資格取得又は講習等の受講をした児童であつて別に定めるもの) 算式(5) 補習費保護単価20,000円(高等学校第3学年は25,000円)を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、学習塾等を利用した児童であつて別に定めるもの) 算式(6) 補習費特別保護単価25,000円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、個別学習支援を受けた児童であつて別に定めるもの)	公  私  別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	23,330円	私立高等学校	34,540円
公  私  別	保護単価(月額)								
国・公立高等学校	23,330円								
私立高等学校	34,540円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(12) 夏季等特別行事	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であつて、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,150円×夏季等特別行事参加措置児童数
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護児	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価5,620円×12月初日の措置又は一時保護児童数

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(16) 冷 暖 房 費	児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、児童心理治療施設(通所部を含む)、乳児院、自立援助ホーム、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等、里親の委託児童又は一時保護児童	その児童の冷暖房費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合においては、算式(2)により、一時保護児童においては、算式(3)により算定した額。 算式(1) 次の表の冷暖房費総地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表の冷暖房費総地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 算式(3) 次の表の冷暖房費総地別月額保護単価÷30.4×その月の一時保護児童延入員数

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(14) 医 療 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児童であつて、疾病等により医師、歯科医師等によって診療、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額(その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。)を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法(大正11年法律第70号)の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、自立援助ホームの入所児童(あつては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費)の額。
(15) 職 業 補 導 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児童であつて義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつてはこれに準ずるもの)の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価5,030円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄				
			1級地	2級地	3級地	4級地	その他
(16) 冷暖房費	冷暖房費保護単価表 (措置児童等1人当たり)						
	児童養護施設	5,290円	4,980円	4,920円	3,780円	870円	
	児童自立支援施設	6,080円	5,700円	5,630円	4,330円	870円	
	里親	3,640円	3,490円	3,450円	2,760円	870円	
	母子生活支援施設	2,440円	2,240円	2,210円	1,660円	130円	
	乳児院	8,780円	8,130円	8,020円	6,240円	870円	
	児童心理治療施設	6,520円	6,090円	6,010円	4,640円	870円	
	一時保護所	4,740円	4,470円	4,420円	3,530円	870円	
	ファミリーホーム	4,840円	4,580円	4,530円	3,460円	870円	
	自立援助ホーム	5,850円	5,490円	5,420円	4,170円	870円	
	自立援助ホーム	2,810円	2,580円	2,540円	1,870円	130円	
	△A						
	△B						

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(16) 冷暖房費			<p>(注1) この表における「1級地から4級地」については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び2号に定める地域とし、その他は1級地から4級地までの地域以外の地域とする。</p> <p>(注2) 「自立援助ホームA」は、別に定める基準に該当する場合とし、「自立援助ホームB」は、それ以外とする。</p> <p>(注3) 児童自立支援施設及び児童心理治療施設の通所部については、母子生活支援施設の単価に準ずる。</p> <p>(注4) 「一時保護所」は、一時保護委託児童を除き、一時保護委託児童に対する冷暖房費保護単価は、委託先の施設種別における単価とし、表の施設種別以外に一時保護委託した場合は、「一時保護所」の単価を用いること。</p> <p>(注5) 「その他」の地域のうち、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域において、5級地から2級地までの地域に該当する場合(自立援助ホームを除く。)は次の表を用いること。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄				
			級地別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地
(16) 冷 暖 房 費			施設種別				
			児童養護施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
			児童自立支援施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
			里親	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
			母子生活支援施設	450円	380円	240円	150円
			乳児院	2,890円	2,270円	1,440円	1,060円
			児童心理治療施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
			一時保護所	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
			ファミリーホーム	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
			自立援助ホーム	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円
(17) 就 職 支 度 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入院児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。なお、自立援助ホームの入院児童については、既に就職しているものを含む。	(1)その児童の就職に際し必要な器具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	級地別				
			旧5級地				
			旧4級地				
			旧3級地				
			旧2級地				

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(18) 自立学進生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入院児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入院の措置が解除されることとなったもの。なお、自立援助ホームの入院児童については、既に大学等へ進学しているものを含む。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価82,760円×その月の進学による措置解除児童数 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価198,540円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数
(19) 葬 祭 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入院児童又は里親の委託児童であって、死亡したものの(以下「死亡児」という)	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が159,040円を超える場合であつて、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは9,190円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価159,040円×死亡児数

費目 の 種 類 第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(20) 連 れ も ど し 費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したるもの。	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設その月におけるその児童につき度索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規程に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれら以外の特別に要した費用があるときはこれを加えた額の合算額。 次の算式により算定した額の合算額。 算式 ア 里親手当 里親手当月額保護単価 90,000円×1人 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価 141,000円×1人
(21) 里 親 手 当	里親委託児童	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額。 算式 ア 専門里親 里親委託児童通院費月額保護単価 15,000円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数） イ ア以外の里親 里親委託児童通院費月額保護単価 7,500円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数）
(22) 里 親 委 託 児 童 通 院 費	里親委託児童（一時保護委託児童を含む。）のうち、別に定めるところにより、定期的な通院が必要となるもの。	里親委託児童が通院する際に必要な経費	次の算式により算定した額。 算式 ア 専門里親 里親委託児童通院費月額保護単価 15,000円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数） イ ア以外の里親 里親委託児童通院費月額保護単価 7,500円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数）

費目 の 種 類 第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(23) 受 託 支 度 費	里親委託児童、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式により算定した額 里親委託児童又はファミリーホーム入所児童 算式(1) 受託支度費1件当たり保護単価 44,630円を上限として、実費を合算した額。 自立援助ホーム入所児童（別に定める基準に該当するものに限る） 算式(2) 受託支度費1件当たり保護単価 44,630円を上限として、実費を合算した額。
(24) 委 一 時 保 護 手 保 当 護	一時保護委託児童であって、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式(1) 保護者等が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより医療機関へ一時保護委託した児童 一時保護委託児童数×日額36,460円 算式(2) (1)を除く一時保護委託児童 一時保護委託児童数×日額4,630円
(25) 予 防 接 種 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児童であって別に定める予防接種を受けなければならないものにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の予防接種に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が予防接種を受ける場合のその予防接種にかかる実費

費目 種類 1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(26) 通一 学時 送保 迎養 費委 託児 児童	幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学 校に通園又は通学する一時保護委託児童 又は高等学校に通園又は通 学する一時保護委託児童	一時保護委託児童 が幼稚園等、義務教 育諸学校又は高等 学校に通学する場 合の送迎に必要 な経費	次の算式により算定した額 算式 幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学 校に通園又は通学する一時保護委託児童 の送迎延べ日数×日額1,860円
(27) 防 災 対 策 費	自立援助ホーム若しくはフ AMILYリーホームの措置児童 等又は里親の委託児童	防災教育、避難訓練 の実施及び防災用 具の購入等、総合 な防災対策の充 実にかかる経費	総合的な防災対策の充実に係る実費の 合算額(ただし、45万円以内)とし、3 月分の措置費等として支弁する。
(28) 視 力 矯 正 費	児童養護施設、児童自立支 援施設、児童心理治療施設 、乳児院、自立援助ホーム 、若しくはファミリーホー ムの入所児童、里親の委託 児童又は一時保護児	その児童等の視力 矯正に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が日常生 活を営む上で必要な視力矯正のための眼 鏡等を購入する場 合にかかる実費。

3 定員外支弁の禁止  
事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別  
の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする  
こと。

第5 徴収金基準額

1 各月の基準額の算定方法  
各年度における徴収金基準額は、その措置児童等(母子生活支援施設については入  
所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。)単位に  
、表の施設種別及び各月初日(月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初  
日、以下この項において同じ。)の途中で入所した措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶  
養義務者(自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。)の税額等による措置区  
分によって定まる基準額(この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定

した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。)により算定した額の年  
間の合算額とすること。  
ただし、保育の措置に係る児童については、保育の措置に係る児童について算定した支援法第  
27条第3項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第3号及び第4号に掲げる政  
令で定める額の年間の合計額とすること。

表1 児童入所施設徴収金基準額表(令和元年6月30日まで)

階層 区分	定 義	入所施設 徴収金基準額 (月 額)	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 自立援助ホーム 徴収金基準額 (月 額)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律による支援給付 受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税 世帯	2,200円	1,100円
C1	A階層及びD階層を除 き当該年度分の市町村 民税の課税世帯であつ て、その市町村民税の 所得割の額が次の区分に 該当する世帯	4,500円	2,200円
C2	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税 世帯	6,600円	3,300円
D1	均等割の額のみ (所得割のない世 帯)	9,000円	4,500円
D2	所得割の額がある世 帯	13,500円	6,700円
D3	所得割の額がある世 帯	18,700円	9,300円
D4	所得割の額がある世 帯	29,000円	14,500円
D5	所得割の額がある世 帯	その月のその措置児 童等にかかる措置費 等の支弁額(全額徴収 。ただし、その額が 41,200円を超えら ば41,200円とする 。)	20,600円

D 6	403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児童等にかかるとする措置費等（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。）	その月のその入所世帯にかかるとする措置費等（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。）
D 7	703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかるとする措置費等（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。）	その月のその入所世帯にかかるとする措置費等（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。）
D 8	1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかるとする措置費等（全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。）	その月のその入所世帯にかかるとする措置費等（全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。）
D 9	1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等にかかるとする措置費等（全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。）	その月のその入所世帯にかかるとする措置費等（全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。）
D 10	2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童等にかかるとする措置費等（全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。）	その月のその入所世帯にかかるとする措置費等（全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。）
D 11	3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等にかかるとする措置費等（全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。）	その月のその入所世帯にかかるとする措置費等（全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。）

D 12	4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等にかかるとする措置費等（全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。）	その月のその入所世帯にかかるとする措置費等（全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。）
D 13	5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等にかかるとする措置費等（全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。）	その月のその入所世帯にかかるとする措置費等（全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。）
D 14	6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収
備	<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年7月15日雇児発0716第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」という。）の規定によって計算された所得税の額をいう。</p>		
考	<p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項（同法第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等</p>		

<p>の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項、第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条及び第82条第1項</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合は、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条に基づき現に児童を扶養しているもの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者））」法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯</p> <p>…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生労働事務次官通知）の別紙）に定める療育手帳の交付を受けた者。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>オ 障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困難している場合と法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p> <p>5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第24条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数-1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（平成19年12月18日厚生労働省発第12180号厚生労働事務次官通知）の別紙）等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する負担額）に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合は、その月の利用者負担額は0円とする。</p> <p>7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができ、かつ、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあっては、20%、C階層にあっては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあっては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p>
--

<p>額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数-1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（平成19年12月18日厚生労働省発第12180号厚生労働事務次官通知）の別紙）等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する負担額）に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合は、その月の利用者負担額は0円とする。</p> <p>7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができ、かつ、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあっては、20%、C階層にあっては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあっては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p>
---



なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

表2 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年7月1日から）

階層区分	定義	入所施設	徴収金基準額 (月額)	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 自立援助ホーム
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯	0円	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	2,200円	1,100円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等額の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	4,500円	4,500円	2,200円
D1	9,000円以下	6,600円	6,600円	3,300円
D2	9,001円から 27,000円まで	9,000円	9,000円	4,500円
D3	27,001円から 57,000円まで	13,500円	13,500円	6,700円
D4	57,001円から 93,000円まで	18,700円	18,700円	9,300円
D5	93,001円から 177,300円まで	29,000円	29,000円	14,500円
D6	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収)。 ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収)。 ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。	20,600円
D7	258,101円から 348,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収)。 ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収)。 ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収)。 ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。

D 8	348,101円から 456,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収)。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D 9	456,101円から 583,200円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収)。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D 10	583,201円から 704,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収)。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D 11	704,001円から 852,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収)。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D 12	852,001円から 1,044,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収)。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D 13	1,044,001円から 1,225,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収)。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)

D 14	1,225,501円から 1,426,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収)。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D 15	1,426,501円以上	全額徴収	全額徴収
備	<p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 階層区分の規定について、「控除禁止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)」に係る取扱いについて、「規定により再計算しない取扱いを原則とする。」</p> <p>ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利な変更が生じることがないよう、都道府県等の判断により、「控除禁止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)」に係る取扱いについて「規定による調整方法を行うことにより経過措置を講ずることも可能とする。」</p> <p>3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>4 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯(自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。)</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法第877条に基づき現に児童を扶養しているもの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービースに限る。))又は障害者総合</p>		
考	<p>この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯(自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。)</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法第877条に基づき現に児童を扶養しているもの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービースに限る。))又は障害者総合</p>		



ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においては、その定めるところによるものとする。  
また、保育の措置については、告示第14条に定めるところによるものとする。

第7 保護単価等の特例措置

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないときは、その事案につき内閣総理大臣の承認を得て、別に定めるところにより支弁することができるものとする。

第8 保護受託者の廃止に伴う経過措置

児童福祉法の一部改正（平成16年法律第153号）により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

別表1  
事務費の保護単価〔児童1人（母子生活支援施設については1世帯）当たり〕表

1 一般分保護単価  
(1) 児童養護施設

定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
人員区分	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	325,150	316,550	314,400	307,950	303,650	295,050	288,600	282,150
21～25人	286,440	278,830	276,930	271,230	267,430	259,830	254,120	248,420
26～30	247,730	241,120	239,470	234,510	231,210	224,600	219,650	214,690
31～35	231,300	225,120	223,570	218,930	215,830	209,650	205,000	200,360
36～40	214,890	209,110	207,670	203,350	200,460	194,690	190,360	186,030
41～45	210,640	204,910	203,480	199,190	196,330	190,600	186,310	182,020
46～50	184,430	179,410	178,160	174,400	171,890	166,880	163,120	159,360
51～55	179,790	174,900	173,680	170,010	167,560	162,660	159,000	155,330
56～60	175,170	170,390	169,200	165,620	163,230	158,460	154,870	151,290
61～65	170,730	166,070	164,910	161,410	159,090	154,430	150,940	147,450
66～70	166,290	161,750	160,620	157,210	154,940	150,400	147,000	143,600
71～75	162,330	157,900	156,790	153,460	151,240	146,810	143,460	140,160
76～80	158,370	154,040	152,960	149,710	147,540	143,210	139,970	136,720
81～85	155,490	151,240	150,180	146,980	144,860	140,610	137,410	134,230
86～90	152,630	148,460	147,400	144,270	142,180	138,000	134,860	131,720
91～95	149,460	145,370	144,350	141,290	139,240	135,150	132,090	129,020
96～100	146,290	142,300	141,300	138,310	136,310	132,320	129,320	126,330
101～105	144,700	140,740	139,760	136,790	134,810	130,860	127,890	124,930
106～110	143,110	139,190	138,210	135,260	133,320	129,410	126,470	123,550
111～115	141,510	137,640	136,660	133,760	131,820	127,950	125,040	122,140
116～120	139,900	136,070	135,110	132,240	130,320	126,480	123,610	120,740
121～125	138,450	134,660	133,700	130,860	128,960	125,160	122,320	119,470
126～130	137,000	133,240	132,300	129,480	127,600	123,840	121,020	118,200
131～135	136,060	132,340	131,400	128,600	126,730	122,990	120,180	117,370
136～140	135,150	131,430	130,500	127,710	125,850	122,130	119,350	116,560
141～145	133,810	130,130	129,200	126,440	124,600	120,910	118,150	115,380
146～150	132,470	128,820	127,900	125,160	123,340	119,690	116,950	114,210
151人以上	131,800	128,170	127,260	124,530	122,710	119,080	116,350	113,630

(1) 児童養護施設(本館定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	346,100	336,830	334,510	327,560	322,930	313,660	306,710	299,760
11~15人	303,900	295,740	293,700	287,580	283,500	275,340	268,220	263,130
16~20	261,690	254,940	252,880	247,590	244,060	237,010	231,720	226,430
21~25	243,760	237,170	235,520	230,590	227,300	220,710	215,770	210,830
26~30	225,850	219,710	218,180	213,590	210,530	204,410	199,820	195,230
31~35								
36~40								

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	1,473,650	1,462,050	1,434,140	1,410,440	1,394,640	1,363,040	1,338,340	1,313,640

(3) 児童自立支援施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	288,610	281,450	279,660	274,290	270,700	263,640	258,170	252,800
11~15人	272,050	265,240	263,550	258,440	255,040	248,230	243,130	238,020
16~20	255,500	249,050	247,430	242,600	239,370	232,930	228,090	223,250
21~25	251,560	245,100	243,480	238,630	235,390	228,930	224,060	219,220
26~30	236,690	230,550	229,020	224,420	221,350	215,210	210,610	206,000
31~35	230,600	224,600	223,100	218,600	215,600	209,600	205,090	200,590
36~40	224,510	218,650	217,190	212,790	209,850	203,990	199,580	195,180
41~45	219,440	213,680	212,240	207,920	205,040	199,280	194,970	190,660
46~50	214,360	208,710	207,300	203,060	200,240	194,690	190,350	186,110
51~55	209,700	204,160	202,770	198,600	195,830	190,280	186,120	181,960
56~60	205,040	199,590	198,230	194,150	191,420	185,990	181,890	177,810
61~65	201,730	196,340	195,000	190,960	188,270	182,880	178,850	174,810
66~70	198,410	193,090	191,760	187,770	185,110	179,790	175,800	171,810
71~75	194,830	189,570	188,250	184,320	181,690	176,440	172,500	168,560
76~80	191,240	186,050	184,760	180,870	178,270	173,090	169,200	165,310
81~85	189,730	184,590	183,300	179,440	176,870	171,720	167,860	164,000
86~90	186,450	181,380	180,120	176,320	173,790	168,730	164,930	161,130
91~95	184,660	179,640	178,390	174,620	172,110	167,090	163,320	159,550
96~100	181,000	176,150	174,920	171,210	168,740	163,790	160,080	156,370
101~105	179,710	174,790	173,560	169,880	167,420	162,510	158,820	155,130
106~110	178,590	173,700	172,480	168,810	166,360	161,470	157,790	154,120
111~115	177,490	172,610	171,390	167,730	165,300	160,420	156,760	153,100
116~120	176,550	171,690	170,480	166,840	164,410	159,560	155,920	152,270
121~125								
126~130								
131~135								
136~140								
141~145								
146~150								
151人以上								

(4) 乳児院(2歳未満児用)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	852,830	830,130	824,460	807,440	796,090	773,400	756,390	739,350
11~15人	674,290	656,140	651,600	638,000	628,930	610,790	597,190	583,590
16~20	601,090	584,550	580,410	568,000	559,730	543,190	530,760	518,370
21~25	525,440	510,930	507,310	496,420	489,170	474,660	463,780	452,900
26~30	505,160	491,150	487,650	477,150	470,150	456,150	445,650	435,150
31~35	490,350	476,730	473,330	463,110	456,300	442,680	432,470	422,250
36~40	475,550	462,310	459,000	449,070	442,450	429,210	419,280	409,360
41~45	462,830	449,910	446,690	437,010	430,650	417,640	407,960	398,280
46~50	450,100	437,520	434,380	424,940	418,650	406,070	396,640	387,210
51~55	444,870	432,420	429,310	419,980	413,760	401,310	391,980	382,650
56~60	439,630	427,320	424,250	415,020	408,860	396,560	387,330	378,090
61~65	434,910	422,730	419,680	410,540	404,450	392,260	383,120	373,990
66~70	430,190	418,130	415,110	406,070	400,040	387,980	378,930	369,880
71~75	425,010	414,050	411,060	402,100	396,120	384,170	375,200	366,240
76~80	421,820	409,970	407,010	398,130	392,210	380,360	371,480	362,600
81~85	417,790	406,060	403,120	394,310	388,450	376,710	367,900	359,100
86~90	413,770	402,140	399,230	390,500	384,690	373,050	364,330	355,610
91人以上	409,350	397,830	394,950	386,320	380,560	369,050	360,410	351,770

(4) 乳児院(2歳児用)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	748,220	728,510	723,590	708,910	698,950	679,250	664,470	649,690
11~15人	606,870	590,600	586,540	574,340	566,210	549,950	537,750	525,560
16~20	523,170	508,900	505,210	494,430	487,240	472,870	462,090	451,310
21~25	463,930	470,550	467,210	457,170	450,480	437,110	427,070	417,040
26~30	453,730	441,130	437,980	428,530	422,230	409,630	400,180	390,730
31~35	439,950	427,700	424,640	415,460	409,340	397,090	387,910	378,720
36~40	426,160	414,270	411,300	402,380	396,440	384,550	375,630	366,720
41~45	412,390	400,840	397,960	389,310	383,540	372,010	363,360	354,700
46~50	398,600	387,420	384,620	376,240	370,650	359,460	351,060	342,690
51~55	394,060	383,000	380,230	371,940	366,400	355,340	347,050	338,750
56~60	384,990	374,160	371,460	363,340	357,920	347,100	338,980	330,860
61~65	380,450	369,740	367,070	359,040	353,680	342,980	334,950	326,920
66~70	375,910	365,330	362,680	354,740	349,440	338,860	330,920	322,970
71~75	371,370	360,910	358,290	350,440	345,200	334,730	326,880	319,030
76~80	366,840	356,490	353,900	346,140	340,960	330,610	322,850	315,090
81~85	362,300	352,070	349,510	341,840	336,720	326,490	318,820	311,140
86~90	357,760	347,650	345,120	337,540	332,480	322,370	314,780	307,200

(4) 乳児院（3歳以上児用）

地域区分	20/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	633,890	617,320	613,180	600,760	575,910	563,490	551,070
11～15人	461,340	449,250	446,220	437,150	419,010	409,940	400,870
16～20	386,740	376,280	373,660	366,580	350,120	342,270	334,420
21～25	352,960	343,330	340,920	333,700	319,260	312,040	304,820
26～30	326,390	317,440	315,200	308,490	304,010	295,060	281,630
31～35	311,700	303,130	300,990	294,560	290,270	281,700	268,940
36～40	297,010	288,820	286,770	280,630	276,530	268,340	262,200
41～45	282,320	274,510	272,550	266,700	262,790	254,980	243,260
46～50	267,630	260,200	258,340	252,770	249,050	236,050	230,480
51～55	262,540	255,250	253,420	247,950	244,300	231,530	226,060
56～60	257,460	250,300	248,510	243,140	239,560	227,020	221,650
61～65	252,380	245,350	243,590	238,320	234,810	227,780	217,240
66～70	247,290	240,400	238,690	233,510	230,060	218,000	212,830
71～75	242,210	235,450	233,760	228,690	225,310	213,490	208,420
76～80	237,130	230,590	228,850	223,880	220,570	213,940	204,010
81～85	232,050	225,560	223,930	219,060	215,820	209,330	199,590
86～90	226,960	220,610	219,020	214,250	211,070	204,720	195,180
91人以上	221,880	215,660	214,100	209,440	206,330	200,100	190,770

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	688,460	641,130	636,800	623,800	615,140	597,810	584,820	571,820

(6) 母子生活支援施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10歳未満まで	182,290	178,010	176,720	173,730	171,690	167,300	164,090	160,880
11～20歳帯	159,480	155,420	154,290	151,360	149,320	145,280	142,210	139,160
21～30	127,620	124,310	123,410	121,000	119,340	116,030	113,540	111,060
31～40	96,080	93,590	92,910	91,110	89,860	87,380	85,510	83,650
41～50	86,640	84,400	83,790	82,170	81,050	78,810	77,130	75,460
51歳帯以上	77,200	75,210	74,670	73,220	72,230	70,240	68,750	67,260

(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	151,790	148,450	147,620	145,120	143,460	140,130	137,640	135,140

(8) 児童心理治療施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	458,990	446,200	443,130	436,830	433,330	420,570	410,830	401,620
21～25人	411,650	400,140	397,330	391,440	388,090	376,590	367,870	359,430
26～30人	364,320	354,080	351,520	346,050	342,840	332,600	324,920	317,240
31～35人	345,690	335,940	333,510	328,170	325,000	315,260	307,950	300,640
36～40	327,060	317,810	315,500	310,300	307,170	297,920	290,970	284,040
41～45	313,390	304,490	302,270	297,120	294,000	285,100	278,430	271,760
46人以上	299,720	291,170	289,040	283,960	280,830	272,290	265,880	259,470

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
区分	円	円	円	円	円	円	円	円
児童自立支援施設通所部	75,360	73,190	72,650	71,020	69,930	67,760	66,140	64,510

(10) 児童心理治療施設通所部

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
区分	円	円	円	円	円	円	円	円
児童心理治療施設通所部	114,680	111,330	110,490	107,980	106,310	102,960	100,440	97,930

(11) 自立援助ホーム

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	256,620	251,200	249,850	245,790	243,080	237,670	233,610	229,550
7～9人	230,660	225,310	223,980	219,970	217,290	211,960	207,940	203,930
10～12	217,680	212,360	211,040	207,050	204,400	199,090	195,100	191,120
13～15	209,890	204,600	203,270	199,310	196,660	191,370	187,400	183,440
16～18	204,700	199,420	198,100	194,140	191,500	186,230	182,270	178,310
19人以上	200,610	195,350	194,030	190,080	187,440	182,180	178,230	174,280

(12) ファミリーホーム

地域区分	20/100		16/100		15/100		12/100		10/100		6/100		3/100		その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
現員																
5人まで	199,750	196,280	195,530	193,010	191,320	187,950	185,430	182,900								
6人	166,450	163,650	162,940	160,940	159,430	156,630	154,520	152,410								

(13) 一時保護所

地域区分	20/100		16/100		15/100		12/100		10/100		6/100		3/100		その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
定員																
5人まで	12,704,600	12,574,900	12,292,500	12,046,200	11,806,410	11,566,720	11,306,460	11,056,100								
6~10人	18,862,410	18,683,670	17,826,360	17,544,730	17,290,310	16,781,470	16,306,840	16,018,210								
11~15	29,761,800	29,329,400	28,114,180	26,984,880	27,665,610	26,827,600	26,196,100	25,583,200								
16~20	38,489,710	34,882,030	34,847,610	33,694,340	33,076,500	32,057,830	31,294,370	30,631,310								
21~25	41,477,470	40,308,640	38,981,410	38,083,810	38,486,400	37,245,500	36,300,940	35,493,340								
26~30	47,335,200	46,398,200	45,615,200	44,582,270	43,866,200	42,510,300	41,497,340	40,458,300								
31~35	57,867,150	56,183,480	55,737,050	54,437,800	53,664,970	51,899,320	50,620,060	49,346,810								
36~40	63,736,910	61,842,090	61,370,690	59,957,260	59,018,960	57,110,060	55,716,400	54,308,940								
41~45	69,894,670	67,620,710	67,004,710	65,464,730	64,424,790	62,360,810	60,812,830	59,264,860								
46~50	76,442,630	73,198,320	72,638,540	70,906,200	69,834,650	67,601,960	65,900,220	64,238,800								
51~55	81,300,190	79,877,530	79,272,300	76,465,690	75,244,500	72,822,310	71,006,610	69,188,200								
56~60	87,157,850	84,556,650	83,896,190	81,964,130	80,464,430	78,053,060	76,101,900	74,169,940								
61~65	93,015,710	90,235,100	89,540,020	87,464,150	86,064,330	83,265,600	81,193,300	79,118,970								
66~70	98,873,470	95,913,780	95,173,840	92,984,690	91,474,220	88,514,550	86,224,770	84,076,000								

※1か所当たりの年額

2 加算分保護単価

(1) 児童養護施設の配置改善加算分保護単価

ア 5:1の職員配置を行った場合

地域区分	20/100		16/100		15/100		12/100		10/100		6/100		3/100		その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
定員																
20人まで	325,150	316,550	314,400	307,950	303,650	295,050	288,600	282,150								
21~25人	295,180	287,330	285,370	279,480	275,550	267,700	261,810	255,920								
26~30	265,220	258,110	256,340	251,010	247,460	240,350	235,020	229,700								
31~35	246,900	240,270	238,610	233,640	230,320	223,690	218,710	213,740								
36~40	228,590	222,400	220,890	216,280	213,190	207,030	202,410	197,790								
41~45	222,730	216,560	215,150	210,590	207,560	201,490	196,940	192,390								
46~50	194,920	189,410	188,280	184,300	181,640	176,330	172,340	168,360								
51~55	189,990	184,810	183,510	179,620	177,040	171,850	167,960	164,070								
56~60	185,080	180,020	178,750	174,960	172,430	167,380	163,580	159,790								
61~65	180,430	175,490	174,280	170,560	168,090	163,160	159,460	155,760								
66~70	175,790	170,970	169,760	166,160	163,750	158,950	155,340	151,730								
71~75	171,660	166,960	165,780	162,260	159,910	155,210	151,680	148,160								
76~80	167,530	162,940	161,790	158,350	156,060	151,470	148,030	144,590								
81~85	165,500	160,960	159,830	156,430	154,160	149,620	146,210	142,810								
86~90	163,470	158,990	157,870	154,500	152,260	147,760	144,400	141,030								
91~95	160,110	155,730	154,630	151,330	149,140	144,750	141,460	138,160								
96~100	156,750	152,460	151,390	148,170	146,020	141,730	138,510	135,300								
101~105	155,000	150,750	149,690	146,510	144,380	140,130	136,950	133,770								
106~110	153,250	149,050	148,000	144,840	142,740	138,540	135,390	132,230								
111~115	151,520	147,360	146,320	143,200	141,120	136,960	133,840	130,720								
116~120	149,790	145,670	144,640	141,560	139,500	135,390	132,300	129,210								
121~125	148,230	144,150	143,130	140,070	138,040	133,960	130,900	127,840								
126~130	146,660	142,630	141,620	138,590	136,570	132,530	129,510	126,480								
131~135	146,260	142,240	141,230	138,210	136,190	132,160	129,140	126,120								
136~140	146,870	141,850	140,840	137,820	135,810	131,790	128,770	125,750								
141~145	144,400	140,420	139,420	136,430	134,440	130,450	127,460	124,470								
146~150	142,940	138,990	138,000	135,040	133,060	129,110	126,150	123,190								
151人以上	142,400	138,460	137,480	134,520	132,560	128,620	125,670	122,720								

ア 5 : 1 の職員配置を行った場合 (本体定員のみでは定員4人以上を満たさないが、地域小規模児  
 児童施設と合計した場合に、定員4人以上となる場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	346,100	336,830	334,510	327,560	322,930	313,660	306,710	299,760
21~25人	312,640	304,230	302,130	295,820	291,620	283,210	276,900	270,600
26~30	279,190	271,640	269,750	264,090	260,310	252,760	247,100	241,440
31~35	259,350	252,330	250,570	245,300	241,780	234,750	229,480	224,210
36~40	239,530	233,020	231,390	226,510	223,260	216,750	211,870	206,990

イ 4.5 : 1 の職員配置を行った場合

定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
20人まで	325,150	316,550	314,400	307,950	303,650	295,050	288,600	282,150
21~25人	303,870	295,770	293,740	287,670	283,620	275,520	269,450	263,370
26~30	282,590	274,990	273,090	267,390	263,590	255,990	250,290	244,600
31~35	262,380	255,310	253,540	248,240	244,710	237,630	232,330	227,030
36~40	242,190	235,650	234,010	229,100	225,520	219,280	214,370	209,460
41~45	234,750	228,330	226,730	221,930	218,720	212,310	207,500	202,700
46~50	205,340	199,730	198,330	194,120	191,320	185,710	181,510	177,300
51~55	200,130	194,660	193,290	189,190	186,450	180,980	176,870	172,770
56~60	194,920	189,580	188,250	184,250	181,580	176,240	172,240	168,240
61~65	191,320	186,080	184,760	180,890	178,210	172,970	169,040	165,100
66~70	187,720	182,570	181,280	177,420	174,840	169,700	165,840	161,970
71~75	183,290	178,260	177,000	173,230	170,710	165,680	161,910	158,140
76~80	178,850	173,940	172,720	169,030	166,570	161,670	157,980	154,290
81~85	176,590	171,730	170,520	166,880	164,450	159,600	155,960	152,320
86~90	174,310	169,520	168,320	164,720	162,320	157,530	153,930	150,330
91~95	170,760	166,070	164,900	161,380	159,030	154,340	150,820	147,300
96~100	167,210	162,620	161,470	158,030	155,740	151,150	147,710	144,270
101~105	165,300	160,760	159,620	156,220	153,950	149,410	146,000	142,600
106~110	163,390	158,900	157,770	154,400	152,160	147,670	144,300	140,930
111~115	162,250	157,790	156,670	153,320	151,090	146,630	143,280	139,930
116~120	161,120	156,680	155,570	152,240	150,020	146,590	142,260	138,930
121~125	159,390	154,990	153,900	150,600	148,400	144,010	140,710	137,420
126~130	157,650	153,310	152,220	148,960	146,790	142,430	139,180	135,910
131~135	157,110	152,770	151,690	148,430	146,270	141,930	138,680	135,420
136~140	156,570	152,240	151,150	147,910	145,750	141,420	138,170	134,920
141~145	154,980	150,690	149,620	146,400	144,260	139,970	136,750	133,540
146~150	153,380	149,140	148,080	144,890	142,770	138,520	135,340	132,150
151人以上	153,130	148,890	147,830	144,640	142,520	138,290	135,110	131,920



イ 4.5:1の職員配置を行った場合 (本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模況  
 章兼課施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)

地域区分 定員	20/100		16/100		15/100		12/100		10/100		6/100		3/100		その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	346,100	336,630	334,510	327,560	322,930	313,660	305,710	299,760								
21~25人	321,330	312,670	310,510	304,010	299,690	291,030	284,540	278,050								
26~30	296,550	288,510	286,500	280,470	276,440	268,400	262,370	256,340								
31~35	274,840	267,370	265,500	259,900	256,170	248,700	243,100	237,500								
36~40	253,130	246,240	244,530	239,340	235,900	229,000	223,830	218,660								

ウ 4:1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100		16/100		15/100		12/100		10/100		6/100		3/100		その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	351,390	342,040	338,700	332,690	328,020	315,670	311,660	304,660								
21~25人	325,730	317,010	314,830	308,290	303,930	295,210	288,670	282,130								
26~30	300,060	291,980	289,960	283,890	279,840	271,740	265,670	259,600								
31~35	279,720	272,160	270,270	264,590	260,510	253,240	247,570	241,900								
36~40	259,370	252,330	250,570	245,300	241,780	234,750	229,470	224,190								
41~45	253,790	246,840	245,100	239,890	236,410	229,460	224,250	219,040								
46~50	226,260	220,050	218,500	213,560	210,760	204,560	199,900	195,240								
51~55	220,120	214,080	212,570	208,040	205,020	198,970	194,450	189,910								
56~60	213,980	208,100	206,630	202,220	199,290	193,410	189,000	184,590								
61~65	209,610	203,850	202,410	198,090	195,210	189,440	185,120	180,800								
66~70	205,250	199,600	198,190	193,960	191,130	185,480	181,250	177,010								
71~75	200,160	194,650	193,270	189,140	186,390	180,890	176,750	172,610								
76~80	195,070	189,700	188,350	184,330	181,640	176,260	172,240	168,210								
81~85	193,190	187,860	186,530	182,540	179,870	174,540	170,560	166,550								
86~90	191,300	186,020	184,700	180,740	178,100	172,920	168,860	164,900								
91~95	187,110	181,950	180,660	176,790	174,210	168,060	165,180	161,320								
96~100	182,910	177,880	176,620	172,840	170,330	165,290	161,510	157,740								
101~105	181,670	176,670	175,410	171,660	169,160	164,150	160,400	156,650								
106~110	180,430	175,450	174,210	170,480	167,990	163,010	159,280	155,560								
111~115	178,420	173,490	172,260	168,570	166,110	161,180	157,490	153,800								
116~120	176,400	171,530	170,310	166,660	164,220	159,350	155,700	152,040								
121~125	175,290	170,450	169,240	165,600	163,180	158,330	154,700	151,070								
126~130	174,180	169,380	168,160	164,550	162,140	157,320	153,710	150,090								
131~135	173,560	168,760	167,550	163,950	161,550	156,740	153,140	149,530								
136~140	172,940	168,150	166,950	163,360	160,960	156,170	152,570	148,960								
141~145	171,890	167,110	165,920	162,350	159,970	155,190	151,620	148,050								
146~150	170,830	166,080	164,900	161,340	158,970	154,230	150,670	147,110								
151人以上	169,680	164,970	163,790	160,260	157,900	153,190	149,660	146,130								

ウ 4:1の職員配置を行った場合(本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模状況  
 養老施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)

地域区分	20/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	372,340	362,320	352,310	347,300	337,290	329,780	322,270
21~25人	343,190	333,910	331,590	320,000	310,720	303,760	296,800
26~30	314,050	305,500	303,370	292,690	284,150	277,740	271,340
31~35	292,170	284,210	282,220	272,270	264,310	258,330	252,370
36~40	270,310	262,920	261,080	251,850	244,470	238,930	233,380

(2) 児童自立支援施設の配置改善加算分保職単価

ア 4:1の職員配置を行った場合

地域区分	20/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	308,070	300,340	298,410	292,620	288,750	281,030	275,230
31~35人	291,310	283,950	282,110	276,850	272,900	265,540	260,010
36~40	274,570	267,560	265,810	260,660	256,050	244,800	239,540
41~45	272,670	265,590	263,810	258,500	254,960	242,880	237,260
46~50	259,820	253,010	251,310	246,200	242,800	235,990	229,880
51~55	252,710	246,070	244,400	239,420	236,100	229,450	224,470
56~60	245,590	239,120	237,500	232,640	229,400	222,920	218,060
61~65	239,670	233,330	231,740	225,990	223,810	217,470	212,710
66~70	233,750	227,540	225,990	221,330	218,230	212,010	207,350
71~75	228,370	222,280	220,760	216,190	213,150	207,060	202,490
76~80	222,990	217,010	215,520	211,040	208,060	202,090	197,610
81~85	220,090	214,170	212,690	208,260	205,290	199,380	194,950
86~90	217,200	211,330	209,870	205,470	202,530	196,670	192,270
91~95	212,910	207,130	205,680	201,350	198,460	192,680	188,350
96~100	208,620	202,930	201,500	197,240	194,390	188,700	184,430
101~105	207,860	202,190	200,770	196,520	193,680	188,010	183,750
106~110	207,110	201,450	200,040	195,800	192,970	187,320	183,080
111~115	204,350	198,760	197,370	193,180	190,390	184,810	180,620
116~120	201,600	196,080	194,700	190,570	187,810	182,300	178,160
121~125	201,200	195,680	194,310	190,180	187,450	181,910	177,780
126~130	200,810	195,300	193,920	189,790	187,030	181,520	177,390
131~135	199,330	193,850	192,490	188,380	185,640	180,170	176,060
136~140	197,860	192,410	191,060	186,970	184,250	178,810	174,730
141~145	197,340	191,900	190,540	186,460	183,740	178,300	174,220
146~150	196,820	191,380	190,020	185,940	183,220	177,790	173,710
151人以上	194,980	189,590	188,240	184,210	181,510	176,120	172,080

イ 3.5:1の職員配置を行った場合

地域区分	20/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	327,160	318,880	316,810	310,600	306,460	291,970	285,760
31~35人	303,370	300,510	298,540	292,650	288,720	274,970	269,070
36~40	289,570	282,130	280,280	276,690	273,970	263,530	257,380
41~45	285,980	278,510	276,650	271,040	267,510	254,240	248,640
46~50	271,440	264,300	262,510	257,150	253,590	246,430	241,070
51~55	266,390	259,350	257,590	252,310	248,790	241,750	236,470
56~60	261,340	254,400	252,670	247,470	244,000	237,070	231,860
61~65	255,720	248,910	247,210	242,100	238,690	231,880	226,780
66~70	250,110	243,420	241,760	236,740	233,390	226,710	221,680
71~75	246,360	239,750	238,100	233,130	229,830	223,220	218,260
76~80	242,600	236,070	234,430	229,500	226,260	219,730	214,820
81~85	240,060	233,570	231,940	227,070	223,820	217,320	212,450
86~90	237,520	231,070	229,450	224,610	221,380	214,930	210,090
91~95	234,660	228,240	226,640	221,890	218,630	212,220	207,500
96~100	231,780	225,410	223,820	219,050	215,870	209,500	204,730
101~105	229,530	223,230	221,650	216,920	213,770	207,470	202,750
106~110	227,280	221,040	219,480	214,800	211,680	205,440	200,760
111~115	224,860	218,670	217,130	212,500	209,400	203,230	198,590
116~120	222,430	216,310	214,780	210,190	207,130	201,010	196,420
121~125	221,530	215,430	213,900	209,330	206,280	200,170	195,590
126~130	220,630	214,540	213,020	208,460	205,420	199,330	194,770
131~135	219,360	213,300	211,790	207,240	204,220	198,160	193,620
136~140	218,090	212,070	210,560	206,040	203,020	196,990	192,470
141~145	217,090	211,070	209,560	205,060	202,050	196,040	191,530
146~150	216,080	210,080	208,580	204,080	201,080	195,090	190,580
151人以上	214,690	208,730	207,240	202,770	199,790	193,830	188,890

ウ 3:1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100		16/100		15/100		12/100		6/100		3/100		その他
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
30人まで	346,530	337,690	335,480	328,840	324,420	315,580	308,950	302,320					
31~35人	314,910	323,360	321,220	314,850	310,550	302,010	295,590	289,190					
36~40	317,290	309,040	306,980	300,790	296,670	288,430	282,240	276,060					
41~45	317,180	308,810	306,710	300,430	296,250	287,870	281,590	275,310					
46~50	306,140	297,990	295,950	289,830	285,760	277,600	271,490	265,370					
51~55	299,350	291,860	289,360	283,360	279,360	271,360	265,360	259,360					
56~60	292,570	284,730	282,770	276,880	272,960	265,120	259,240	253,360					
61~65	285,500	277,820	275,910	270,150	266,310	258,630	252,880	247,120					
66~70	278,430	270,920	269,040	263,410	259,650	252,140	246,520	240,890					
71~75	274,580	267,150	265,290	259,720	256,000	248,570	243,000	237,420					
76~80	270,740	263,380	261,540	256,030	252,350	245,000	239,480	233,960					
81~85	266,910	259,630	257,810	252,350	248,720	241,440	235,990	230,530					
86~90	263,080	255,880	254,080	248,680	245,090	237,890	232,490	227,090					
91~95	259,010	251,890	250,110	244,770	241,220	234,100	228,760	223,420					
96~100	254,930	247,900	246,140	240,860	237,350	230,310	225,030	219,760					
101~105	254,340	247,320	245,560	240,300	236,780	229,760	224,500	219,230					
106~110	253,740	246,740	244,980	239,730	236,220	229,220	223,960	218,710					
111~115	251,140	244,200	242,460	237,250	233,780	226,840	221,630	216,430					
116~120	248,530	241,650	239,940	234,780	231,340	224,470	219,300	214,150					
121~125	247,520	240,660	238,940	233,800	230,380	223,520	218,380	213,240					
126~130	246,500	239,660	237,960	232,830	229,410	222,570	217,450	212,320					
131~135	245,870	239,040	237,330	232,210	228,800	221,970	216,850	211,730					
136~140	245,230	238,410	236,710	231,600	228,180	221,370	216,260	211,140					
141~145	244,150	237,350	235,660	230,550	227,160	220,360	215,260	210,160					
146~150	243,080	236,300	234,600	229,520	226,130	219,350	214,280	209,180					
151人以上	241,410	234,670	232,990	227,940	224,570	217,830	212,780	207,730					

ア 1.5:1の職員配置を行った場合(2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100		16/100		15/100		12/100		6/100		3/100		その他
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
10人まで	904,930	880,750	874,710	865,560	844,490	820,320	802,190	784,060					
11~15人	709,010	689,890	685,110	670,760	661,200	642,070	627,730	613,390					
16~20	601,090	584,550	580,410	568,000	559,730	543,190	530,780	518,370					
21~25	546,280	531,180	527,410	516,090	508,530	493,430	482,110	470,780					
26~30	522,530	508,030	504,410	493,530	486,230	471,790	460,920	450,050					
31~35	509,770	495,600	492,060	481,430	474,350	460,170	449,540	438,910					
36~40	497,020	483,180	479,710	469,330	462,400	448,550	438,170	427,780					
41~45	484,020	470,510	467,130	457,000	450,240	436,730	426,600	416,460					
46~50	471,020	457,840	454,550	444,670	438,080	424,910	415,030	405,150					
51~55	465,200	452,180	448,920	439,150	432,650	419,620	409,860	400,090					
56~60	459,380	446,510	443,290	433,640	427,210	414,340	404,690	395,040					
61~65	455,480	442,710	439,520	429,950	423,560	410,790	401,210	391,640					
66~70	451,580	438,910	435,750	426,240	419,910	407,240	397,740	388,240					
71~75	446,930	434,380	431,240	421,840	415,560	403,010	393,610	384,190					
76~80	442,270	429,850	426,740	417,420	411,210	398,780	389,470	380,150					
81~85	438,850	426,510	423,430	414,180	408,010	395,670	386,420	377,170					
86~90	435,430	423,180	420,120	410,930	404,810	392,560	383,370	374,190					
91人以上	430,620	418,500	415,470	406,380	400,310	388,190	379,110	370,020					

イ 1.4:1の職員配置を行った場合(2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100		16/100		15/100		12/100		6/100		3/100		その他
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
10人まで	904,930	880,750	874,710	865,560	844,490	820,320	802,190	784,060					
11~15人	743,990	723,870	718,840	703,750	693,690	673,570	658,480	643,390					
16~20	627,140	609,860	605,540	592,670	583,930	566,650	553,680	540,720					
21~25	567,270	551,570	547,650	535,880	528,030	512,330	500,560	488,780					
26~30	540,020	525,020	521,270	510,030	502,530	487,540	476,290	465,050					
31~35	531,000	516,220	512,530	501,450	494,060	479,290	468,200	457,120					
36~40	521,990	507,430	503,780	492,870	485,590	471,030	460,110	449,190					
41~45	512,170	497,850	494,280	483,540	476,390	462,080	451,350	440,610					
46~50	502,350	488,290	484,770	474,220	467,190	453,130	442,580	432,030					
51~55	494,970	481,100	477,630	467,230	460,300	446,430	436,030	425,630					
56~60	487,590	473,920	470,490	460,240	453,410	439,730	429,490	419,230					
61~65	482,370	468,830	465,460	455,300	448,540	435,000	424,850	414,700					
66~70	477,160	463,760	460,410	450,360	443,670	430,270	420,220	410,170					
71~75	472,430	459,150	455,880	445,800	439,240	425,970	416,020	406,070					
76~80	467,690	454,550	451,260	441,400	434,820	421,680	411,820	401,960					
81~85	463,860	450,810	447,550	437,770	431,240	418,200	408,410	398,620					
86~90	460,030	447,080	443,840	434,130	427,660	414,710	405,000	395,290					
91人以上	453,370	440,610	437,420	427,840	421,460	408,690	399,110	389,540					

ウ 1.3: 1の職員配置を行った場合(2歳未満児用)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	957,400	931,730	925,310	906,060	893,230	867,560	848,310	829,060
11~15人	778,730	757,620	752,340	736,510	725,960	704,860	689,020	673,190
16~20	653,380	635,350	630,840	617,320	608,300	590,270	576,750	563,220
21~25	588,110	571,820	567,750	555,530	547,390	531,100	518,880	506,660
26~30	574,750	558,170	554,760	542,790	534,800	518,820	506,830	494,850
31~35	561,980	546,330	542,410	530,670	522,850	507,190	495,160	483,700
36~40	549,220	533,890	530,060	518,560	510,890	495,560	472,560	461,230
41~45	536,200	521,210	517,460	506,220	498,720	483,730	472,480	461,230
46~50	523,190	508,540	504,870	493,880	486,550	471,890	460,900	449,910
51~55	517,990	502,880	499,250	488,380	481,120	466,620	455,740	444,860
56~60	511,580	497,230	493,640	482,870	475,700	461,350	450,580	439,820
61~65	507,680	493,430	489,870	479,180	472,050	457,800	447,110	436,420
66~70	503,790	489,630	486,100	475,460	468,410	454,250	443,640	433,020
71~75	500,230	486,170	482,660	472,100	465,080	451,010	440,470	429,920
76~80	496,670	482,700	479,200	468,730	461,740	447,770	437,290	426,820
81~85	492,170	478,310	474,850	464,460	457,530	443,680	433,300	422,900
86~90	487,660	473,930	470,490	460,200	453,330	439,590	429,200	418,990
91人以上	482,860	469,250	465,850	455,650	448,840	435,240	425,030	414,830

オ 3: 1の職員配置を行った場合(3歳以上児用)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	653,890	617,320	613,180	600,760	592,480	575,910	563,490	551,070
11~15人	497,880	484,740	481,460	471,600	465,030	451,890	442,030	432,170
16~20	441,530	429,500	426,490	417,460	411,440	399,410	390,380	381,360
21~25	396,790	385,910	383,190	375,020	368,580	358,700	350,530	342,170
26~30	362,920	352,920	350,420	342,920	337,920	327,920	320,420	312,930
31~35	350,060	340,390	337,970	330,710	325,880	316,210	308,960	301,700
36~40	337,190	327,850	325,510	318,510	313,840	304,490	297,490	290,480
41~45	324,330	315,310	313,060	306,300	301,790	292,760	286,020	279,260
46~50	311,460	302,780	300,610	294,090	289,750	281,060	274,550	268,030
51~55	306,380	297,830	295,690	289,290	285,000	276,450	270,040	263,620
56~60	301,300	292,880	290,780	284,460	280,250	271,840	265,520	259,210
61~65	296,220	287,930	285,860	279,650	275,510	267,220	261,010	254,800
66~70	291,130	282,980	280,950	274,830	270,760	262,610	256,500	250,390
71~75	286,050	278,030	276,030	270,020	266,010	258,000	251,990	245,970
76~80	280,970	273,080	271,110	265,200	261,260	253,380	247,470	241,560
81~85	275,880	268,140	266,200	260,390	256,520	248,770	242,960	237,150
86~90	270,800	263,190	261,280	255,570	251,770	244,160	238,450	232,740
91人以上	265,720	258,240	256,370	250,760	247,020	239,540	233,930	228,330

エ 3.5: 1の職員配置を行った場合(3歳以上児用)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	633,890	617,320	613,180	600,760	592,480	575,910	563,490	551,070
11~15人	461,340	449,250	446,220	437,150	431,110	419,010	409,940	400,870
16~20	414,150	402,900	400,090	391,650	386,020	374,770	366,340	357,900
21~25	374,880	364,630	362,060	354,370	349,240	338,990	331,300	323,600
26~30	344,660	335,190	332,820	325,710	320,970	311,500	304,390	297,290
31~35	328,150	319,100	316,840	310,060	305,540	296,490	289,710	282,930
36~40	311,630	303,020	300,860	294,410	290,100	281,490	275,030	268,580
41~45	295,110	286,930	284,890	278,750	274,660	266,490	260,350	254,220
46~50	278,590	270,840	268,910	263,100	259,230	251,480	245,670	239,870
51~55	274,050	266,420	264,520	258,800	254,990	247,360	241,640	235,920
56~60	269,510	262,010	260,130	254,500	250,750	243,240	237,610	231,980
61~65	264,980	257,590	255,740	250,200	246,500	239,120	233,570	228,030
66~70	260,440	253,170	251,350	245,900	242,260	234,990	229,540	224,090
71~75	255,900	248,750	246,960	241,600	238,020	230,870	225,510	220,150
76~80	251,360	244,330	242,570	237,300	233,780	226,760	221,470	216,200
81~85	246,820	239,910	238,180	233,000	229,540	222,630	217,440	212,260
86~90	242,290	235,490	233,790	228,700	225,300	218,500	213,410	208,310
91人以上	237,750	231,070	229,400	224,400	221,080	214,380	209,370	204,370

(4) 児童心理治療施設の配置改善加算分保護単価

ア 4: 1の職員配置を行った場合

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	463,990	451,170	447,970	441,670	438,130	425,310	415,700	406,080
21~25	423,730	411,920	408,970	402,880	399,370	387,560	378,700	369,860
26~30	383,460	372,660	369,960	364,080	360,600	349,800	341,710	333,610
31~35	364,660	354,370	351,800	346,050	342,610	332,310	324,590	316,870
36~40	345,880	336,080	333,640	328,020	324,620	314,880	307,480	300,130
41~45	334,280	324,780	322,400	316,810	313,380	303,880	296,750	289,620
46人以上	322,680	313,470	311,170	305,590	302,140	292,930	286,020	279,120

イ 3.5: 1の職員配置を行った場合

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	491,010	477,420	474,020	467,140	463,220	449,620	439,420	429,230
21~25人	446,800	434,330	431,210	424,630	420,780	408,310	398,960	389,600
26~30	402,600	391,250	388,410	382,110	378,350	367,000	358,490	349,980
31~35	381,730	370,940	368,250	362,130	358,440	347,650	339,560	331,470
36~40	360,870	350,640	348,080	342,140	338,530	328,300	320,630	312,960
41~45	347,510	337,630	335,160	329,280	325,660	315,770	308,360	300,950
46人以上	334,160	324,620	322,240	316,410	312,790	303,250	296,090	288,940

ウ 3 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	517,080	502,740	499,180	491,730	487,430	473,090	465,340	451,580
6~10人	489,410	456,290	453,010	445,930	441,770	428,650	415,910	403,960
11~15	421,730	409,830	405,860	400,140	396,100	384,200	372,270	366,350
16~20	405,060	393,600	390,730	384,110	380,080	368,620	360,020	351,410
21~25	388,390	377,360	374,610	368,070	364,060	353,030	344,760	336,490
26~30	378,560	367,780	365,080	358,520	354,460	343,670	335,580	327,490
31~35	368,730	358,190	355,560	348,980	344,850	334,310	326,410	318,500
36~40								
41~45								
46~50								
51~55								
56~60								
61~65								
66~70								

(5) 一時保護所の配置改善加算分保護単価

ア 5 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	12,794,680	12,374,960	12,292,630	12,046,260	11,880,440	11,584,790	11,363,460	11,086,180
6~10人	18,695,410	18,053,570	17,926,360	17,544,730	17,290,310	16,781,470	16,389,840	16,018,210
11~15	25,791,960	25,024,100	24,712,780	24,084,100	23,695,610	22,827,080	22,198,180	21,589,280
16~20	35,616,710	34,462,030	34,347,610	33,584,340	33,075,850	32,067,830	31,254,570	30,531,310
21~25	41,477,470	40,280,840	40,081,430	39,083,810	38,485,400	37,293,580	36,396,900	35,493,340
26~30	63,192,990	61,637,670	61,249,090	60,062,740	59,395,180	57,950,080	56,687,790	55,417,390
31~35	63,726,910	61,842,990	61,370,090	59,967,280	59,044,860	57,130,060	55,716,460	54,302,840
36~40	68,854,470	67,220,710	66,846,170	65,456,730	64,624,750	62,366,810	60,932,890	59,504,860
41~45	75,445,430	73,199,330	72,638,140	70,366,200	69,834,680	67,091,660	65,966,220	64,226,890
46~50	81,300,190	78,877,330	78,272,360	76,455,660	75,844,840	72,822,310	71,008,610	69,183,920
51~55	87,187,950	84,586,190	83,966,190	81,958,130	81,083,060	78,053,060	76,101,990	74,159,940
56~60	93,016,710	90,296,100	89,546,020	87,454,990	86,664,330	83,283,890	81,198,380	79,112,970
61~65	98,875,470	96,013,790	95,173,940	92,954,060	91,474,220	88,514,850	86,294,770	84,075,000
66~70	104,731,230	101,692,390	100,807,670	98,679,110	97,146,390	93,746,390	91,351,150	89,037,020

※1か所当たりの年額

イ 4.5 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	12,794,680	12,374,960	12,292,630	12,046,260	11,880,440	11,584,790	11,363,460	11,086,180
6~10人	18,695,410	18,053,570	17,926,360	17,544,730	17,290,310	16,781,470	16,389,840	16,018,210
11~15	25,791,960	25,024,100	24,712,780	24,084,100	23,695,610	22,827,080	22,198,180	21,589,280
16~20	35,616,710	34,462,030	34,347,610	33,584,340	33,075,850	32,067,830	31,254,570	30,531,310
21~25	41,477,470	40,280,840	40,081,430	39,083,810	38,485,400	37,293,580	36,396,900	35,493,340
26~30	63,192,990	61,637,670	61,249,090	60,062,740	59,395,180	57,950,080	56,687,790	55,417,390
31~35	63,726,910	61,842,990	61,370,090	59,967,280	59,044,860	57,130,060	55,716,460	54,302,840
36~40	68,854,470	67,220,710	66,846,170	65,456,730	64,624,750	62,366,810	60,932,890	59,504,860
41~45	75,445,430	73,199,330	72,638,140	70,366,200	69,834,680	67,091,660	65,966,220	64,226,890
46~50	81,300,190	78,877,330	78,272,360	76,455,660	75,844,840	72,822,310	71,008,610	69,183,920
51~55	87,187,950	84,586,190	83,966,190	81,958,130	81,083,060	78,053,060	76,101,990	74,159,940
56~60	93,016,710	90,296,100	89,546,020	87,454,990	86,664,330	83,283,890	81,198,380	79,112,970
61~65	98,875,470	96,013,790	95,173,940	92,954,060	91,474,220	88,514,850	86,294,770	84,075,000
66~70	104,731,230	101,692,390	100,807,670	98,679,110	97,146,390	93,746,390	91,351,150	89,037,020

※1か所当たりの年額

ウ 4 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	12,794,680	12,374,960	12,292,630	12,046,260	11,880,440	11,584,790	11,363,460	11,086,180
6~10人	18,695,410	18,053,570	17,926,360	17,544,730	17,290,310	16,781,470	16,389,840	16,018,210
11~15	25,791,960	25,024,100	24,712,780	24,084,100	23,695,610	22,827,080	22,198,180	21,589,280
16~20	35,616,710	34,462,030	34,347,610	33,584,340	33,075,850	32,067,830	31,254,570	30,531,310
21~25	41,477,470	40,280,840	40,081,430	39,083,810	38,485,400	37,293,580	36,396,900	35,493,340
26~30	63,192,990	61,637,670	61,249,090	60,062,740	59,395,180	57,950,080	56,687,790	55,417,390
31~35	63,726,910	61,842,990	61,370,090	59,967,280	59,044,860	57,130,060	55,716,460	54,302,840
36~40	68,854,470	67,220,710	66,846,170	65,456,730	64,624,750	62,366,810	60,932,890	59,504,860
41~45	75,445,430	73,199,330	72,638,140	70,366,200	69,834,680	67,091,660	65,966,220	64,226,890
46~50	81,300,190	78,877,330	78,272,360	76,455,660	75,844,840	72,822,310	71,008,610	69,183,920
51~55	87,187,950	84,586,190	83,966,190	81,958,130	81,083,060	78,053,060	76,101,990	74,159,940
56~60	93,016,710	90,296,100	89,546,020	87,454,990	86,664,330	83,283,890	81,198,380	79,112,970
61~65	98,875,470	96,013,790	95,173,940	92,954,060	91,474,220	88,514,850	86,294,770	84,075,000
66~70	104,731,230	101,692,390	100,807,670	98,679,110	97,146,390	93,746,390	91,351,150	89,037,020

※1か所当たりの年額

エ 3 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100		15/100		12/100		10/100		6/100		3/100		その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	16,562,449	18,053,570	17,926,380	17,544,729	17,290,310	16,781,470	16,599,840	16,018,210	15,781,470	15,499,840	15,018,210	14,781,470	14,599,840	14,018,210
6~10人	24,420,170	23,732,180	23,598,180	23,464,190	23,330,200	23,196,210	23,062,220	22,928,230	22,794,240	22,660,250	22,526,260	22,392,270	22,258,280	22,124,290
11~15	41,477,470	40,285,640	39,882,810	39,480,000	39,077,190	38,674,380	38,271,570	37,868,760	37,465,950	37,063,140	36,660,330	36,257,520	35,854,710	35,451,900
16~20	53,182,990	51,837,670	51,269,090	50,882,740	50,506,390	49,895,180	49,483,970	48,872,760	48,461,550	48,050,340	47,639,130	47,227,920	46,816,710	46,405,500
21~25	59,057,750	57,318,490	56,882,910	56,448,330	56,013,750	55,579,170	55,144,590	54,709,010	54,274,430	53,839,850	53,405,270	52,970,690	52,536,110	52,101,530
26~30	70,748,280	68,673,710	68,186,570	67,700,430	67,214,290	66,728,150	66,242,010	65,755,870	65,269,730	64,783,590	64,297,450	63,811,310	63,325,170	62,839,030
31~35	81,157,890	78,656,650	78,000,020	77,493,390	76,986,760	76,480,130	75,973,500	75,466,870	74,960,240	74,453,610	73,946,980	73,440,350	72,933,720	72,427,090
36~40	93,015,710	90,235,160	89,484,020	88,732,880	87,981,740	87,230,600	86,479,460	85,728,320	84,977,180	84,226,040	83,474,900	82,723,760	81,972,620	81,221,480
41~45	104,721,210	101,692,300	100,867,070	99,842,640	98,818,210	97,793,780	96,769,350	95,744,920	94,720,490	93,696,060	92,671,630	91,647,200	90,622,770	89,598,340
46~50	116,465,760	112,940,620	112,075,320	109,424,460	107,773,600	106,122,740	104,471,880	102,821,020	101,170,160	99,519,300	97,868,440	96,217,580	94,566,720	92,915,860
51~55	122,394,520	118,628,230	117,799,150	114,951,520	113,103,890	111,256,260	109,408,630	107,561,000	105,713,370	103,865,740	102,018,110	100,170,480	98,322,850	96,475,220
56~60	134,020,940	129,985,400	129,076,510	125,960,860	124,852,000	121,736,350	120,627,490	117,511,840	116,402,980	113,287,330	112,178,470	109,062,820	107,953,960	104,838,310
61~65	145,755,360	141,342,890	140,345,990	136,849,790	135,750,930	132,254,730	131,155,870	127,659,670	126,560,810	123,064,610	121,965,750	118,469,550	117,370,690	113,874,490
66~70	151,693,320	147,021,300	146,024,400	142,428,200	141,429,340	137,833,140	136,834,280	133,238,080	132,239,220	128,643,020	127,644,160	124,047,960	123,049,100	119,452,900

※1か所当たりの年額

オ 2 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100		15/100		12/100		10/100		6/100		3/100		その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	24,420,170	23,732,180	23,598,180	23,464,190	23,330,200	23,196,210	23,062,220	22,928,230	22,794,240	22,660,250	22,526,260	22,392,270	22,258,280	22,124,290
6~10人	38,125,590	36,089,410	34,827,940	34,643,120	34,458,300	34,273,480	34,088,660	33,903,840	33,719,020	33,534,200	33,349,380	33,164,560	32,979,740	32,794,920
11~15	69,469,750	67,316,490	66,662,910	66,482,210	66,301,510	66,120,810	65,940,110	65,759,410	65,578,710	65,398,010	65,217,310	65,036,610	64,855,910	64,675,210
16~20	70,796,290	68,673,710	68,150,170	67,626,630	67,103,090	66,579,550	66,056,010	65,532,470	65,008,930	64,485,390	63,961,850	63,438,310	62,914,770	62,391,230
21~25	81,157,890	78,656,650	78,000,020	77,493,390	76,986,760	76,480,130	75,973,500	75,466,870	74,960,240	74,453,610	73,946,980	73,440,350	72,933,720	72,427,090
26~30	100,085,080	97,066,790	96,312,700	94,978,470	93,644,240	92,309,010	90,974,780	89,640,550	88,306,320	86,972,090	85,637,860	84,303,630	82,969,400	81,635,170
31~35	122,394,520	118,628,230	117,799,150	114,951,520	113,103,890	111,256,260	109,408,630	107,561,000	105,713,370	103,865,740	102,018,110	100,170,480	98,322,850	96,475,220
36~40	134,020,940	129,985,400	129,076,510	125,960,860	124,852,000	121,736,350	120,627,490	117,511,840	116,402,980	113,287,330	112,178,470	109,062,820	107,953,960	104,838,310
41~45	151,693,320	147,021,300	146,024,400	142,428,200	141,429,340	137,833,140	136,834,280	133,238,080	132,239,220	128,643,020	127,644,160	124,047,960	123,049,100	119,452,900
46~50	163,108,840	158,376,530	157,445,940	153,444,190	152,443,600	148,441,850	147,441,260	143,439,510	142,438,920	138,437,170	137,436,580	133,434,830	132,434,240	128,432,490
51~55	180,182,130	175,414,370	174,447,420	169,846,680	168,845,090	164,244,350	163,242,760	158,642,020	157,640,430	153,039,690	152,038,100	147,437,360	146,435,770	141,835,030
56~60	192,897,660	188,771,090	188,115,090	183,946,520	183,185,520	178,786,950	178,025,950	173,627,380	172,866,380	168,467,810	167,706,810	163,308,240	162,547,240	158,148,670
61~65	210,170,930	205,867,440	205,111,440	200,216,600	199,460,600	194,565,760	193,809,760	188,914,920	188,158,920	183,264,080	182,508,080	177,613,240	176,857,240	172,458,670
66~70	221,598,460	216,164,670	215,408,670	210,212,210	209,456,210	204,260,750	203,504,750	198,309,290	197,553,290	192,357,830	191,601,830	186,406,370	185,650,370	181,251,800

※1か所当たりの年額

(6) 児童養護施設の乳児加算分保護単価 (現員1人につき)

地域区分 職員配置 (5.5:1)※1	20/100		16/100		15/100		12/100		10/100		6/100		3/100		その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1.6:1	249,440	242,260	240,470	235,090	231,500	224,870	215,500	205,630	195,860	189,810	185,260	180,710	176,160	171,610	167,060	
※1 1.5:1	274,380	265,490	264,520	258,600	254,650	246,760	235,870	224,980	215,090	205,200	195,310	185,420	175,530	165,640	160,690	
1.4:1	304,870	295,100	293,910	287,330	282,950	274,180	262,300	249,420	236,540	223,660	210,780	197,900	185,020	172,140	169,260	
1.3:1	322,800	313,520	311,200	304,230	299,590	290,300	274,180	257,350	242,950	228,550	214,150	200,750	187,350	173,950	171,070	
(5.1:1)※1	238,590	231,730	230,010	224,870	221,440	214,570	205,630	195,860	189,810	185,260	180,710	176,160	171,610	167,060	162,510	
※1 1.6:1	261,320	253,800	251,920	246,280	242,520	235,010	224,980	215,090	205,200	195,310	185,420	175,530	165,640	160,690	155,740	
※1 1.5:1	288,820	280,520	278,440	272,210	268,050	259,750	249,420	238,090	226,760	215,430	204,100	192,770	181,440	170,110	168,780	
1.4:1	322,800	313,520	311,200	304,230	299,590	290,300	274,180	257,350	242,950	228,550	214,150	200,750	187,350	173,950	171,070	
(4.5:1)※1	228,650	222,070	220,430	215,500	212,210	205,630	195,860	189,810	185,260	180,710	176,160	171,610	167,060	162,510	157,960	
※1 1.6:1	249,440	242,260	240,470	235,090	231,500	224,870	215,500	205,630	195,860	189,810	185,260	180,710	176,160	171,610	167,060	
※1 1.5:1	274,380	265,490	264,520	258,600	254,650	246,760	235,870	224,980	215,090	205,200	195,310	185,420	175,530	165,640	160,690	
1.4:1	304,870	295,100	293,910	287,330	282,950	274,180	262,300	249,420	236,540	223,660	210,780	197,900	185,020	172,140	169,260	
1.3:1	322,800	313,520	311,200	304,230	299,590	290,300	274,180	257,350	242,950	228,550	214,150	200,750	187,350	173,950	171,070	
(4.5:1)※1	228,650	222,070	220,430	215,500	212,210	205,630	195,860	189,810	185,260	180,710	176,160	171,610	167,060	162,510	157,960	
※1 1.6:1	249,440	242,260	240,470	235,090	231,500	224,870	215,500	205,630	195,860	189,810	185,260	180,710	176,160	171,610	167,060	
※1 1.5:1	274,380	265,490	264,520	258,600	254,650	246,760	235,870	224,980	215,090	205,200	195,310	185,420	175,530	165,640	160,690	
1.4:1	304,870	295,100	293,910	287,330	282,950	274,180	262,300	249,420	236,540	223,660	210,780	197,900	185,020	172,140	169,260	
1.3:1	322,800	313,520	311,200	304,230	299,590	290,300	274,180	257,350	242,950	228,550	214,150	200,750	187,350	173,950	171,070	

※1 少年に対する職員配置状況

※2 乳児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(7) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価 (現員1人につき)

児童配属	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(6.5:1)※	円	円	円	円	円	円	円	円
┌ 1.6:1	233,440	228,820	225,170	220,200	216,900	210,280	205,320	200,350
※	236,780	249,500	247,680	242,230	238,590	231,310	225,850	220,390
┌ 1.4:1	285,320	277,230	275,210	269,140	265,100	257,010	250,940	244,880
┌ 1.3:1	302,100	293,540	291,390	284,970	280,690	272,130	265,700	259,280
(6:1)※								
┌ 1.6:1	223,290	216,960	215,390	210,630	207,470	201,140	196,390	191,640
※	244,560	237,620	235,890	230,690	227,220	220,290	215,090	209,890
┌ 1.4:1	270,300	262,640	260,720	254,970	251,140	243,480	237,730	231,990
┌ 1.3:1	302,100	293,540	291,390	284,970	280,690	272,130	265,700	259,280
(4.5:1)※								
┌ 1.6:1	213,990	207,920	206,400	201,850	198,820	192,750	188,210	183,660
※	233,440	226,820	225,170	220,200	216,900	210,280	205,320	200,350
┌ 1.4:1	256,780	249,500	247,680	242,230	238,590	231,310	225,850	220,390
┌ 1.3:1	285,320	277,230	275,210	269,140	265,100	257,010	250,940	244,880
(4:1)※								
┌ 1.6:1	197,530	191,930	190,530	186,330	183,530	177,930	173,730	169,530
※	213,990	207,920	206,400	201,850	198,820	192,750	188,210	183,660
┌ 1.4:1	244,560	237,620	235,890	230,690	227,220	220,290	215,090	209,890
┌ 1.3:1	270,300	262,640	260,720	254,970	251,140	243,480	237,730	231,990

※1 少年に対する職員配置状況

※2 1歳児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(8) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価 (現員1人につき)

児童配属	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(6.5:1)※	円	円	円	円	円	円	円	円
┌ 1.6:1	165,670	160,970	159,800	156,270	153,920	149,230	145,710	142,180
※	155,620	151,210	150,110	146,800	144,600	140,180	136,880	133,570
┌ 1.4:1	142,660	138,610	137,600	134,570	132,550	128,500	125,470	122,440
┌ 1.3:1	128,390	124,750	123,840	121,110	119,290	115,650	112,920	110,190

※ 少年に対する職員配置状況

(9) 児童養護施設の年少児加算分保護単価 (現員1人につき)

児童配属	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(6.5:1)※	円	円	円	円	円	円	円	円
┌ 4:1	35,170	34,170	33,930	33,180	32,680	31,680	30,930	30,190
※	53,490	51,990	51,600	50,460	49,700	48,190	47,050	45,910
┌ 3:1	77,810	75,600	75,050	73,400	72,300	70,090	68,440	66,780
(6:1)※								
┌ 4:1	25,670	24,950	24,760	24,220	23,850	23,130	22,580	22,030
※	44,270	43,010	42,700	41,760	41,130	39,880	38,940	37,990
┌ 3:1	68,470	66,530	66,050	64,590	63,620	61,680	60,220	58,770
(4.5:1)※								
┌ 4:1	14,260	13,860	13,760	13,450	13,250	12,850	12,540	12,240
※	32,710	31,780	31,550	30,850	30,390	29,460	28,770	28,070
┌ 3:1	57,060	55,440	55,040	53,820	53,020	51,400	50,180	48,970
(4:1)※								
┌ 3.5:1	18,340	17,820	17,690	17,300	17,040	16,520	16,130	15,740
┌ 3:1	42,790	41,680	41,280	40,370	39,760	38,550	37,640	36,730

※1 少年に対する職員配置状況

※2 3歳以上児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(10) 里親支援専門相談員加算分保護単価

了 児童養護施設

定員	地域区分										その他	
	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	円				円
20人まで	27,970	27,180	26,990	26,390	25,990	25,200	24,610	24,020				24,020
21~25人	22,370	21,740	21,580	21,110	20,790	20,160	19,690	19,210				19,210
26~30	18,640	18,120	17,990	17,590	17,330	16,900	16,410	16,010				16,010
31~35	15,990	15,530	15,420	15,080	14,850	14,400	14,060	13,720				13,720
36~40	13,990	13,690	13,490	13,190	12,990	12,600	12,300	12,010				12,010
41~45	12,430	12,080	11,990	11,730	11,550	11,200	10,940	10,670				10,670
46~50	11,180	10,870	10,790	10,550	10,390	10,080	9,840	9,600				9,600
51~55	10,170	9,880	9,810	9,590	9,450	9,160	8,950	8,730				8,730
56~60	9,320	9,060	8,990	8,790	8,660	8,400	8,200	8,000				8,000
61~65	8,600	8,360	8,300	8,120	7,990	7,750	7,570	7,390				7,390
66~70	7,990	7,760	7,710	7,540	7,420	7,200	7,030	6,860				6,860
71~75	7,450	7,240	7,190	7,030	6,930	6,720	6,560	6,400				6,400
76~80	6,990	6,790	6,740	6,590	6,490	6,300	6,150	6,000				6,000
81~85	6,580	6,390	6,340	6,210	6,110	5,930	5,790	5,660				5,660
86~90	6,210	6,040	5,990	5,860	5,770	5,600	5,470	5,330				5,330
91~95	5,880	5,720	5,680	5,550	5,470	5,300	5,180	5,050				5,050
96~100	5,590	5,430	5,390	5,270	5,200	5,040	4,920	4,800				4,800
101~105	5,320	5,170	5,140	5,020	4,950	4,800	4,680	4,570				4,570
106~110	5,080	4,940	4,900	4,790	4,720	4,580	4,470	4,360				4,360
111~115	4,860	4,720	4,690	4,590	4,520	4,380	4,280	4,170				4,170
116~120	4,660	4,530	4,490	4,390	4,330	4,200	4,100	4,000				4,000
121~125	4,470	4,340	4,310	4,220	4,160	4,030	3,930	3,840				3,840
126~130	4,300	4,180	4,150	4,060	4,000	3,870	3,780	3,690				3,690
131~135	4,140	4,020	3,990	3,910	3,850	3,730	3,640	3,550				3,550
136~140	3,990	3,880	3,850	3,770	3,710	3,600	3,510	3,430				3,430
141~145	3,850	3,740	3,720	3,640	3,580	3,470	3,390	3,310				3,310
146~150	3,720	3,620	3,590	3,510	3,460	3,360	3,280	3,200				3,200
151人以上	3,600	3,500	3,480	3,400	3,350	3,250	3,170	3,100				3,100

イ 乳児院

定員	地域区分										その他	
	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	円				円
10人まで	55,940	54,360	53,970	52,780	51,990	50,410	49,230	48,040				48,040
11~15人	37,290	36,240	35,980	35,190	34,660	33,610	32,820	32,030				32,030
16~20	27,970	27,180	26,980	26,390	25,990	25,200	24,610	24,020				24,020
21~25	22,370	21,740	21,580	21,110	20,790	20,160	19,690	19,210				19,210
26~30	18,640	18,120	17,990	17,590	17,330	16,900	16,410	16,010				16,010
31~35	15,990	15,530	15,420	15,080	14,850	14,400	14,060	13,720				13,720
36~40	13,990	13,590	13,490	13,190	12,990	12,600	12,300	12,010				12,010
41~45	12,430	12,080	11,990	11,730	11,550	11,200	10,940	10,670				10,670
46~50	11,180	10,870	10,790	10,550	10,390	10,080	9,840	9,600				9,600
51~55	10,170	9,880	9,810	9,590	9,450	9,160	8,950	8,730				8,730
56~60	9,320	9,060	8,990	8,790	8,660	8,400	8,200	8,000				8,000
61~65	8,600	8,360	8,300	8,120	7,990	7,750	7,570	7,390				7,390
66~70	7,990	7,760	7,710	7,540	7,420	7,200	7,030	6,860				6,860
71~75	7,450	7,240	7,190	7,030	6,930	6,720	6,560	6,400				6,400
76~80	6,990	6,790	6,740	6,590	6,490	6,300	6,150	6,000				6,000
81~85	6,580	6,390	6,340	6,210	6,110	5,930	5,790	5,660				5,660
86~90	6,210	6,040	5,990	5,860	5,770	5,600	5,470	5,330				5,330
91~95	5,880	5,720	5,680	5,550	5,470	5,300	5,180	5,050				5,050
96~100	5,590	5,430	5,390	5,270	5,200	5,040	4,920	4,800				4,800
101~105	5,320	5,170	5,140	5,020	4,950	4,800	4,680	4,570				4,570
106~110	5,080	4,940	4,900	4,790	4,720	4,580	4,470	4,360				4,360
111~115	4,860	4,720	4,690	4,590	4,520	4,380	4,280	4,170				4,170
116~120	4,660	4,530	4,490	4,390	4,330	4,200	4,100	4,000				4,000
121~125	4,470	4,340	4,310	4,220	4,160	4,030	3,930	3,840				3,840
126~130	4,300	4,180	4,150	4,060	4,000	3,870	3,780	3,690				3,690
131~135	4,140	4,020	3,990	3,910	3,850	3,730	3,640	3,550				3,550
136~140	3,990	3,880	3,850	3,770	3,710	3,600	3,510	3,430				3,430
141~145	3,850	3,740	3,720	3,640	3,580	3,470	3,390	3,310				3,310
146~150	3,720	3,620	3,590	3,510	3,460	3,360	3,280	3,200				3,200
151人以上	3,600	3,500	3,480	3,400	3,350	3,250	3,170	3,100				3,100



(11) 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤単価)

ア 児童養護施設

定員	地域区分											その他					
	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	6/100		3/100							
20人まで	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620	23,020	22,420	21,820	21,220	20,620	20,020	19,420	18,820	18,220
21~25人	22,060	21,430	21,270	20,790	20,480	19,850	19,370	18,900	18,500	18,100	17,700	17,300	16,900	16,500	16,100	15,700	15,300
26~30	18,980	18,350	18,190	17,730	17,420	16,540	16,140	15,750	15,350	14,950	14,550	14,150	13,750	13,350	12,950	12,550	12,150
31~35	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500	13,200	12,860	12,520	12,180	11,840	11,500	11,160	10,820	10,480
36~40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810	11,510	11,210	10,910	10,610	10,310	10,010	9,710	9,410	9,110
41~45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500	10,240	9,980	9,720	9,460	9,200	8,940	8,680	8,420	8,160
46~50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450	9,200	8,950	8,700	8,450	8,200	7,950	7,700	7,450	7,200
51~55	10,020	9,740	9,660	9,460	9,310	9,020	8,800	8,590	8,380	8,170	7,960	7,750	7,540	7,330	7,120	6,910	6,700
56~60	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870	7,670	7,470	7,270	7,070	6,870	6,670	6,470	6,270	6,070
61~65	8,480	8,240	8,180	7,990	7,870	7,680	7,450	7,270	7,070	6,870	6,670	6,470	6,270	6,070	5,870	5,670	5,470
66~70	7,870	7,650	7,590	7,420	7,310	7,080	6,920	6,750	6,580	6,410	6,240	6,070	5,900	5,730	5,560	5,390	5,220
71~75	7,350	7,140	7,090	6,930	6,820	6,610	6,450	6,300	6,150	6,000	5,850	5,700	5,550	5,400	5,250	5,100	4,950
76~80	6,890	6,690	6,640	6,490	6,400	6,200	6,050	5,900	5,750	5,600	5,450	5,300	5,150	5,000	4,850	4,700	4,550
81~85	6,480	6,300	6,250	6,110	6,020	5,830	5,680	5,550	5,400	5,250	5,100	4,950	4,800	4,650	4,500	4,350	4,200
86~90	6,120	5,950	5,900	5,770	5,680	5,510	5,380	5,250	5,100	4,950	4,800	4,650	4,500	4,350	4,200	4,050	3,900
91~95	5,800	5,630	5,590	5,470	5,390	5,220	5,090	4,970	4,840	4,720	4,600	4,480	4,360	4,240	4,120	4,000	3,880
96~100	5,510	5,350	5,310	5,200	5,120	4,960	4,840	4,720	4,600	4,480	4,360	4,240	4,120	4,000	3,880	3,760	3,640
101~105	5,250	5,100	5,060	4,960	4,870	4,720	4,610	4,500	4,390	4,280	4,170	4,060	3,950	3,840	3,730	3,620	3,510
106~110	5,010	4,870	4,830	4,720	4,650	4,510	4,400	4,290	4,180	4,070	3,960	3,850	3,740	3,630	3,520	3,410	3,300
111~115	4,790	4,650	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100	4,000	3,890	3,780	3,670	3,560	3,450	3,340	3,230	3,120
116~120	4,590	4,460	4,430	4,330	4,260	4,130	4,030	3,930	3,820	3,710	3,600	3,490	3,380	3,270	3,160	3,050	2,940
121~125	4,410	4,280	4,250	4,160	4,090	3,970	3,870	3,780	3,680	3,570	3,460	3,350	3,240	3,130	3,020	2,910	2,800
126~130	4,240	4,120	4,090	4,000	3,930	3,810	3,720	3,630	3,530	3,420	3,310	3,200	3,090	2,980	2,870	2,760	2,650
131~135	4,080	3,960	3,930	3,850	3,790	3,670	3,580	3,500	3,400	3,300	3,200	3,100	3,000	2,900	2,800	2,700	2,600
136~140	3,940	3,820	3,790	3,710	3,650	3,540	3,460	3,370	3,270	3,170	3,070	2,970	2,870	2,770	2,670	2,570	2,470
141~145	3,800	3,690	3,660	3,580	3,530	3,420	3,340	3,250	3,150	3,050	2,950	2,850	2,750	2,650	2,550	2,450	2,350
146~150	3,670	3,570	3,540	3,460	3,410	3,300	3,220	3,150	3,050	2,950	2,850	2,750	2,650	2,550	2,450	2,350	2,250
151人以上	3,550	3,450	3,430	3,350	3,300	3,200	3,120	3,040	2,940	2,840	2,740	2,640	2,540	2,440	2,340	2,240	2,140

イ 児童自立支援施設

定員	地域区分											その他					
	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	6/100		3/100							
30人まで	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750	15,350	14,950	14,550	14,150	13,750	13,350	12,950	12,550	12,150
31~35人	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500	13,200	12,900	12,600	12,300	12,000	11,700	11,400	11,100	10,800
36~40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810	11,510	11,210	10,910	10,610	10,310	10,010	9,710	9,410	9,110
41~45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500	10,240	9,980	9,720	9,460	9,200	8,940	8,680	8,420	8,160
46~50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450	9,200	8,950	8,700	8,450	8,200	7,950	7,700	7,450	7,200
51~55	10,020	9,740	9,660	9,460	9,310	9,020	8,800	8,590	8,380	8,170	7,960	7,750	7,540	7,330	7,120	6,910	6,700
56~60	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870	7,670	7,470	7,270	7,070	6,870	6,670	6,470	6,270	6,070
61~65	8,480	8,240	8,180	7,990	7,870	7,680	7,450	7,270	7,070	6,870	6,670	6,470	6,270	6,070	5,870	5,670	5,470
66~70	7,870	7,650	7,590	7,420	7,310	7,080	6,920	6,750	6,580	6,410	6,240	6,070	5,900	5,730	5,560	5,390	5,220
71~75	7,350	7,140	7,090	6,930	6,820	6,610	6,450	6,300	6,150	6,000	5,850	5,700	5,550	5,400	5,250	5,100	4,950
76~80	6,890	6,690	6,640	6,490	6,400	6,200	6,050	5,900	5,750	5,600	5,450	5,300	5,150	5,000	4,850	4,700	4,550
81~85	6,480	6,300	6,250	6,110	6,020	5,830	5,680	5,550	5,400	5,250	5,100	4,950	4,800	4,650	4,500	4,350	4,200
86~90	6,120	5,950	5,900	5,770	5,680	5,510	5,380	5,250	5,100	4,950	4,800	4,650	4,500	4,350	4,200	4,050	3,900
91~95	5,800	5,630	5,590	5,470	5,390	5,220	5,090	4,970	4,840	4,720	4,600	4,480	4,360	4,240	4,120	4,000	3,880
96~100	5,510	5,350	5,310	5,200	5,120	4,960	4,840	4,720	4,600	4,480	4,360	4,240	4,120	4,000	3,880	3,760	3,640
101~105	5,250	5,100	5,060	4,960	4,870	4,720	4,610	4,500	4,390	4,280	4,170	4,060	3,950	3,840	3,730	3,620	3,510
106~110	5,010	4,870	4,830	4,720	4,650	4,510	4,400	4,290	4,180	4,070	3,960	3,850	3,740	3,630	3,520	3,410	3,300
111~115	4,790	4,650	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100	4,000	3,890	3,780	3,670	3,560	3,450	3,340	3,230	3,120
116~120	4,590	4,460	4,430	4,330	4,260	4,130	4,030	3,930	3,820	3,710	3,600	3,490	3,380	3,270	3,160	3,050	2,940
121~125	4,410	4,280	4,250	4,160	4,090	3,970	3,870	3,780	3,680	3,570	3,460	3,350	3,240	3,130	3,020	2,910	2,800
126~130	4,240	4,120	4,090	4,000	3,930	3,810	3,720	3,630	3,530	3,420	3,310	3,200	3,090	2,980	2,870	2,760	2,650
131~135	4,080	3,960	3,930	3,850	3,790	3,670	3,580	3,500	3,400	3,300	3,200	3,100	3,000	2,900	2,800	2,700	2,600
136~140	3,940	3,820	3,790	3,710	3,650	3,540	3,460	3,370	3,270	3,170	3,070	2,970	2,870	2,770	2,670	2,570	2,470
141~145	3,800	3,690	3,660	3,580	3,530	3,420	3,340	3,250	3,150	3,050	2,950	2,850	2,750	2,650	2,550	2,450	2,350
146~150	3,670	3,570	3,540	3,460	3,410	3,300	3,220	3,150	3,050	2,950	2,850	2,750	2,650	2,550	2,450	2,350	2,250
151人以上	3,550	3,450	3,430	3,350	3,300	3,200	3,120	3,040	2,940	2,840	2,740	2,640	2,540	2,440	2,340	2,240	2,140

(12) 個別対応職員加算分保護単価  
ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	
定員	61,280	59,520	59,080	57,770	56,890	55,130	53,920	52,500
1人につき								

イ 母子生活支援施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	
定員	36,770	35,710	35,450	34,660	34,130	33,080	32,290	31,500
10世帯まで	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
11~20世帯	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
21~30	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
31~40	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
41~50	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870
51世帯以上								

ウ 乳児院

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	
定員	55,160	53,570	53,180	51,990	51,200	49,620	48,440	47,250
10人まで	36,770	35,710	35,450	34,660	34,130	33,080	32,290	31,500
11~15人	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
16~20	22,060	21,430	21,270	20,790	20,480	19,850	19,370	18,900
21~25	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
26~30	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500
31~35	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
36~40	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
41~45	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
46~50	10,020	9,740	9,660	9,450	9,310	9,020	8,800	8,590
51~55	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870
56~60	8,480	8,240	8,180	7,990	7,870	7,630	7,450	7,270
61~65	7,870	7,650	7,590	7,420	7,310	7,080	6,920	6,750
66~70	7,350	7,140	7,090	6,930	6,820	6,610	6,450	6,300
71~75	6,890	6,690	6,640	6,490	6,400	6,200	6,050	5,900
76~80	6,480	6,300	6,250	6,110	6,020	5,830	5,690	5,550
81~85	6,120	5,960	5,900	5,770	5,680	5,510	5,380	5,250
86~90	5,800	5,630	5,590	5,470	5,390	5,220	5,090	4,970
91人以上								

エ 児童心理治療施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	
定員	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
20人まで	22,060	21,430	21,270	20,790	20,480	19,850	19,370	18,900
21~25	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
26~30	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500
31~35	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
36~40	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
41~45	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
46人以上								

オ 母子生活支援施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	
定員	36,770	35,710	35,450	34,660	34,130	33,080	32,290	31,500
10世帯まで	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
11~20世帯	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
21~30	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
31~40	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
41~50	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870
51世帯以上								

(13) 職業指導員加算分保護単価

定員	地域区分										その他	
	20/100	18/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100					その他
20人まで	24,980	24,280	24,100	23,570	23,220	22,510	21,980	21,450				21,450
21~25人	19,980	19,420	19,280	18,860	18,570	18,010	17,590	17,160				17,160
26~30	16,650	16,180	16,060	15,710	15,480	15,010	14,590	14,300				14,300
31~35	14,270	13,870	13,770	13,470	13,270	12,860	12,560	12,260				12,260
36~40	12,490	12,140	12,050	11,780	11,610	11,250	10,990	10,720				10,720
41~45	11,100	10,790	10,710	10,470	10,320	10,000	9,770	9,530				9,530
46~50	9,890	9,710	9,640	9,430	9,280	9,000	8,790	8,580				8,580
51~55	9,080	8,820	8,760	8,570	8,440	8,180	7,990	7,800				7,800
56~60	8,320	8,090	8,030	7,850	7,740	7,500	7,320	7,150				7,150
61~65	7,680	7,470	7,410	7,250	7,140	6,920	6,760	6,600				6,600
66~70	7,130	6,930	6,880	6,730	6,630	6,430	6,280	6,130				6,130
71~75	6,660	6,470	6,420	6,280	6,190	6,000	5,860	5,720				5,720
76~80	6,240	6,070	6,020	5,890	5,800	5,620	5,490	5,360				5,360
81~85	5,870	5,710	5,670	5,540	5,460	5,290	5,170	5,040				5,040
86~90	5,550	5,390	5,350	5,230	5,160	5,000	4,880	4,760				4,760
91~95	5,260	5,110	5,070	4,960	4,880	4,740	4,620	4,510				4,510
96~100	4,990	4,850	4,820	4,710	4,640	4,500	4,390	4,290				4,290
101~105	4,750	4,620	4,590	4,490	4,420	4,280	4,180	4,080				4,080
106~110	4,540	4,410	4,380	4,280	4,220	4,090	3,990	3,900				3,900
111~115	4,340	4,220	4,190	4,100	4,030	3,910	3,820	3,730				3,730
116~120	4,160	4,040	4,010	3,920	3,870	3,750	3,660	3,570				3,570
121~125	3,990	3,880	3,850	3,770	3,710	3,600	3,510	3,430				3,430
126~130	3,840	3,730	3,700	3,620	3,570	3,460	3,380	3,300				3,300
131~135	3,700	3,600	3,570	3,490	3,440	3,330	3,250	3,170				3,170
136~140	3,560	3,460	3,440	3,360	3,310	3,210	3,140	3,060				3,060
141~145	3,440	3,340	3,320	3,250	3,200	3,100	3,030	2,960				2,960
146~150	3,330	3,230	3,210	3,140	3,090	3,000	2,930	2,860				2,860
151人以上	3,220	3,130	3,110	3,040	2,990	2,900	2,830	2,760				2,760

イ 児童自立支援施設

定員	地域区分										その他	
	20/100	18/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100					その他
30人まで	17,580	17,080	16,960	16,570	16,320	15,820	15,440	15,060				15,060
31~35人	15,070	14,640	14,530	14,200	13,990	13,560	13,230	12,910				12,910
36~40	13,180	12,810	12,710	12,430	12,240	11,860	11,580	11,300				11,300
41~45	11,720	11,380	11,300	11,060	10,880	10,540	10,290	10,040				10,040
46~50	10,550	10,240	10,170	9,940	9,790	9,490	9,260	9,040				9,040
51~55	9,590	9,310	9,240	9,040	8,900	8,630	8,420	8,210				8,210
56~60	8,790	8,540	8,470	8,280	8,160	7,910	7,720	7,530				7,530
61~65	8,110	7,880	7,820	7,650	7,530	7,300	7,120	6,950				6,950
66~70	7,530	7,320	7,260	7,100	6,990	6,780	6,610	6,450				6,450
71~75	7,030	6,830	6,780	6,630	6,530	6,320	6,170	6,020				6,020
76~80	6,590	6,400	6,350	6,210	6,120	5,930	5,790	5,650				5,650
81~85	6,200	6,020	5,980	5,850	5,760	5,580	5,460	5,310				5,310
86~90	5,860	5,690	5,650	5,520	5,440	5,270	5,140	5,020				5,020
91~95	5,550	5,390	5,350	5,220	5,150	4,990	4,870	4,750				4,750
96~100	5,270	5,120	5,080	4,970	4,890	4,740	4,630	4,520				4,520
101~105	5,020	4,880	4,840	4,730	4,660	4,520	4,410	4,300				4,300
106~110	4,790	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100				4,100
111~115	4,560	4,450	4,420	4,320	4,250	4,120	4,020	3,930				3,930
116~120	4,390	4,270	4,230	4,140	4,080	3,950	3,860	3,760				3,760
121~125	4,220	4,090	4,060	3,970	3,910	3,790	3,700	3,610				3,610
126~130	4,060	3,940	3,910	3,820	3,760	3,650	3,560	3,470				3,470
131~135	3,900	3,790	3,760	3,680	3,620	3,510	3,430	3,340				3,340
136~140	3,760	3,660	3,630	3,550	3,490	3,390	3,310	3,220				3,220
141~145	3,630	3,530	3,500	3,430	3,370	3,270	3,190	3,110				3,110
146~150	3,510	3,410	3,380	3,310	3,260	3,160	3,080	3,010				3,010
151人以上	3,400	3,300	3,280	3,200	3,160	3,060	2,980	2,910				2,910

(14) 看護師加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	24,660	23,870	23,680	23,080	22,690	21,900	21,310	20,720
21～25人	19,730	19,100	18,940	18,470	18,150	17,520	17,050	16,570
26～30	16,440	15,910	15,780	15,390	15,130	14,600	14,200	13,810
31～35	14,090	13,640	13,530	13,190	12,960	12,510	12,170	11,840
36～40	12,330	11,930	11,840	11,540	11,340	10,950	10,650	10,360
41～45	10,960	10,610	10,520	10,260	10,080	9,730	9,470	9,200
46～50	9,860	9,550	9,470	9,230	9,070	8,760	8,520	8,280
51～55	8,970	8,680	8,610	8,390	8,250	7,960	7,750	7,530
56～60	8,220	7,960	7,890	7,690	7,560	7,300	7,100	6,900
61～65	7,590	7,340	7,280	7,100	6,980	6,740	6,550	6,370
66～70	7,040	6,820	6,760	6,590	6,480	6,250	6,090	5,920
71～75	6,570	6,360	6,310	6,150	6,050	5,840	5,680	5,520
76～80	6,160	5,970	5,920	5,770	5,670	5,470	5,320	5,180
81～85	5,800	5,610	5,570	5,430	5,340	5,150	5,010	4,870
86～90	5,460	5,300	5,260	5,130	5,040	4,860	4,730	4,600
91～95	5,190	5,020	4,980	4,860	4,770	4,610	4,480	4,360
96～100	4,930	4,770	4,730	4,610	4,530	4,380	4,260	4,140
101～105	4,690	4,540	4,510	4,390	4,320	4,170	4,060	3,940
106～110	4,460	4,340	4,300	4,190	4,120	3,980	3,870	3,760
111～115	4,290	4,160	4,110	4,010	3,940	3,810	3,700	3,600
116～120	4,110	3,980	3,940	3,840	3,780	3,650	3,550	3,450
121～125	3,940	3,820	3,780	3,690	3,630	3,500	3,410	3,310
126～130	3,790	3,670	3,640	3,550	3,490	3,370	3,270	3,180
131～135	3,650	3,530	3,500	3,420	3,360	3,240	3,150	3,070
136～140	3,520	3,410	3,380	3,290	3,240	3,120	3,040	2,960
141～145	3,400	3,290	3,260	3,180	3,130	3,020	2,940	2,860
146～150	3,280	3,180	3,150	3,070	3,020	2,920	2,840	2,760
151人以上	3,180	3,080	3,050	2,970	2,920	2,820	2,750	2,670

(15) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,310	32,370	32,130	31,430	30,960	30,020	29,310	28,610
11～20世帯	24,980	24,280	24,100	23,570	23,220	22,510	21,980	21,450
21～30	16,650	16,180	16,060	15,710	15,480	15,010	14,650	14,300
31～40	14,990	14,560	14,460	14,140	13,930	13,510	13,190	12,870
41～50	13,320	12,950	12,850	12,570	12,380	12,000	11,720	11,440
51世帯以上	11,660	11,330	11,240	11,000	10,830	10,500	10,260	10,010

(16) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	55,760	54,100	53,680	52,430	51,600	49,940	48,690	47,450
20世帯	27,880	27,050	26,840	26,210	25,800	24,970	24,340	23,720
30世帯	18,560	18,030	17,890	17,480	17,200	16,640	16,230	15,810
31～40	13,940	13,520	13,420	13,110	12,900	12,480	12,170	11,860
41～50	11,150	10,820	10,730	10,480	10,320	9,980	9,730	9,490
51世帯以上	9,290	9,010	8,940	8,740	8,600	8,320	8,110	7,900

(17) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	53,210	51,630	51,240	50,050	49,260	47,680	46,500	45,310
11～20	26,600	25,810	25,620	25,020	24,630	23,840	23,250	22,660
21～30	17,740	17,210	17,080	16,680	16,420	15,890	15,500	15,100
31～40	13,300	12,910	12,810	12,510	12,310	11,920	11,620	11,330
41～50	11,970	11,610	11,530	11,260	11,080	10,730	10,460	10,190
51世帯以上	10,640	10,320	10,240	10,010	9,850	9,530	9,300	9,060

(18) 小規模グループケア加算分保護単価  
ア 児童養護施設

定員	地域区分										その他
	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	円			
30人まで	33,380	32,590	32,390	31,800	31,400	30,610	30,020	円			29,430
21~25人	26,700	26,070	25,910	25,440	25,120	24,490	24,010	円			23,540
26~30	22,250	21,720	21,590	21,200	20,930	20,410	20,010	円			19,620
31~35	19,070	18,620	18,510	18,170	17,940	17,490	17,150	円			16,810
36~40	16,690	16,290	16,190	15,900	15,700	15,300	15,010	円			14,710
41~45	14,830	14,480	14,390	14,130	13,950	13,600	13,340	円			13,080
46~50	13,350	13,030	12,950	12,720	12,560	12,240	12,000	円			11,770
51~55	12,130	11,850	11,770	11,560	11,420	11,130	10,910	円			10,700
56~60	11,120	10,860	10,790	10,600	10,460	10,200	10,000	円			9,810
61~65	10,270	10,020	9,960	9,780	9,660	9,420	9,230	円			9,050
66~70	9,530	9,310	9,250	9,080	8,970	8,740	8,570	円			8,400
71~75	8,900	8,690	8,630	8,480	8,370	8,160	8,000	円			7,840
76~80	8,340	8,140	8,090	7,950	7,850	7,650	7,500	円			7,350
81~85	7,850	7,660	7,620	7,480	7,380	7,200	7,060	円			6,920
86~90	7,410	7,240	7,190	7,060	6,970	6,800	6,670	円			6,540
91~95	7,020	6,860	6,820	6,690	6,610	6,440	6,320	円			6,190
96~100	6,670	6,510	6,470	6,360	6,280	6,120	6,000	円			5,880
101~105	6,350	6,200	6,170	6,060	5,980	5,830	5,710	円			5,600
106~110	6,060	5,920	5,890	5,780	5,710	5,560	5,450	円			5,350
111~115	5,800	5,660	5,630	5,530	5,460	5,320	5,220	円			5,110
116~120	5,560	5,430	5,390	5,300	5,230	5,100	5,000	円			4,900
121~125	5,340	5,210	5,180	5,080	5,020	4,890	4,790	円			4,700
126~130	5,130	5,010	4,980	4,890	4,830	4,710	4,610	円			4,520
131~135	4,940	4,820	4,790	4,710	4,650	4,540	4,440	円			4,360
136~140	4,760	4,650	4,620	4,540	4,480	4,370	4,280	円			4,200
141~145	4,600	4,490	4,460	4,380	4,330	4,220	4,140	円			4,060
146~150	4,450	4,340	4,310	4,240	4,180	4,080	4,000	円			3,920
151人以上	4,300	4,200	4,180	4,100	4,050	3,950	3,870	円			3,790

イ 児童自立支援施設

定員	地域区分										その他
	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	円			
30人まで	22,250	21,720	21,590	21,200	20,930	20,410	20,010	円			19,620
31~35人	19,070	18,620	18,510	18,170	17,940	17,490	17,150	円			16,810
36~40	16,690	16,290	16,190	15,900	15,700	15,300	15,010	円			14,710
41~45	14,830	14,480	14,390	14,130	13,950	13,600	13,340	円			13,080
46~50	13,350	13,030	12,950	12,720	12,560	12,240	12,000	円			11,770
51~55	12,130	11,850	11,770	11,560	11,420	11,130	10,910	円			10,700
56~60	11,120	10,860	10,790	10,600	10,460	10,200	10,000	円			9,810
61~65	10,270	10,020	9,960	9,780	9,660	9,420	9,230	円			9,050
66~70	9,530	9,310	9,250	9,080	8,970	8,740	8,570	円			8,400
71~75	8,900	8,690	8,630	8,480	8,370	8,160	8,000	円			7,840
76~80	8,340	8,140	8,090	7,950	7,850	7,650	7,500	円			7,350
81~85	7,850	7,660	7,620	7,480	7,380	7,200	7,060	円			6,920
86~90	7,410	7,240	7,190	7,060	6,970	6,800	6,670	円			6,540
91~95	7,020	6,860	6,820	6,690	6,610	6,440	6,320	円			6,190
96~100	6,670	6,510	6,470	6,360	6,280	6,120	6,000	円			5,880
101~105	6,350	6,200	6,170	6,060	5,980	5,830	5,710	円			5,600
106~110	6,060	5,920	5,890	5,780	5,710	5,560	5,450	円			5,350
111~115	5,800	5,660	5,630	5,530	5,460	5,320	5,220	円			5,110
116~120	5,560	5,430	5,390	5,300	5,230	5,100	5,000	円			4,900
121~125	5,340	5,210	5,180	5,080	5,020	4,890	4,790	円			4,700
126~130	5,130	5,010	4,980	4,890	4,830	4,710	4,610	円			4,520
131~135	4,940	4,820	4,790	4,710	4,650	4,540	4,440	円			4,360
136~140	4,760	4,650	4,620	4,540	4,480	4,370	4,280	円			4,200
141~145	4,600	4,490	4,460	4,380	4,330	4,220	4,140	円			4,060
146~150	4,450	4,340	4,310	4,240	4,180	4,080	4,000	円			3,920
151人以上	4,300	4,200	4,180	4,100	4,050	3,950	3,870	円			3,790

(19) 家庭支援専門相談員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他 円
	円	円	円	円	円	円	円	
20人まで	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
21~25人	22,060	21,430	21,270	20,790	20,480	19,850	19,370	18,900
26~30	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31~35	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500
36~40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41~45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
46~50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
51~55	10,020	9,740	9,660	9,450	9,310	9,020	8,800	8,590
56~60	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870
61~65	8,480	8,240	8,180	7,990	7,870	7,630	7,450	7,270
66~70	7,870	7,650	7,590	7,420	7,310	7,080	6,920	6,750
71~75	7,350	7,140	7,090	6,930	6,820	6,610	6,450	6,300
76~80	6,890	6,690	6,640	6,490	6,400	6,200	6,050	5,900
81~85	6,480	6,300	6,250	6,110	6,020	5,830	5,690	5,550
86~90	6,120	5,950	5,900	5,770	5,680	5,510	5,380	5,250
91~95	5,800	5,630	5,590	5,470	5,390	5,220	5,090	4,970
96~100	5,510	5,350	5,310	5,200	5,120	4,960	4,840	4,720
101~105	5,250	5,100	5,060	4,950	4,870	4,720	4,610	4,500
106~110	5,010	4,870	4,830	4,720	4,650	4,510	4,400	4,290
111~115	4,790	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
116~120	4,590	4,460	4,430	4,330	4,260	4,130	4,030	3,930
121~125	4,410	4,280	4,250	4,160	4,090	3,970	3,870	3,780
126~130	4,240	4,120	4,090	4,000	3,930	3,810	3,720	3,630
131~135	4,080	3,960	3,930	3,850	3,790	3,670	3,580	3,500
136~140	3,940	3,820	3,790	3,710	3,650	3,540	3,460	3,370
141~145	3,800	3,690	3,660	3,580	3,530	3,420	3,340	3,250
146~150	3,670	3,570	3,540	3,460	3,410	3,300	3,220	3,150
151人以上	3,550	3,450	3,430	3,350	3,300	3,200	3,120	3,040

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他 円
	円	円	円	円	円	円	円	
10人まで	66,760	65,180	64,780	63,600	62,810	61,230	60,040	58,860
11~15人	44,500	43,450	43,190	42,400	41,870	40,820	39,240	38,060
16~20	33,380	32,590	32,390	31,800	31,400	30,610	29,430	28,250
21~25	26,700	26,070	25,910	25,440	25,120	24,490	23,540	22,690
26~30	22,250	21,720	21,590	21,200	20,930	20,410	20,010	19,620
31~35	19,070	18,620	18,510	18,170	17,940	17,490	17,150	16,810
36~40	16,690	16,290	16,190	15,900	15,700	15,300	15,010	14,710
41~45	14,830	14,480	14,390	14,130	13,950	13,600	13,340	13,080
46~50	13,350	13,030	12,950	12,720	12,560	12,240	12,000	11,770
51~55	12,130	11,860	11,770	11,560	11,420	11,130	10,910	10,700
56~60	11,120	10,860	10,790	10,600	10,460	10,200	10,000	9,810
61~65	10,270	10,020	9,960	9,780	9,660	9,420	9,230	9,050
66~70	9,530	9,310	9,250	9,080	8,970	8,740	8,570	8,400
71~75	8,900	8,690	8,630	8,480	8,370	8,160	8,000	7,840
76~80	8,340	8,140	8,090	7,950	7,850	7,650	7,500	7,350
81~85	7,850	7,660	7,620	7,480	7,380	7,200	7,060	6,920
86~90	7,410	7,240	7,190	7,060	6,970	6,800	6,670	6,540
91人以上	7,020	6,860	6,820	6,690	6,610	6,440	6,320	6,190

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他 円
	円	円	円	円	円	円	円	
20人まで	33,380	32,590	32,390	31,800	31,400	30,610	30,020	29,430
21~25	26,700	26,070	25,910	25,440	25,120	24,490	24,010	23,540
26~30	22,250	21,720	21,590	21,200	20,930	20,410	20,010	19,620
31~35	19,070	18,620	18,510	18,170	17,940	17,490	17,150	16,810
36~40	16,690	16,290	16,190	15,900	15,700	15,300	15,010	14,710
41~45	14,830	14,480	14,390	14,130	13,950	13,600	13,340	13,080
46人以上	13,350	13,030	12,950	12,720	12,560	12,240	12,000	11,770

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	
30人まで	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31~35人	15,760	15,300	15,190	14,860	14,630	14,170	13,840	13,500
36~40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41~45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
46~50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
51~55	10,020	9,740	9,660	9,450	9,310	9,020	8,800	8,590
56~60	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870
61~65	8,480	8,240	8,180	7,990	7,870	7,630	7,450	7,270
66~70	7,870	7,650	7,590	7,420	7,310	7,080	6,920	6,750
71~75	7,350	7,140	7,090	6,930	6,820	6,610	6,450	6,300
76~80	6,890	6,690	6,640	6,490	6,400	6,200	6,050	5,900
81~85	6,480	6,300	6,250	6,110	6,020	5,830	5,680	5,550
86~90	6,120	5,950	5,900	5,770	5,680	5,510	5,380	5,250
91~95	5,800	5,630	5,590	5,470	5,390	5,220	5,090	4,970
96~100	5,510	5,350	5,310	5,200	5,120	4,960	4,840	4,720
101~105	5,250	5,100	5,060	4,950	4,870	4,720	4,610	4,500
106~110	5,010	4,870	4,830	4,720	4,650	4,510	4,400	4,290
111~115	4,790	4,650	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
116~120	4,590	4,460	4,430	4,330	4,260	4,130	4,030	3,930
121~125	4,410	4,280	4,250	4,160	4,090	3,970	3,870	3,780
126~130	4,240	4,120	4,090	4,000	3,930	3,810	3,720	3,630
131~135	4,080	3,960	3,930	3,850	3,790	3,670	3,580	3,500
136~140	3,940	3,820	3,790	3,710	3,650	3,540	3,460	3,370
141~145	3,800	3,690	3,660	3,580	3,530	3,420	3,340	3,250
146~150	3,670	3,570	3,540	3,460	3,410	3,300	3,220	3,150
151人以上	3,550	3,460	3,430	3,350	3,300	3,200	3,120	3,040

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	
10人まで	55,150	53,570	53,180	51,990	51,200	49,620	48,440	47,250
11~15人	36,170	35,710	35,450	34,660	34,130	33,080	32,290	31,500
16~20	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
21~25	22,060	21,430	21,270	20,790	20,480	19,850	19,370	18,900
26~30	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31~35	15,760	15,300	15,190	14,860	14,630	14,170	13,840	13,500
36~40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41~45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
46~50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
51~55	10,020	9,740	9,660	9,450	9,310	9,020	8,800	8,590
56~60	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870
61~65	8,480	8,240	8,180	7,990	7,870	7,630	7,450	7,270
66~70	7,870	7,650	7,590	7,420	7,310	7,080	6,920	6,750
71~75	7,350	7,140	7,090	6,930	6,820	6,610	6,450	6,300
76~80	6,890	6,690	6,640	6,490	6,400	6,200	6,050	5,900
81~85	6,480	6,300	6,250	6,110	6,020	5,830	5,680	5,550
86~90	6,120	5,950	5,900	5,770	5,680	5,510	5,380	5,250
91人以上	5,800	5,630	5,590	5,470	5,390	5,220	5,090	4,970

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	
20人まで	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
21~25人	22,060	21,430	21,270	20,790	20,480	19,850	19,370	18,900
26~30	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31~35	15,760	15,300	15,190	14,860	14,630	14,170	13,840	13,500
36~40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41~45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
46人以上	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450

エ 母子生活支援施設  
(常勤の非常勤職員)

定員	月額	円
10世帯まで		28,440
11 ~ 20世帯		14,220
21 ~ 30		9,480
31 ~ 40		7,110
41 ~ 50		5,680
51世帯以上		4,740

ウ 乳児院  
(常勤の非常勤職員)

定員	月額	円
10人まで		28,440
11 ~ 15人		18,960
16 ~ 20		14,220
21 ~ 25		11,370
26 ~ 30		9,480
31 ~ 35		8,120
36 ~ 40		7,110
41 ~ 45		6,320
46 ~ 50		5,680
51 ~ 55		5,170
56 ~ 60		4,740
61 ~ 65		4,370
66 ~ 70		4,060
71 ~ 75		3,790
76 ~ 80		3,550
81 ~ 85		3,340
86 ~ 90		3,160
91人以上		2,990

イ 児童自立支援施設  
(常勤の非常勤職員)

定員	月額	円
30人まで		9,480
31 ~ 35人		8,120
36 ~ 40		7,110
41 ~ 45		6,320
46 ~ 50		5,680
51 ~ 55		5,170
56 ~ 60		4,740
61 ~ 65		4,370
66 ~ 70		4,060
71 ~ 75		3,790
76 ~ 80		3,550
81 ~ 85		3,340
86 ~ 90		3,160
91 ~ 95		2,990
101 ~ 105		2,700
106 ~ 110		2,580
111 ~ 115		2,470
116 ~ 120		2,370
121 ~ 125		2,270
126 ~ 130		2,180
131 ~ 135		2,100
136 ~ 140		2,030
141 ~ 145		1,960
146 ~ 150		1,890
151人以上		1,830

(20) 心理療法治当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)  
ア 児童養護施設  
(常勤の非常勤職員)

定員	月額	円
20人まで		14,220
21 ~ 25人		11,370
26 ~ 30		9,480
31 ~ 35		8,120
36 ~ 40		7,110
41 ~ 45		6,320
46 ~ 50		5,680
51 ~ 55		5,170
56 ~ 60		4,740
61 ~ 65		4,370
66 ~ 70		4,060
71 ~ 75		3,790
76 ~ 80		3,550
81 ~ 85		3,340
86 ~ 90		3,160
91 ~ 95		2,990
96 ~ 100		2,840
101 ~ 105		2,700
106 ~ 110		2,580
111 ~ 115		2,470
116 ~ 120		2,370
121 ~ 125		2,270
126 ~ 130		2,180
131 ~ 135		2,100
136 ~ 140		2,030
141 ~ 145		1,960
146 ~ 150		1,890
151人以上		1,830



才 児童養護施設  
(非常勤職員)

定員	月額	円
20人まで		9,210
21 ~ 25人		7,370
26 ~ 30		6,140
31 ~ 35		5,260
36 ~ 40		4,600
41 ~ 45		4,090
46 ~ 50		3,680
51 ~ 55		3,350
56 ~ 60		3,070
61 ~ 65		2,830
66 ~ 70		2,630
71 ~ 75		2,450
76 ~ 80		2,300
81 ~ 85		2,160
86 ~ 90		2,040
91 ~ 95		1,930
96 ~ 100		1,840
101 ~ 105		1,750
106 ~ 110		1,670
111 ~ 115		1,600
116 ~ 120		1,530
121 ~ 125		1,470
126 ~ 130		1,410
131 ~ 135		1,360
136 ~ 140		1,310
141 ~ 145		1,270
146 ~ 150		1,220
151人以上		1,180

力 児童自立支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額	円
30人まで		6,140
31 ~ 35人		5,260
36 ~ 40		4,600
41 ~ 45		4,090
46 ~ 50		3,680
51 ~ 55		3,350
56 ~ 60		3,070
61 ~ 65		2,830
66 ~ 70		2,630
71 ~ 75		2,450
76 ~ 80		2,300
81 ~ 85		2,160
86 ~ 90		2,040
91 ~ 95		1,930
96 ~ 100		1,840
101 ~ 105		1,750
106 ~ 110		1,670
111 ~ 115		1,600
116 ~ 120		1,530
121 ~ 125		1,470
126 ~ 130		1,410
131 ~ 135		1,360
136 ~ 140		1,310
141 ~ 145		1,270
146 ~ 150		1,220
151人以上		1,180

キ 乳児院  
(非常勤職員)

定員	月額	円
10人まで		18,420
11 ~ 15人		12,280
16 ~ 20		9,210
21 ~ 25		7,370
26 ~ 30		6,140
31 ~ 35		5,260
36 ~ 40		4,600
41 ~ 45		4,090
46 ~ 50		3,680
51 ~ 55		3,350
56 ~ 60		3,070
61 ~ 65		2,830
66 ~ 70		2,630
71 ~ 75		2,450
76 ~ 80		2,300
81 ~ 85		2,160
86 ~ 90		2,040
91人以上		1,930

ク 母子生活支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額	円
10世帯まで		18,420
11 ~ 20世帯		9,210
21 ~ 30		6,140
31 ~ 40		4,600
41 ~ 50		3,680
51世帯以上		3,070

(21) 基幹的職員加算分保護単価  
了 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	1,020	1,060	1,010	990	970	940	910	880
21~25人	850	820	810	790	780	750	730	710
26~30	700	680	670	660	650	620	610	590
31~35	600	580	580	560	550	520	520	500
36~40	530	510	500	490	480	470	450	440
41~45	470	450	450	440	430	410	400	390
46~50	420	410	400	390	380	370	360	350
51~55	380	370	370	360	350	340	330	320
56~60	350	340	340	330	320	310	300	290
61~65	320	310	310	300	290	280	280	270
66~70	300	290	290	280	270	260	260	250
71~75	280	270	270	260	250	240	240	230
76~80	260	250	250	240	240	230	220	220
81~85	250	240	240	230	230	220	210	200
86~90	230	220	220	210	210	200	200	190
91~95	220	210	210	200	200	190	190	180
96~100	210	200	200	190	190	180	180	170
101~105	200	190	190	180	180	170	170	160
106~110	190	180	180	170	170	160	160	150
111~115	180	170	170	160	160	150	150	140
116~120	170	170	170	160	160	150	150	140
121~125	170	160	160	150	150	140	140	130
126~130	160	150	150	140	140	130	130	130
131~135	150	140	140	130	130	120	120	110
136~140	140	140	140	130	130	120	120	110
141~145	140	140	140	130	130	120	120	110
146~150	140	130	130	120	120	110	110	110
151人以上	130	130	130	120	120	110	110	110

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	700	680	670	660	650	620	610	590
31~35人	600	580	580	560	550	530	520	500
36~40	550	510	500	490	480	470	450	440
41~45	470	450	450	440	430	410	400	390
46~50	420	410	400	390	390	370	360	350
51~55	380	370	370	360	350	340	330	320
56~60	350	340	340	330	320	310	300	290
61~65	320	310	310	300	300	290	280	270
66~70	300	290	290	280	270	260	260	250
71~75	280	270	270	260	260	250	240	230
76~80	260	250	250	240	240	230	220	220
81~85	250	240	240	230	230	220	210	200
86~90	230	220	220	220	210	200	200	190
91~95	220	210	210	200	200	190	190	180
96~100	210	200	200	190	190	180	180	170
101~105	200	190	190	180	180	170	170	160
106~110	190	180	180	180	170	170	160	160
111~115	180	170	170	170	170	160	150	150
116~120	170	170	170	160	160	150	150	140
121~125	170	160	160	150	150	140	140	140
126~130	160	150	150	150	150	140	140	130
131~135	150	150	150	140	140	140	130	130
136~140	150	140	140	140	130	130	130	120
141~145	140	140	140	130	130	130	120	110
146~150	140	130	130	130	130	120	120	110
151人以上	130	130	130	120	120	120	110	110

ウ 乳児院

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	2,120	2,050	2,030	1,980	1,950	1,880	1,830	1,770
11~15人	1,410	1,370	1,350	1,320	1,300	1,250	1,220	1,180
16~20	1,060	1,020	1,010	990	970	940	910	880
21~25	850	820	810	790	780	750	730	710
26~30	700	680	670	650	650	620	610	590
31~35	600	580	580	560	550	530	520	500
36~40	530	510	500	480	480	470	450	440
41~45	470	450	450	440	430	410	400	390
46~50	420	410	400	390	390	370	360	350
51~55	380	370	370	360	350	340	330	320
56~60	350	340	340	330	320	310	300	290
61~65	320	310	310	300	300	280	280	270
66~70	300	290	290	280	270	260	250	250
71~75	280	270	270	260	260	250	240	230
76~80	260	250	250	240	240	230	220	220
81~85	250	240	240	230	230	220	210	200
86~90	230	220	220	220	210	200	200	190
91人以上	220	210	210	200	200	190	190	180

エ 児童心理治療施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	1,060	1,020	1,010	990	970	940	910	880
21~25	850	820	810	790	780	750	730	710
26~30	700	680	670	660	650	620	610	590
31~35	600	580	580	560	550	530	520	500
36~40	530	510	500	490	480	470	450	440
41~45	470	450	450	440	430	410	400	390
46人以上	420	410	400	390	390	370	360	350

オ 母子生活支援施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,410	1,370	1,350	1,320	1,300	1,250	1,220	1,180
11~20世帯	1,060	1,020	1,010	990	970	940	910	880
21~30	700	680	670	660	650	620	610	590
31~40	530	510	500	490	480	470	450	440
41~50	420	410	400	390	390	370	360	350
51世帯以上	350	340	340	330	320	310	300	290

(22) ボイラー・技士・雇上費加算分保護単価

定員	月額	円
20人まで	10,060	
21 ~ 25人	8,040	
26 ~ 30	6,700	
31 ~ 35	5,740	
36 ~ 40	5,030	
41 ~ 45	4,470	
46 ~ 50	4,020	
51 ~ 55	3,650	
56 ~ 60	3,350	
61 ~ 65	3,060	
66 ~ 70	2,870	
71 ~ 75	2,680	
76 ~ 80	2,510	
81 ~ 85	2,360	
86 ~ 90	2,230	
91 ~ 95	2,110	
96 ~ 100	2,010	
101 ~ 105	1,910	
106 ~ 110	1,820	
111 ~ 115	1,750	
116 ~ 120	1,670	
121 ~ 125	1,610	
126 ~ 130	1,540	
131 ~ 135	1,490	
136 ~ 140	1,430	
141 ~ 145	1,380	
146 ~ 150	1,340	
151人以上	1,290	

(23) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価

定員	月額	円
20人まで	7,780	
21 ~ 25人	6,220	
26 ~ 30	5,190	
31 ~ 35	4,440	
36 ~ 40	3,890	
41 ~ 45	3,460	
46 ~ 50	3,110	
51 ~ 55	2,830	
56 ~ 60	2,590	
61 ~ 65	2,390	
66 ~ 70	2,220	
71 ~ 75	2,070	
76 ~ 80	1,940	
81 ~ 85	1,820	
86 ~ 90	1,730	
91 ~ 95	1,630	
96 ~ 100	1,550	
101 ~ 105	1,480	
106 ~ 110	1,410	
111 ~ 115	1,350	
116 ~ 120	1,290	
121 ~ 125	1,240	
126 ~ 130	1,190	
131 ~ 135	1,150	
136 ~ 140	1,110	
141 ~ 145	1,070	
146 ~ 150	1,030	
151人以上	1,000	

(24) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額	円
1人当たり	8,290	

(25) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価

定員	世帯	月額	円
40			7,110
41 ~ 50			5,680
51世帯以上			4,740

(26) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

定員	月額	円
10世帯まで	16,180	
11 ~ 20世帯	8,090	
21 ~ 30	5,390	
31 ~ 40	4,040	
41 ~ 50	3,230	
51世帯以上	2,680	

(27) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額	円
10世帯まで	15,570	
11 ~ 20世帯	7,780	
21 ~ 30	5,190	
31 ~ 40	3,890	
41 ~ 50	3,110	
51世帯以上	2,590	

(28) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分	20/100		15/100		12/100		10/100		6/100		3/100		その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10世帯まで	33,314	32,374	32,138	31,433	30,963	30,022	29,317	28,612						
11~20世帯	24,986	24,280	24,104	23,575	23,222	22,517	21,988	21,459						
21~30	16,657	16,187	16,069	15,717	15,481	15,011	14,659	14,306						
31~40	14,991	14,568	14,462	14,146	13,933	13,510	13,193	12,875						
41~50	13,326	12,950	12,855	12,574	12,385	12,009	11,727	11,445						
51世帯以上	11,660	11,331	11,248	11,002	10,837	10,508	10,261	10,014						

(29) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

定員	月額	円
20人まで	9,380	
21~25人	7,510	
26~30人	6,250	
31~35人	5,360	

(30) 一時保護所の専門職員等加算分保護単価

区分	年額
心理療法担当職員加算分	円 5,892,097

区分	定員	年額
個別対応職員加算分	11人～20人	円 5,640,423
	21人以上	円 11,280,846

区分	年額
栄養士加算分	円 4,473,552

区分	定員	年額
事務職員加算分	20人まで	円 1,414,880
	21人以上	円 4,775,483

(31) 除雪費加算分保護単価  
児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1人(1世帯)当たり	円 6,120

(32) 降灰除去費加算分保護単価  
児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1施設当たり	円 153,890

(33) 社会的養護処遇改善加算分保護単価  
処遇改善加算 (I)

職員	月額
1人当たり	円 6,060

処遇改善加算 (II)

職員	月額
1人当たり	円 6,060

処遇改善加算 (III)

職員	月額
1人当たり	円 18,200

処遇改善加算 (IV)

職員	月額
1人当たり	円 42,480

処遇改善加算 (V)

職員	月額
1人当たり	円 6,060

(34) 社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価

職員	月額
1人当たり	円 10,900

(35) 小規模かつ地域分散化加算分保護単価  
ア 分園型小規模グループケア

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
21～25人	22,060	21,430	21,270	20,790	20,480	19,370	18,900	18,500
26～30	18,360	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31～35	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500
36～40	13,780	13,380	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41～45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
46～50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
51～55	10,020	9,740	9,660	9,450	9,310	9,020	8,800	8,590
56～60	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870
61～65	8,480	8,240	8,180	7,990	7,870	7,630	7,450	7,270
66～70	7,870	7,650	7,590	7,420	7,310	7,080	6,920	6,750
71～75	7,350	7,140	7,090	6,930	6,820	6,610	6,450	6,300
76～80	6,890	6,690	6,640	6,490	6,400	6,200	6,050	5,900
81～85	6,480	6,300	6,250	6,110	6,020	5,820	5,690	5,550
86～90	6,120	5,950	5,900	5,770	5,680	5,510	5,380	5,250
91～95	5,800	5,630	5,590	5,470	5,390	5,220	5,090	4,970
96～100	5,510	5,350	5,310	5,200	5,120	4,960	4,840	4,720
101～105	5,250	5,100	5,060	4,950	4,870	4,720	4,610	4,500
106～110	5,010	4,870	4,830	4,720	4,650	4,510	4,400	4,290
111～115	4,790	4,650	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
116～120	4,590	4,460	4,430	4,330	4,260	4,130	4,030	3,930
121～125	4,410	4,280	4,250	4,160	4,090	3,970	3,870	3,780
126～130	4,240	4,120	4,090	4,000	3,930	3,810	3,720	3,630
131～135	4,080	3,960	3,930	3,850	3,790	3,670	3,580	3,500
136～140	3,940	3,820	3,790	3,710	3,650	3,540	3,460	3,370
141～145	3,800	3,690	3,660	3,580	3,530	3,420	3,340	3,250
146～150	3,670	3,570	3,540	3,460	3,410	3,300	3,220	3,150
151人以上	3,550	3,450	3,430	3,350	3,300	3,200	3,120	3,040

イ 地域小規模児童養護施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	551,550	535,750	531,800	519,950	512,050	496,250	484,400	472,550

(36) 地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100		16/100		15/100		12/100		10/100		6/100		3/100		その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,570	26,780	26,590	26,590	26,590	25,990	25,990	25,600	25,600	24,810	24,220	24,220	24,220	24,220	23,620	18,900
21~25人	22,060	21,430	21,270	21,270	21,270	20,790	20,790	20,480	20,480	19,850	19,370	19,370	19,370	19,370	18,900	15,750
26~30	18,380	17,850	17,720	17,720	17,720	17,330	17,330	17,060	17,060	16,540	16,140	16,140	16,140	16,140	15,750	13,600
31~35	15,750	15,300	15,190	15,190	15,190	14,850	14,850	14,630	14,630	14,170	13,840	13,840	13,840	13,840	13,600	11,810
36~40	13,780	13,300	13,200	13,200	13,200	12,980	12,980	12,800	12,800	12,400	12,110	12,110	12,110	12,110	11,810	10,500
41~45	12,250	11,900	11,810	11,810	11,810	11,550	11,550	11,370	11,370	11,020	10,760	10,760	10,760	10,760	10,500	9,450
46~50	11,030	10,710	10,630	10,630	10,630	10,390	10,390	10,240	10,240	9,920	9,680	9,680	9,680	9,680	9,450	8,800
51~55	10,020	9,740	9,660	9,660	9,660	9,450	9,450	9,310	9,310	9,020	8,800	8,800	8,800	8,800	8,590	8,070
56~60	9,190	8,920	8,860	8,860	8,860	8,660	8,660	8,530	8,530	8,270	8,070	8,070	8,070	8,070	7,870	7,470
61~65	8,480	8,240	8,180	8,180	8,180	7,990	7,990	7,870	7,870	7,630	7,450	7,450	7,450	7,450	7,270	6,750
66~70	7,870	7,650	7,590	7,590	7,590	7,420	7,420	7,310	7,310	7,080	6,920	6,920	6,920	6,920	6,750	6,300
71~75	7,350	7,140	7,090	7,090	7,090	6,930	6,930	6,820	6,820	6,610	6,450	6,450	6,450	6,450	6,300	5,900
76~80	6,890	6,690	6,640	6,640	6,640	6,490	6,490	6,400	6,400	6,200	6,050	6,050	6,050	6,050	5,900	5,550
81~85	6,480	6,300	6,250	6,250	6,250	6,110	6,110	6,020	6,020	5,830	5,690	5,690	5,690	5,690	5,550	5,250
86~90	6,120	5,950	5,900	5,900	5,900	5,770	5,770	5,680	5,680	5,510	5,380	5,380	5,380	5,380	5,250	4,970
91~95	5,800	5,630	5,590	5,590	5,590	5,470	5,470	5,390	5,390	5,220	5,090	5,090	5,090	5,090	4,970	4,720
96~100	5,510	5,350	5,310	5,310	5,310	5,200	5,200	5,120	5,120	4,960	4,840	4,840	4,840	4,840	4,720	4,500
101~105	5,250	5,100	5,060	5,060	5,060	4,950	4,950	4,870	4,870	4,720	4,610	4,610	4,610	4,610	4,500	4,290
106~110	5,010	4,870	4,830	4,830	4,830	4,720	4,720	4,650	4,650	4,510	4,400	4,400	4,400	4,400	4,290	4,100
111~115	4,790	4,650	4,620	4,620	4,620	4,520	4,520	4,450	4,450	4,310	4,210	4,210	4,210	4,210	4,100	3,930
116~120	4,590	4,460	4,430	4,430	4,430	4,330	4,330	4,260	4,260	4,130	4,030	4,030	4,030	4,030	3,930	3,780
121~125	4,410	4,280	4,250	4,250	4,250	4,160	4,160	4,090	4,090	3,970	3,870	3,870	3,870	3,870	3,780	3,630
126~130	4,240	4,120	4,090	4,090	4,090	4,000	4,000	3,930	3,930	3,810	3,720	3,720	3,720	3,720	3,630	3,500
131~135	4,080	3,960	3,930	3,930	3,930	3,860	3,860	3,790	3,790	3,670	3,580	3,580	3,580	3,580	3,500	3,370
136~140	3,940	3,820	3,820	3,820	3,820	3,710	3,710	3,650	3,650	3,540	3,460	3,460	3,460	3,460	3,370	3,250
141~145	3,800	3,690	3,660	3,660	3,660	3,580	3,580	3,530	3,530	3,420	3,340	3,340	3,340	3,340	3,250	3,150
146~150	3,670	3,570	3,540	3,540	3,540	3,460	3,460	3,410	3,410	3,300	3,220	3,220	3,220	3,220	3,150	3,040
151人以上	3,550	3,450	3,430	3,430	3,430	3,350	3,350	3,300	3,300	3,200	3,120	3,120	3,120	3,120	3,040	2,920

(37) 医療的ケア児等受入加算分保護単価

地域区分 定員	20/100		16/100		15/100		12/100		10/100		6/100		3/100		その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	66,760	65,180	65,180	64,780	64,780	63,600	63,600	62,510	62,510	61,240	60,040	60,040	60,040	60,040	58,860	47,080
21~25人	53,400	52,140	52,140	51,820	51,820	50,880	50,880	50,240	50,240	48,980	48,030	48,030	48,030	48,030	47,080	39,240
26~30	44,500	43,450	43,450	43,190	43,190	42,400	42,400	41,870	41,870	40,520	39,630	39,630	39,630	39,630	38,240	31,630
31~35	38,140	37,240	37,240	37,020	37,020	36,340	36,340	35,890	35,890	34,980	34,310	34,310	34,310	34,310	33,630	29,630
36~40	33,380	32,590	32,590	32,390	32,390	31,800	31,800	31,400	31,400	30,610	30,020	30,020	30,020	30,020	29,630	26,160
41~45	29,670	28,960	28,960	28,790	28,790	28,260	28,260	27,910	27,910	27,120	26,580	26,580	26,580	26,580	26,160	23,540
46~50	26,700	26,070	26,070	25,910	25,910	25,440	25,440	25,120	25,120	24,490	24,010	24,010	24,010	24,010	23,540	21,400
51~55	24,270	23,700	23,700	23,550	23,550	23,120	23,120	22,840	22,840	22,260	21,830	21,830	21,830	21,830	21,400	19,620
56~60	22,250	21,720	21,720	21,590	21,590	21,200	21,200	20,930	20,930	20,410	20,010	20,010	20,010	20,010	19,620	18,110
61~65	20,540	20,050	20,050	19,930	19,930	19,570	19,570	19,320	19,320	18,940	18,470	18,470	18,470	18,470	18,110	16,810
66~70	19,070	18,620	18,620	18,510	18,510	18,170	18,170	17,940	17,940	17,490	17,150	17,150	17,150	17,150	16,810	15,690
71~75	17,800	17,380	17,380	17,270	17,270	16,960	16,960	16,750	16,750	16,320	16,010	16,010	16,010	16,010	15,690	14,710
76~80	16,690	16,290	16,290	16,190	16,190	15,900	15,900	15,700	15,700	15,300	15,010	15,010	15,010	15,010	14,710	13,850
81~85	15,700	15,330	15,330	15,240	15,240	14,960	14,960	14,770	14,770	14,400	14,120	14,120	14,120	14,120	13,850	13,080
86~90	14,830	14,480	14,480	14,390	14,390	14,130	14,130	13,950	13,950	13,600	13,340	13,340	13,340	13,340	13,080	12,390
91~95	14,050	13,720	13,720	13,630	13,630	13,380	13,380	13,220	13,220	12,890	12,640	12,640	12,640	12,640	12,390	11,770
96~100	13,350	13,030	13,030	12,950	12,950	12,720	12,720	12,560	12,560	12,240	12,000	12,000	12,000	12,000	11,770	11,210
101~105	12,710	12,410	12,410	12,340	12,340	12,110	12,110	11,960	11,960	11,660	11,430	11,430	11,430	11,430	11,210	10,700
106~110	12,130	11,850	11,850	11,770	11,770	11,560	11,560	11,420	11,420	11,130	10,910	10,910	10,910	10,910	10,700	10,230
111~115	11,610	11,330	11,330	11,260	11,260	11,060	11,060	10,920	10,920	10,650	10,440	10,440	10,440	10,440	10,230	9,810
116~120	11,120	10,860	10,860	10,790	10,790	10,600	10,600	10,460	10,460	10,200	10,000	10,000	10,000	10,000	9,810	9,410
121~125	10,680	10,420	10,420	10,360	10,360	10,170	10,170	10,050	10,050	9,790	9,600	9,600	9,600	9,600	9,410	9,050
126~130	10,270	10,020	10,020	9,960	9,960	9,780	9,780	9,660	9,660	9,420	9,230	9,230	9,230	9,230	9,050	8,720
131~135	9,880	9,650	9,650	9,590	9,590	9,420	9,420	9,300	9,300	9,070	8,890	8,890	8,890	8,890	8,720	8,400
136~140	9,530	9,310	9,310	9,250	9,250	9,080	9,080	8,970	8,970	8,740	8,570	8,570	8,570	8,570	8,400	8,110
141~145	9,200	8,990	8,990	8,930	8,930	8,770	8,770	8,660	8,660	8,440	8,280	8,280	8,280	8,280	8,110	7,840
146~150	8,900	8,690	8,690	8,630	8,630	8,480	8,480	8,370	8,370	8,160	8,000	8,000	8,000	8,000	7,840	7,590
151人以上	8,610	8,410	8,410	8,360	8,360	8,200	8,200	8,100	8,100	7,900	7,740	7,740	7,740	7,740	7,590	7,340

(38) 自立支援担当職員加算(Ⅰ)分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	118,110	115,080	114,320	113,480	110,520	107,480	105,210	102,940
11~15人	78,740	76,720	76,210	75,650	73,680	71,660	70,140	68,620
16~20	59,050	57,540	57,160	56,740	55,260	53,740	52,600	51,470
21~25	47,240	46,030	45,730	45,390	44,210	42,990	42,080	41,170
26~30	39,370	38,360	38,100*	37,820	36,840	35,830	35,070	34,310
31~35	33,740	32,880	32,650	32,420	31,580	30,710	30,060	29,410
36~40	29,530	28,770	28,580	28,370	27,630	26,870	26,300	25,730
41~45	26,240	25,670	25,400	25,210	24,560	23,880	23,380	22,870
46~50	23,620	23,010	22,860	22,690	22,100	21,490	21,040	20,580
51~55	21,470	20,920	20,780	20,630	20,090	19,540	19,130	18,710
56~60	19,680	19,180	19,050	18,910	18,420	17,910	17,530	17,150
61~65	18,170	17,700	17,580	17,450	17,000	16,550	16,180	15,830
66~70	16,870	16,440	16,330	16,210	15,790	15,350	15,030	14,700
71~75	15,750	15,340	15,240	15,130	14,730	14,330	14,020	13,720
76~80	14,760	14,380	14,290	14,180	13,810	13,430	13,150	12,860
81~85	13,890	13,530	13,440	13,350	13,000	12,640	12,370	12,110
86~90	13,120	12,780	12,700	12,610	12,280	11,940	11,690	11,430
91人以上	12,430	12,110	12,030	11,940	11,630	11,310	11,070	10,830

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
21~25人	22,060	21,480	21,270	20,790	20,480	19,850	19,370	18,900
26~30	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31~35	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500
36~40	13,780	13,390	13,280	12,980	12,800	12,400	12,110	11,810
41~45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
46~50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
51~55	10,020	9,740	9,660	9,450	9,310	9,020	8,800	8,590
56~60	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870
61~65	8,480	8,240	8,180	7,980	7,870	7,650	7,450	7,270
66~70	7,870	7,650	7,590	7,420	7,310	7,080	6,920	6,750
71~75	7,350	7,140	7,090	6,930	6,820	6,610	6,450	6,300
76~80	6,890	6,690	6,640	6,490	6,400	6,200	6,050	5,900
81~85	6,480	6,300	6,250	6,110	6,020	5,830	5,680	5,550
86~90	6,120	5,950	5,900	5,770	5,680	5,510	5,380	5,250
91~95	5,800	5,630	5,590	5,470	5,390	5,220	5,090	4,970
96~100	5,510	5,350	5,310	5,200	5,120	4,960	4,840	4,720
101~105	5,250	5,100	5,060	4,950	4,870	4,720	4,610	4,500
106~110	5,010	4,870	4,830	4,720	4,650	4,510	4,400	4,290
111~115	4,790	4,650	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
116~120	4,590	4,460	4,430	4,330	4,260	4,130	4,030	3,930
121~125	4,410	4,280	4,250	4,160	4,090	3,970	3,870	3,780
126~130	4,240	4,120	4,090	4,000	3,930	3,810	3,720	3,630
131~135	4,080	3,960	3,930	3,850	3,790	3,670	3,580	3,500
136~140	3,940	3,820	3,790	3,710	3,650	3,540	3,460	3,370
141~145	3,800	3,690	3,660	3,580	3,530	3,420	3,340	3,250
146~150	3,670	3,570	3,540	3,460	3,410	3,300	3,220	3,150
151人以上	3,550	3,450	3,430	3,350	3,300	3,200	3,120	3,040

イ 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	551,550	535,750	531,800	519,950	512,050	496,250	484,400	472,550

ウ 児童自立支援施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31~35	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500
36~40	13,780	13,380	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41~45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
46~50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
51~55	10,020	9,740	9,660	9,450	9,310	9,020	8,800	8,590
56~60	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870
61~65	8,480	8,240	8,180	7,990	7,870	7,630	7,450	7,270
66~70	7,870	7,650	7,590	7,420	7,310	7,080	6,920	6,750
71~75	7,350	7,140	7,090	6,930	6,820	6,610	6,450	6,300
76~80	6,890	6,690	6,640	6,490	6,400	6,200	6,050	5,900
81~85	6,480	6,300	6,250	6,110	6,020	5,830	5,680	5,550
86~90	6,120	5,950	5,900	5,770	5,680	5,510	5,380	5,250
91~95	5,800	5,630	5,590	5,470	5,390	5,220	5,090	4,970
96~100	5,510	5,350	5,310	5,200	5,120	4,960	4,840	4,720
101~105	5,250	5,100	5,060	4,950	4,870	4,720	4,610	4,500
106~110	5,010	4,870	4,830	4,720	4,650	4,510	4,400	4,290
111~115	4,790	4,650	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
116~120	4,590	4,460	4,430	4,330	4,260	4,130	4,030	3,930
121~125	4,410	4,280	4,250	4,160	4,090	3,970	3,870	3,780
126~130	4,240	4,120	4,090	4,000	3,930	3,810	3,720	3,630
131~135	4,090	3,960	3,930	3,850	3,790	3,670	3,580	3,500
136~140	3,940	3,820	3,790	3,710	3,650	3,540	3,460	3,370
141~145	3,800	3,690	3,660	3,580	3,530	3,420	3,340	3,250
146~150	3,670	3,570	3,540	3,460	3,410	3,300	3,220	3,150
151人以上	3,550	3,450	3,430	3,350	3,300	3,200	3,120	3,040

エ 母子生活支援施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	36,770	35,710	35,450	34,560	34,130	33,080	32,290	31,500
11~20世帯	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
21~30	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31~40	13,780	13,380	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41~50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
51世帯以上	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870

オ 小規模分園型(ナラタイト型) 母子生活支援施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	110,310	107,150	106,360	103,990	102,410	98,250	96,880	94,510

カ 児童心理治療施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
21~25	22,060	21,430	21,270	20,790	20,480	19,850	19,370	18,900
26~30	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31~35	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500
36~40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41~45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
46人以上	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450

キ 自立援助ホーム

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	91,920	89,290	88,630	86,650	85,340	82,700	80,730	78,750
7~9	61,290	59,520	59,080	57,770	56,890	55,130	53,820	52,500
10~12	45,960	44,640	44,310	43,320	42,670	41,350	40,360	39,380
13~15	36,770	35,710	35,450	34,560	34,130	33,080	32,290	31,500
16~18	30,640	29,760	29,540	28,880	28,440	27,570	26,910	26,250
19人以上	29,020	28,190	27,990	27,360	26,950	26,110	25,490	24,870



(39) 自立支援担当職員加算(Ⅱ) 分保護単価  
 ア 児童養護施設  
 (非常勤職員)

定員	月額
20人まで	12,390
21 ~ 25人	9,910
26 ~ 30	8,260
31 ~ 35人	7,080
36 ~ 40	6,190
41 ~ 45	5,500
46 ~ 50	4,950
51 ~ 55	4,500
56 ~ 60	4,130
61 ~ 65	3,810
66 ~ 70	3,540
71 ~ 75	3,300
76 ~ 80	3,090
81 ~ 85	2,910
86 ~ 90	2,750
91 ~ 95	2,600
96 ~ 100	2,470
101 ~ 105	2,360
106 ~ 110	2,250
111 ~ 115	2,150
116 ~ 120	2,060
121 ~ 125	1,980
126 ~ 130	1,900
131 ~ 135	1,830
136 ~ 140	1,770
141 ~ 145	1,700
146 ~ 150	1,650
151人以上	1,590

ウ 児童自立支援施設  
 (非常勤職員)

定員	月額
30人まで	8,260
31 ~ 35人	7,080
36 ~ 40	6,190
41 ~ 45	5,500
46 ~ 50	4,950
51 ~ 55	4,500
56 ~ 60	4,130
61 ~ 65	3,810
66 ~ 70	3,540
71 ~ 75	3,300
76 ~ 80	3,090
81 ~ 85	2,910
86 ~ 90	2,750
91 ~ 95	2,600
96 ~ 100	2,470
101 ~ 105	2,360
106 ~ 110	2,250
111 ~ 115	2,150
116 ~ 120	2,060
121 ~ 125	1,980
126 ~ 130	1,900
131 ~ 135	1,830
136 ~ 140	1,770
141 ~ 145	1,700
146 ~ 150	1,650
151人以上	1,590

エ 母子生活支援施設  
 (非常勤職員)

定員	月額
10世帯まで	16,520
11 ~ 20世帯	12,390
21 ~ 30	8,260
31 ~ 40	6,190
31 ~ 50	4,950
51世帯以上	4,130

オ 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設(非常勤職員)

定員	月額
1世帯につき	49,550

カ 児童心理治療施設  
 (非常勤職員)

定員	月額
30人まで	8,260
31 ~ 35	7,080
36 ~ 40	6,190
41 ~ 45	5,500
46人以上	4,950

キ 自立援助ホーム  
 (非常勤職員)

定員	月額
6人まで	41,290
7 ~ 9	27,530
10 ~ 12	20,650
13 ~ 15	16,520
16 ~ 18	13,760
19人以上	13,040

イ 地域小規模児童養護施設  
 (非常勤職員)

定員	月額
1施設当たり	247,790円

別表2.

## 児童福祉施設の職種別職員定数表

## (1) 児童養護施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができ。
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

## (参考：加算職員一覧(児童養護施設))

加算職種別	加算職員数等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。
地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算	1人。
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員又は保育士2人。 管理宿直等職員2人。(非常勤)
自立支援担当職員加算	1人。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
特別指導員加算	指導員1人。(非常勤)
学習指導員加算	指導員。(非常勤)
ボイラー・技士層上費加算	ボイラー・技士1人。(非常勤)

## (2) 児童自立支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。

## 通所部設置の場合

職種別	職員の定数
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人

## (参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))

加算職種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	2人まで。ただし、定員に応じて心理療法担当職員を配置する場合は定員10人以上につき1人。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
自立支援担当職員加算	1人。
学習指導員加算	指導員。(非常勤)
ボイラー・技士層上費加算	ボイラー・技士1人。(非常勤)

## (3) 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)

職種別	職員の定数
施設長	1人。
嘱託医	1人。
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
個別対応職員	1人。

家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。
事務員	1人。
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

(参考：加算職員一覧(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人、 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人、 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー・技士雇上費加算	ボイラー・技士1人。(非常勤)

(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

職種別	職員数
施設長	1人。
看護師	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は
保育士	保育士又は児童指導員とする。
児童指導員	
家庭支援専門相談員	1人。
嘱託医	1人。
調理員等	1人。

(参考：加算職員一覧(乳幼児10人未満を入所させる乳児院))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
個別対応職員加算	1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人、 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人、 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー・技士雇上費加算	ボイラー・技士1人。(非常勤)

(5) 母子生活支援施設

職種別	職員数
施設長	1人。
母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。 定員20世帯以上の場合は3人。
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限る。その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
兼事務員	1人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	2人まで。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。(非常勤)
自立支援担当職員加算	1人。
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
特別生活指導費加算	特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合1人。 特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合2人。(非常勤)
保育機能強化加算	保育士1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(6) 児童心理治療施設

職種別	職員数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員	通じて定員4.5人につき1人。
保育士	1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人。
児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人。

(参考：加算職員一覧(児童心理治療施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員	定員9人につき1人、8人につき1人、7人につき1人配属した場合に限る。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。
家庭支援専門相談員加算	管理宿直等職員1人。(非常勤)
自立支援担当職員加算	2人まで。
学習指導員加算	1人。
ボイラー・技士雇上費加算	指導員。(非常勤)
	ボイラー・技士1人。(非常勤)

(7) 自立援助ホーム

職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、定員が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(自立援助ホーム))

加算種別	加算職員数等
自立支援担当職員加算	1人。

(8) ファミリーホーム

職種別	職員の定数
指導員	1人。
補助者	2人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))

加算種別	加算職員数等
学習指導員加算	指導員。(非常勤)

(9) 地域小規模児童養護施設

職種別	職員の定数
児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)

(参考：加算職員一覧(地域小規模児童養護施設))

加算種別	加算職員数等
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。
自立支援担当職員加算	1人。

(10) 小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設

職種別	職員の定数
母子支援員	1人。

(参考：加算職員一覧(小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
自立支援担当職員加算	1人。

(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設の一般分保課単価には、管理宿直専門員(1人、非常勤)及び年代代替要員費等が含まれる。



都道府都市県  
指定都市  
核中  
児童相談所設置市  
民生主管部(局)担当者様

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金  
交付要綱の改正点及びその運用について

1. 事務費関係

(1) 児童相談所一時保護所関係

① 心理療法担当職員配置  
1 施設当たり年額 5,779,240円→5,892,097円

② 個別指導を行う主任児童指導員の配置

1 施設当たり年額  
定員11~20人の場合 5,524,143円→5,640,423円  
定員21人以上の場合 11,048,286円→11,784,194円

③ 栄養士の配置

1 施設当たり年額 4,372,483円→4,473,552円

④ 事務職員の配置

1 施設当たり年額  
定員20人までの場合 1,414,880円  
定員21人以上の場合 4,673,874円→4,775,483円

(2) 小規模グループケアの推進

(児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設)  
1 施設当たり年額 7,169,970円→7,282,826円

(3) 里親支援専門相談員加算(児童養護施設、乳児院)

1 施設当たり年額 5,818,559円→5,835,694円  
[里親支援のための交通費を含む]

(4) 個別対応職員加算(乳幼児10人未満を入所させる乳児院、母子生活支援施設)

1 施設当たり年額 5,773,537円→5,886,396円  
※ 児童養護施設、乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く)、児童心理治療施設、児童自立支援施設は一般分保護単価に算入

(5) 地域小規模児童養護施設  
1 施設当たり年額 16,353,715円→16,579,973円

(6) 小規模分園型(サライト型)母子生活支援施設

1 施設当たり年額 8,668,248円→8,791,434円

(7) 心理療法担当職員加算

(児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設)

1 施設当たり年額  
常勤職員配置 5,773,537円→5,886,396円  
常勤的非常勤職員配置 3,443,023円→3,463,186円

(8) 看護師加算(児童養護施設)

1 施設当たり年額 5,196,447円

(9) 家庭支援専門相談員加算

(児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設)  
1 施設当たり年額 5,768,063円→5,880,922円

(10) 自立支援担当職員(児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設)

1 施設当たり年額  
常勤職員配置 5,773,537円→5,886,396円  
非常勤職員配置 2,953,269円→2,973,561円

(11) 地域小規模児童養護施設等バックアップ職員(児童養護施設)

1 施設当たり年額 5,128,886円→5,241,745円

(12) 一時保護実施特別加算

1 施設当たり年額 15,784,798円→16,011,052円

(13) 社会保険料事業主負担金

21.138%→21.440%

(14) 降灰除去費

153,890円

(15) 社会的養護処遇改善加算費

処遇改善加算(I) 6,060円  
処遇改善加算(II) 6,060円  
処遇改善加算(III) 18,200円  
処遇改善加算(IV) 42,480円  
処遇改善加算(V) 6,060円

(16) 児童相談所一時保護所処遇改善加算費

- 保育士 7, 800円
- 心理療法担当職員 9, 300円
- 個別対応職員 9, 300円
- 看護師 9, 400円

※なお、令和3年3月22日子発0322第2号厚生労働省子ども家庭局長通知「児童相談所一時保護所職員の処遇改善について」に定める研修を受講した場合、勤務の特殊性に応じた支給する手当（「特殊業務手当」）等の額の合計額（上限20,000円）から職種毎に定める上の額を差し引いた額を支弁するものとする。

2. 事業費関係

(1) 一般生活費

- ①児童養護施設
- ・乳児分1人月額 60, 410円
  - ・乳児以外分1人月額 52, 360円

②児童自立支援施設

- ・入所児童分1人月額 52, 360円
- ・通所児童分1人月額 16, 040円

③児童心理治療施設

- ・入所児童分1人月額 52, 810円
- ・通所児童分1人月額 16, 040円

④里親

- ・乳児分1人月額 60, 670円
- ・乳児以外分1人月額 52, 620円

⑤乳児院

- ・3歳未満児分1人月額 60, 410円
- ・3歳以上児分1人月額 52, 360円

⑥ファミリーホーム

- ・乳児分1人月額 60, 410円
- ・乳児以外分1人月額 52, 360円

⑦自立援助ホーム

- ・障害等を有しており、就労等が困難で収入がない児童等
- ・児童養護施設等に入所できない高校生であって就労等による収入がない児童等
- ・上記以外の者 52, 360円
- 11, 410円

⑧母子生活支援施設

- ・入所者1人月額 3, 900円
- ・保育室保育入所児童
- 3歳未満児1人月額 9, 770円
- 3歳以上児1人月額 6, 210円

⑨乳児院病虚弱児等児童加算費

- ・児童1人月額 104, 300円

⑩児童相談所一時保護所

- ・乳児分1人につき、
  - 1日目～5日目 5, 900円
  - 6日目～30日目 1, 220円
  - 31日目～ 1, 990円
- ・乳児以外分1人につき、
  - 1日目～5日目 4, 360円
  - 6日目～1月未満 1, 200円
  - 31日目～ 1, 720円

(2) 見学旅行費

- ・児童1人当たり
  - 小学校第6学年 22, 690円
  - 中学校第3学年 60, 910円
  - 高等学校第3学年 111, 290円

(3) 教育費

- 小学校 2, 210円
- 中学校 4, 380円
- 特別支援学校高等部 4, 380円

(4) 入進学支度金

- 小学校第1学年入学児童 64, 300円
- 中学校第1学年入学児童 81, 000円

(5) 特別育成費

- 国・公立高等学校 23, 330円
- 私立高等学校 34, 540円
- 入学時特別加算費 86, 300円
- 資格取得等特別加算費 57, 620円
- 補習費 20, 000円
- 補習費（高等学校第3学年） 25, 000円
- 補習費（特別保護単価） 25, 000円

- (6) 夏季等特別行事費 3, 150円
- (7) 期末一時扶助費 5, 520円
- (8) 職業補導費 5, 030円

(9) 冷暖房費

区分	1級地	2級地	3級地	4級地	その他
児童養護施設	5, 290円	4, 980円	4, 920円	3, 780円	870円
児童自立支援施設	6, 080円	5, 700円	5, 630円	4, 330円	870円
里親母子生活支援施設	3, 640円	3, 490円	3, 450円	2, 760円	870円
乳児院	2, 440円	2, 240円	2, 210円	1, 660円	130円
	8, 780円	8, 130円	8, 020円	6, 240円	870円
児童心理治療施設	6, 520円	6, 090円	6, 010円	4, 640円	870円
一時保護所	4, 740円	4, 470円	4, 420円	3, 530円	870円
ファミリーホーム	4, 840円	4, 580円	4, 530円	3, 460円	870円
自立援助ホム	5, 850円	5, 490円	5, 420円	4, 170円	870円
自立援助ホムA					
自立援助ホムB	2, 810円	2, 580円	2, 540円	1, 870円	130円

※ この表における「1級地から4級地」については、国家公務員の養育手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び2号に定める地域とし、その他は1級地から4級地までの地域以外の地域とする。

- (10) 就職支度費 82, 760円  
特別基準 198, 540円
- (11) 大学進学等自立生活支度費 82, 760円  
特別基準 198, 540円
- (12) 葬祭費 159, 040円
- (13) 受託支度費 44, 630円を上限とした実費

3. その他

- (1) 指定管理者制度を導入する公設民営施設における人員配置引き上げへの対応  
「児童福祉施設設備及び運営に関する基準」において、平成25年4月1日より職員配置基準の引上げが行われたところであるが、公設民営の施設で指定管理者制度を導入し、複数年契約としている場合においても、措置費の基本的な人員配置の引上げに伴う職員の確保と、必要な加算職員の配置に対応した契約の見直しについて、引き続き配慮をお願いしたい。
- (2) 保育の措置に係る徴収金基準額の例外措置  
児童福祉法第24条第5項及び第6項に基づく保育の措置に係る徴収金基準額については、子ども・子育て支援新制度における2号及び3号認定子どもに適用される利用者負担額に準ずるものとし、保育標準時間認定に適用される額を基本とすることとされているところであるが、例外措置として、入所児童又はその扶養義務者が子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第56条の各号に掲げる事由に該当すると市町村が認めた場合には、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第243号）第24条に準じて徴収金基準額を定めることも可能であること。



別紙 管理費単価表

事務費の保護単価に含まれている管理費

定員	①児童養護施設					③児童自立支援施設				
	(5.5:1)	(5:1)	(4.5:1)	(4:1)	(3:1)	(4.5:1)	(4:1)	(3.5:1)	(3:1)	(3:1)
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20まで	33,590	33,590	33,590	35,222	35,222	25,135	26,223	27,311	28,399	28,399
21～25	29,017	29,561	30,105	31,465	31,465	22,836	23,788	24,740	26,100	26,100
26～30	24,444	25,532	26,620	27,708	27,708	20,534	21,350	22,166	23,918	23,918
31～35	22,124	23,076	24,028	24,980	24,980	19,328	19,963	20,600	21,879	21,879
36～40	19,801	20,617	21,433	22,249	22,249	17,963	18,243	19,114	20,908	20,908
41～45	18,500	19,234	19,968	21,029	21,029	16,127	16,452	17,162	18,303	18,303
46～50	16,401	17,053	17,706	19,012	19,012	14,754	15,687	16,619	18,018	18,018
51～55	15,529	16,127	16,726	17,923	17,923	14,299	15,174	16,252	17,767	17,767
56～60	14,654	15,198	15,742	16,830	16,830	13,841	14,657	15,881	17,513	17,513
61～65	14,008	14,513	15,251	16,262	16,262	13,678	14,630	15,786	17,327	17,327
66～70	13,361	13,827	14,759	15,692	15,692	13,513	14,601	15,689	17,139	17,139
71～75	12,877	13,314	14,188	15,063	15,063	13,363	14,397	15,593	16,971	16,971
76～80	12,390	12,798	13,614	14,430	14,430	13,209	14,189	15,494	16,799	16,799
81～85	12,190	12,757	13,528	14,480	14,480	12,965	14,048	15,146	16,688	16,688
86～90	11,988	12,713	13,439	14,527	14,527	12,719	13,905	14,796	16,576	16,576
91～95	11,699	12,388	13,077	14,111	14,111	12,512	13,513	14,503	16,209	16,209
96～100	11,407	12,059	12,712	13,691	13,691	12,303	13,119	14,207	15,839	15,839
101～105	11,235	11,858	12,481	13,564	13,564	12,228	13,138	14,185	15,754	15,754
106～110	10,994	11,587	12,181	13,367	13,367	12,153	13,157	14,162	15,668	15,668
111～115	10,809	11,378	12,083	13,084	13,084	12,008	12,976	14,062	15,631	15,631
116～120	10,622	11,166	11,982	12,798	12,798	11,862	12,794	13,960	15,592	15,592
121～125	10,465	10,988	11,773	12,683	12,683	11,811	12,821	13,948	15,525	15,525
126～130	10,308	10,810	11,563	12,568	12,568	11,756	12,844	13,932	15,455	15,455
131～135	10,268	10,869	11,595	12,564	12,564	11,630	12,582	13,738	15,213	15,213
136～140	10,226	10,926	11,625	12,558	12,558	11,630	12,582	13,738	15,213	15,213
141～145	10,105	10,781	11,457	12,468	12,468	11,630	12,582	13,738	15,213	15,213
146～150	9,980	10,633	11,286	12,374	12,374	11,630	12,582	13,738	15,213	15,213
151以上	9,866	10,499	11,233	12,185	12,185	11,630	12,582	13,738	15,213	15,213

定員	②地域小規模児童養護施設
1施設当たり	円 264,710

定員	④乳児院				
	(1.6:1)	(1.5:1)	(1.4:1)	(1.3:1)	(3.5:1)
人	円	円	円	円	円
10まで	64,624	67,889	67,889	71,154	53,881
11～15	49,348	51,524	53,701	55,878	36,300
16～20	42,928	42,928	44,561	46,193	29,800
21～25	37,000	38,306	39,612	40,918	27,446
26～30	35,441	36,530	37,618	39,795	26,139
31～35	34,056	35,417	36,777	38,682	25,051
36～40	32,671	34,304	35,936	37,569	23,619
41～45	31,808	33,278	35,073	36,543	22,188
46～50	30,945	32,251	34,210	35,516	20,953
51～55	30,397	31,594	33,390	34,859	19,718
56～60	29,848	30,936	32,569	34,201	18,589
61～65	29,434	30,677	32,194	33,942	18,112
66～70	29,018	30,417	31,817	33,682	17,693
71～75	28,728	30,040	31,556	33,509	17,272
76～80	28,436	29,661	31,293	33,334	16,856
81～85	28,192	29,530	31,217	32,999	16,444
86～90	27,948	29,399	31,140	32,664	16,032
91以上	27,639	29,017	30,541	32,282	15,620

⑤10人未満を入所させる乳児院  
円  
60,999

定員	⑥母子生活支援施設	
	一般分	保育士加算 指導員兼事務員加算
世帯	円	円
10まで	41,976	2,168
11～20	26,490	1,626
21～30	19,376	1,084
31～40	14,892	976
41～50	13,573	867
51以上	12,254	759

母子生活支援施設	円
10世帯母子支援員加算	3,253
20世帯母子支援員加算	1,626
30世帯母子支援員加算	1,084
31～40世帯母子支援員加算	813
41～50世帯母子支援員加算	651
51世帯以上母子支援員加算	542

定員	⑦児童心理治療施設			
	(4.5:1)	(4:1)	(3.5:1)	(3:1)
人	円	円	円	円
20	31,778	33,602	35,234	36,866
20	27,762	29,218	30,578	31,938
26	24,296	25,384	26,472	27,560
31	22,508	23,460	24,412	25,772
36	20,719	21,535	22,351	23,983
41	19,799	20,860	21,594	23,389
46人以上	18,878	20,184	20,837	22,795

⑧ファミリーホーム	円
	2,844

定員	⑨自立援助ホーム	
	人	円
6まで	41,805	
7	31,198	
10	25,894	
13	22,712	
16	20,591	
19以上	18,701	

⑩年少児加算分						
乳児		1歳児		2歳児		年少児
(5.5:1) <sup>※1</sup>	円	(5.5:1) <sup>※1</sup>	円	(5.5:1) <sup>※1</sup>	円	(5.5:1) <sup>※1</sup>
〔1.6:1〕	14,785	〔1.6:1〕 <sup>※1</sup>	14,785		10,492	〔4:1〕 <sup>※1</sup>
〔1.5:1〕 <sup>※2</sup>	16,263	〔1.5:1〕 <sup>※3</sup>	16,263			〔3.5:1〕 <sup>※4</sup>
〔1.4:1〕	18,070	〔1.4:1〕	18,070			〔3:1〕
〔1.3:1〕	19,133	〔1.3:1〕	19,133			
(5:1) <sup>※1</sup>		(5:1) <sup>※1</sup>		(5:1) <sup>※1</sup>		(5:1) <sup>※1</sup>
〔1.6:1〕	14,142	〔1.6:1〕	14,142		9,856	〔4:1〕
〔1.5:1〕 <sup>※2</sup>	15,489	〔1.5:1〕 <sup>※3</sup>	15,489			〔3.5:1〕 <sup>※4</sup>
〔1.4:1〕	17,119	〔1.4:1〕	17,119			〔3:1〕
〔1.3:1〕	19,133	〔1.3:1〕	19,133			
(4.5:1) <sup>※1</sup>		(4.5:1) <sup>※1</sup>		(4.5:1) <sup>※1</sup>		(4.5:1) <sup>※1</sup>
〔1.6:1〕	13,553	〔1.6:1〕 <sup>※1</sup>	13,553		9,035	〔4:1〕
〔1.5:1〕 <sup>※2</sup>	14,785	〔1.5:1〕 <sup>※3</sup>	14,785			〔3.5:1〕 <sup>※4</sup>
〔1.4:1〕	16,263	〔1.4:1〕	16,263			〔3:1〕
〔1.3:1〕	18,070	〔1.3:1〕	18,070			
(4:1) <sup>※1</sup>		(4:1) <sup>※1</sup>		(4:1) <sup>※1</sup>		(4:1) <sup>※1</sup>
〔1.6:1〕	12,510	〔1.6:1〕 <sup>※1</sup>	12,510		8,132	〔3.5:1〕 <sup>※4</sup>
〔1.5:1〕 <sup>※2</sup>	13,553	〔1.5:1〕 <sup>※3</sup>	13,553			〔3:1〕
〔1.4:1〕	15,489	〔1.4:1〕	15,489			
〔1.3:1〕	17,119	〔1.3:1〕	17,119			

※1 少年に対する職員配置状況

※2 乳児に対する職員配置状況

※3 1歳児に対する職員配置状況

※4 3歳以上児に対する職員配置状況

①小規模グループケア加算分				
定員	児童養護施設	児童自立支援施設	乳児院	児童心理治療施設
10まで	—	—	14,850	—
11～15	—	—	9,900	—
16～20	7,420(※1)	—	7,420	7,420(※1)
21～25	5,940	—	5,940	5,940
26～30	4,950	4,950(※2)	4,950	4,950
31～35	4,240	4,240	4,240	4,240
36～40	3,710	3,710	3,710	3,710
41～45	3,300	3,300	3,300	3,300
46～50	2,970	2,970	2,970	2,970(※4)
51～55	2,700	2,700	2,700	—
56～60	2,470	2,470	2,470	—
61～65	2,280	2,280	2,280	—
66～70	2,120	2,120	2,120	—
71～75	1,980	1,980	1,980	—
76～80	1,850	1,850	1,850	—
81～85	1,740	1,740	1,740	—
86～90	1,650	1,650	1,650	—
91～95	1,560	1,560	1,560(※3)	—
96～100	1,480	1,480	—	—
101～105	1,410	1,410	—	—
106～110	1,350	1,350	—	—
111～115	1,290	1,290	—	—
116～120	1,230	1,230	—	—
121～125	1,180	1,180	—	—
126～130	1,140	1,140	—	—
131～135	1,100	1,100	—	—
136～140	1,060	1,060	—	—
141～145	1,020	1,020	—	—
146～150	990	990	—	—
151以上	950	950	—	—

(※1)は20人までの単価

(※2)は30人までの単価

(※3)は91人以上の単価

(※4)は46人以上の単価

②里親支援専門相談員加算分		③個別対応職員加算分	
定員	児童養護施設	乳児院	円
10まで	—	—	4,043
11～15	—	—	2,695
16～20	2,022(※1)	—	2,022
21～25	1,617	—	1,617
26～30	1,348	—	1,348
31～35	1,155	—	1,155
36～40	1,011	—	1,011
41～45	898	—	898
46～50	809	—	809
51～55	735	—	735
56～60	674	—	674
61～65	622	—	622
66～70	578	—	578
71～75	539	—	539
76～80	505	—	505
81～85	476	—	476
86～90	449	—	449
91～95	426	426(※2)	426
96～100	404	—	—
101～105	385	—	—
106～110	368	—	—
111～115	352	—	—
116～120	337	—	—
121～125	323	—	—
126～130	311	—	—
131～135	299	—	—
136～140	289	—	—
141～145	279	—	—
146～150	270	—	—
151以上	261	—	—

(※1)は20人までの単価

(※2)は91人以上の単価

④個別対応職員加算分	
10人未満を入所させる乳児院	円
—	3,614

⑤個別対応職員加算分	
定員	母子生活支援施設
10まで	2,168
11～20	1,626
21～30	1,084
31～40	813
41～50	651
51以上	591

定員	⑭ 職業指導員 加算分(児童養護施設)	⑮ 家庭支援専門 相談員加算分	⑯ ボイラー-技士 雇上費加算分	⑰ 児童養護施設 等特別指導 費加算分	⑱ 児童養護施設 等特別指導員特別 加算分
人	円	円	円	円	円
20まで	1,626	1,626	33	40	40
21～25	1,301	1,301	26	32	32
26～30	1,084	1,084	22	27	27
31～35	929	929	19	23	23
36～40	813	813	16	20	—
41～45	723	723	14	18	—
46～50	651	651	13	16	—
51～55	591	591	12	15	—
56～60	542	542	11	13	—
61～65	500	500	10	12	—
66～70	465	465	9	12	—
71～75	434	434	9	11	—
76～80	407	407	8	10	—
81～85	383	383	8	9	—
86～90	361	361	7	9	—
91～95	342	342	7	8	—
96～100	325	325	7	8	—
101～105	310	310	6	8	—
106～110	296	296	6	7	—
111～115	283	283	6	7	—
116～120	271	271	5	7	—
121～125	260	260	5	6	—
126～130	250	250	5	6	—
131～135	241	241	5	6	—
136～140	232	232	5	6	—
141～145	224	224	4	6	—
146～150	217	217	4	5	—
151以上	210	210	4	5	—

世帯	⑲ 母子生活支援施設 特別生活指導費加算分	⑳ 母子生活支援施設(定員40世帯以 上)の母子支援員、少年指導員加算分
10まで	円 81	円 —
11～20	40	—
21～30	27	—
31～40	20	[888]
41～50	16	710
51以上	15	592

[ ]書は40世帯分の単価

㉑ 心理療法担当職員加算分(児童養護施設)			
定員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
人	円	円	円
20まで	1,626	1,775	1,775
21～25	1,301	1,420	1,420
26～30	1,084	1,184	1,184
31～35	929	1,014	1,014
36～40	813	888	888
41～45	723	789	789
46～50	651	710	710
51～55	591	646	646
56～60	542	592	592
61～65	500	546	546
66～70	465	507	507
71～75	434	473	473
76～80	407	444	444
81～85	383	418	418
86～90	361	395	395
91～95	342	374	374
96～100	325	355	355
101～105	310	338	338
106～110	296	323	323
111～115	283	309	309
116～120	271	296	296
121～125	260	284	284
126～130	250	273	273
131～135	241	263	263
136～140	232	254	254
141～145	224	245	245
146～150	217	237	237
151以上	210	229	229

④心理療法担当職員加算分（児童自立支援施設）			
定員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
人	円	円	円
30まで	1,084	1,184	1,184
31～35	929	1,014	1,014
36～40	813	888	888
41～45	723	789	789
46～50	651	710	710
51～55	591	646	646
56～60	542	592	592
61～65	500	546	546
66～70	465	507	507
71～75	434	473	473
76～80	407	444	444
81～85	383	418	418
86～90	361	395	395
91～95	342	374	374
96～100	325	355	355
101～105	310	338	338
106～110	296	323	323
111～115	283	309	309
116～120	271	296	296
121～125	260	284	284
126～130	250	273	273
131～135	241	263	263
136～140	232	254	254
141～145	224	245	245
146～150	217	237	237
151以上	210	229	229

④心理療法担当職員加算分（乳児院）			
定員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
人	円	円	円
10まで	3,253	3,551	3,551
11～15	2,168	2,367	2,367
16～20	1,626	1,775	1,775
21～25	1,301	1,420	1,420
26～30	1,084	1,184	1,184
31～35	929	1,014	1,014
36～40	813	888	888
41～45	723	789	789
46～50	651	710	710
51～55	591	646	646
56～60	542	592	592
61～65	500	546	546
66～70	465	507	507
71～75	434	473	473
76～80	407	444	444
81～85	383	418	418
86～90	361	395	395
91以上	342	374	374

④心理療法担当職員加算分（母子生活支援施設）			
定員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
世帯	円	円	円
10まで	2,168	3,551	3,551
11～20	1,626	1,775	1,775
21～30	1,084	1,184	1,184
31～40	813	888	888
41～50	651	710	710
51以上	542	592	592

②心理療法担当職員加算分(児童心理治療施設)					
定員	人	常勤職員		非常勤	
		円	円	円	円
20人まで		1,626	—	—	—
21～25		1,301	—	—	—
26～30		1,084	—	—	—
31～35		929	—	—	—
36～40		813	—	—	—
41～45		723	—	—	—
46人以上		651	—	—	—

②児童自立支援施設 通所部分	円	4,627
-------------------	---	-------

②児童心理治療施設 通所部分	円	6,905
-------------------	---	-------

②看護師加算分 (児童養護施設)	
定員	円
20人まで	317
21～25	253
26～30	211
31～35	181
36～40	158
41～45	141
46～50	127
51～55	115
56～60	106
61～65	97
66～70	91
71～75	84
76～80	79
81～85	75
86～90	70
91～95	67
96～100	63
101～105	60
106～110	58
111～115	55
116～120	53
121～125	51
126～130	49
131～135	47
136～140	45
141～145	44
146～150	42
151以上	41

⑤小規模かつ地域分散化加算分 (地域小規模児童養護施設)	
定員	円
1施設当たり	32,526

④小規模かつ地域分散化 加算分 (児童養護施設)	
定員	円
20まで	1,626
21～25	1,301
26～30	1,084
31～35	929
36～40	813
41～45	723
46～50	651
51～55	591
56～60	542
61～65	500
66～70	465
71～75	434
76～80	407
81～85	383
86～90	361
91～95	342
96～100	325
101～105	310
106～110	296
111～115	283
116～120	271
121～125	260
126～130	250
131～135	241
136～140	232
141～145	224
146～150	217
151以上	210

定員	④地域小規模児童養護施設等バックアップ職員 加算分 (児童養護施設)	円
20まで	1,626	1,626
21～25	1,301	1,301
26～30	1,084	1,084
31～35	929	929
36～40	813	813
41～45	723	723
46～50	651	651
51～55	591	591
56～60	542	542
61～65	500	500
66～70	465	465
71～75	434	434
76～80	407	407
81～85	383	383
86～90	361	361
91～95	342	342
96～100	325	325
101～105	310	310
106～110	296	296
111～115	283	283
116～120	271	271
121～125	260	260
126～130	250	250
131～135	241	241
136～140	232	232
141～145	224	224
146～150	217	217
151以上	210	210

定員	④医療的ケア児等受入加算分 (児童養護施設)	円
20まで	14,850	14,850
21～25	11,880	11,880
26～30	9,900	9,900
31～35	8,490	8,490
36～40	7,420	7,420
41～45	6,600	6,600
46～50	5,940	5,940
51～55	5,400	5,400
56～60	4,950	4,950
61～65	4,570	4,570
66～70	4,240	4,240
71～75	3,960	3,960
76～80	3,710	3,710
81～85	3,490	3,490
86～90	3,300	3,300
91～95	3,120	3,120
96～100	2,970	2,970
101～105	2,830	2,830
106～110	2,700	2,700
111～115	2,580	2,580
116～120	2,470	2,470
121～125	2,370	2,370
126～130	2,280	2,280
131～135	2,200	2,200
136～140	2,120	2,120
141～145	2,050	2,050
146～150	1,980	1,980
151以上	1,910	1,910

定員	④医療的ケア児等受入加算分 (乳児院)	円
10まで	18,110	18,110
11～15	12,070	12,070
16～20	9,050	9,050
21～25	7,240	7,240
26～30	6,030	6,030
31～35	5,170	5,170
36～40	4,520	4,520
41～45	4,020	4,020
46～50	3,620	3,620
51～55	3,290	3,290
56～60	3,010	3,010
61～65	2,780	2,780
66～70	2,580	2,580
71～75	2,410	2,410
76～80	2,260	2,260
81～85	2,130	2,130
86～90	2,010	2,010
91以上	1,900	1,900

定員	②自立支援担当職員加算 (I)分 (児童養護施設)
人	円
20まで	1,626
21～25	1,301
26～30	1,084
31～35	929
36～40	813
41～45	723
46～50	651
51～55	591
56～60	542
61～65	500
66～70	542
71～75	500
76～80	465
81～85	434
86～90	407
91～95	383
96～100	361
101～105	342
106～110	325
111～115	310
116～120	296
121～125	283
126～130	271
131～135	260
136～140	250
141～145	241
146～150	232
151以上	217
	210

定員	②自立支援担当職員加算 (I)分 (児童自立支援施設)
人	円
30まで	1,084
31～35	929
36～40	813
41～45	723
46～50	651
51～55	591
56～60	542
61～65	500
66～70	465
71～75	434
76～80	407
81～85	383
86～90	361
91～95	342
96～100	325
101～105	310
106～110	296
111～115	283
116～120	271
121～125	260
126～130	250
131～135	241
136～140	232
141～145	224
146～150	217
151以上	210

定員	②自立支援担当職員加算 (I)分 (母子生活支援施設)
世帯	円
10まで	2,168
11～20	1,626
21～30	1,084
31～40	813
41～50	651
51以上	542

定員	②自立支援担当職員加算 (I)分 (小規模分園型母子生活支援施設)
円	
1世帯当たり	6,505

定員	②自立支援担当職員加算 (I)分 (児童心理治療施設)
人	円
20まで	1,626
21～25	1,301
26～30	1,084
31～35	929
36～40	813
41～45	723
46以上	651

定員	②自立支援担当職員加算 (I)分 (自立援助ホーム)
人	円
6まで	1,626
7～9	1,301
10～12	1,084
13～15	929
16～18	813
19以上	651

定員	②自立支援担当職員加算 (I)分 (地域小規模児童養護施設)
円	
1施設当たり	32,526



定員	②自立支援担当職員加算 (Ⅱ)分 (児童養護施設)
人	円
20まで	40
21～25	32
26～30	27
31～35	23
36～40	20
41～45	18
46～50	16
51～55	15
56～60	13
61～65	12
66～70	12
71～75	11
76～80	12
81～85	11
86～90	10
91～95	10
96～100	9
101～105	9
106～110	8
111～115	8
116～120	7
121～125	7
126～130	7
131～135	6
136～140	6
141～145	6
146～150	6
151以上	5

定員	②自立支援担当職員加算 (Ⅱ)分 (児童自立支援施設)
人	円
30まで	27
31～35	23
36～40	20
41～45	18
46～50	16
51～55	15
56～60	13
61～65	12
66～70	12
71～75	11
76～80	10
81～85	10
86～90	9
91～95	9
96～100	8
101～105	8
106～110	7
111～115	7
116～120	7
121～125	6
126～130	6
131～135	6
136～140	6
141～145	6
146～150	5
151以上	5

定員	②自立支援担当職員加算 (Ⅱ)分 (母子生活支援施設)
世帯	円
10まで	54
11～20	40
21～30	27
31～40	20
41～50	16
51以上	13

定員	②自立支援担当職員加算(Ⅱ)分 (小規模分園型母子生活支援施設)
1世帯当たり	円 157

定員	②自立支援担当職員加算 (Ⅱ)分 (児童心理治療施設)
人	円
30まで	27
31～35	23
36～40	20
41～45	18
46以上	16

定員	②自立支援担当職員加算 (Ⅱ)分 (自立援助ホーム)
人	円
6まで	134
7～9	90
10～12	67
13～15	54
16～18	45
19以上	42

定員	②自立支援担当職員加算(Ⅱ)分 (地域小規模児童養護施設)
1施設当たり	円 805

## 令和4年度 児童福祉施設等職員の本俸基準額

(単位：円)

区分	児童養護施設	児童自立支援施設	乳児院	母子生活支援施設	児童心理治療施設	ファミリーホーム	自立援助ホーム
所長	福(4-1) 278,600	福(4-13) 299,500	福(4-1) 278,600	福(4-1) 278,600	福(4-13) 299,500		
主任児童指導員	福(2-33) 260,400			福(2-33) 260,400			
児童指導員	福(2-17) 238,700					福(2-17) 238,700	福(2-17) 238,700
職業指導員	福(1-25) 197,700	福(1-25) 197,700	福(2-5) 219,800		福(2-5) 219,800		福(2-5) 219,800
心理療法担当職員							
児童自立支援専門員		福(2-17) 238,700					
主任母子指導員	福(1-33) 210,200			福(2-17) 238,700			
母子支援員	福(1-29) 204,700			福(2-13) 232,500			
児童生活支援員	福(1-37) 215,100						
主任保育士	福(1-41) 220,300						
保育士	福(1-37) 215,100			福(1-37) 215,100			
事務員	行I(2-9) 212,400	行I(2-9) 212,400	行I(2-9) 212,400	行I(2-9) 212,400	行I(2-9) 212,400		
医師					医I(2-5) 349,800		
家庭支援専門相談員	福(2-5) 219,800	福(2-5) 219,800	福(2-5) 219,800		福(2-5) 219,800		
個別対応職員	福(2-5) 219,800	福(2-5) 219,800	福(2-5) 219,800		福(2-5) 219,800		
看護師長	医III(2-25) 236,000		医III(2-25) 236,000		医III(2-25) 236,000		
看護師	医II(2-5) 197,800	医II(2-5) 197,800	医II(2-5) 197,800		医II(2-5) 197,800		
栄養士	行II(1-37) 179,900	行II(1-37) 179,900	行II(1-37) 179,900		行II(1-37) 179,900		
調理員等							

- (注) 1. この表は、予算編成上の給与格付を例示したものである。  
2. 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級別格付を指している。  
3. 「所長」欄の母子生活支援施設については上段は21世帯以上、下段は20世帯以下であり、その他は上段は51人以上、下段は50人以下の施設である。  
4. 児童養護施設の主任児童指導員は、所長が4歳以上の施設である。  
5. 直接対応職員のうち別に定められる職種については、上記表の本俸基準額と別に定める特殊業務手当基準額を加えたものを本俸基準額とする。  
6. 直接対応職員(医師、看護師を除く)にあっては当該俸給額の他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。

## 令和4年度 児童福祉施設等職員の特殊業務手当基準額

施設別	職 種	特殊業務手当基準額	
		調整数	基本額
児童養護施設	1. 主任児童指導員	1	9,300
	2. その他の児童指導員	1	9,300
	3. 保育士	1	7,800
	4. 職業指導員	1	7,800
児童自立支援施設	1. 児童と起居をともにする児童自立支援専門員	4	9,300
	2. 児童と起居をともにする児童生活支援員 (夫婦制の児童生活支援員を除く)	4	7,800
	3. その他の児童自立支援専門員	3	9,300
	4. 夫婦制の児童生活支援員	2	7,800
	5. 職業指導員	3	7,800
乳児院	1. 児童指導員	1	9,300
	2. 保育士	1	7,800
母子生活支援施設	1. 母子支援員	1	9,300
	2. 保育士	1	7,800
	3. 少年指導員	1	9,300
児童心理治療施設	1. 児童と起居をともにする児童指導員	4	9,300
	2. 児童と起居をともにする保育士	4	7,800
	3. その他の児童指導員	3	9,300
	4. その他の保育士	3	7,800
	5. 看護師	2	9,400
	6.セラピスト	1	9,300
	7. 医師	2	13,100
ファミリーホーム	1. 主任児童指導員	1	9,300
自立援助ホーム	1. 主任児童指導員	1	9,300
	2. 児童指導員	1	9,300

(注) 上記表に該当する職種の特殊業務手当基準額は、基本額に、調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額である。



## 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年3月19日条例第2号）

最終改正:令和4年3月25日条例第13号

改正内容:令和4年3月25日条例第13号 [令和4年4月1日]

## （趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設の設置及び管理に関しては、別に定める場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

## （設置）

第2条 県は、公の施設を別表第1及び別表第2のとおり設置する。

2 別表第3の左欄に掲げる公の施設に、同表の中欄に掲げる支所を置く。

## （利用の許可）

第3条 公の施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けるものとする。

## （担保又は保証人）

第4条 知事は、公の施設の利用について必要があると認める場合は、相当の担保を提供させ、又は適当と認める保証人を立てさせることができる。

## （転使用の禁止）

第5条 公の施設の利用者は、その施設を他に使用させてはならない。

## （原形変更等の廃止）

第6条 公の施設の利用者は、その施設を利用目的外の用途に供し、又は知事の承認を得た場合を除くほか、その施設の原形を変更してはならない。

## （利用に関する指示）

第7条 公の施設の利用者は、その施設の利用について、知事の指示があつた場合は、これに従わなければならない。

## （違反行為に対する処置）

第8条 知事は、公の施設の利用者がこの条例その他公の施設の管理に関する規程に違反した場合又は故意若しくは過失により公の施設を損傷し、若しくは滅失した場合は、その利用を停止させ、使用の許可を取り消し、又は原状回復若しくは損害賠償を命ずることができる。

## （使用料及び利用料金）

第9条 公の施設の利用については、別に条例で定めるところにより、使用料を徴収し、又はその利用に係る料金を収受させるものとする。

## （指定管理者が管理を行う公の施設）

第10条 法第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせる公の施設は、別表第4のとおりとする。

## （指定管理者の指定）

第11条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、その指定を受けて管理を行おうとする公の施設ごとに、申請書に管理計画書その他知事が定める書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請の手続について、あらかじめ、公表しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る公の施設の管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他の団体であつて、当該公の施設の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成できると認められるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

## （指定の公示等）

第12条 知事は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該指定管理者の名称、住所その他の知事が定める事項を公示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称、住所その他の知事が定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

## （指定管理者の原状回復義務等）

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

2 知事は、指定管理者が故意又は過失により公の施設を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。

## （過料処分）

第14条 公の施設の利用について、この条例その他公の施設の管理に関する規程に違反した者又は故意若しくは過失により公の施設を損傷し、若しくは滅失した者は、5万円以下の過料に処する。

2 詐偽その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

## （委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、公の施設の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

## 別表第1（第2条関係）

名称	目的	位置
愛媛県民文化会館	県民の文化の振興を図るため、各種の行事又は集会の用に供する。	松山市
愛媛県生活文化センター	県民の生活文化の向上の目的とする各種の行事又は集会の用に供する。	松山市
萬翠荘	県民の文化財に対する理解を深めるため、歴史的建造物として保存し、公開するとともに、県民の文化の振興を図るため、各種の行事又は集会に必要な施設を提供する。	松山市
愛媛県消費生活センター	県民の消費生活の安定及び向上を目的とする相談、情報の提供、研修、研究、試験等を行う。	松山市
愛媛県男女共同参画センター	女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じて男女共同参画の推進を図るため、各種の研修、相談等を行い、及び各種の行事又は集会に必要な施設を提供するとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、各般の問題についての相談、必要な指導及び情報の提供その他の援助を行う。	松山市
愛媛県体験型環境学習センター	県民の環境意識の向上を図るため、住宅等における地球温暖化対策技術の体験の場を提供するとともに、環境学習及び環境保全活動の支援を行う。	松山市
愛媛県総合社会福祉会館	民間の社会福祉活動の拠点として、福祉に関する情報の提供、相談、研修等を行うとともに、各種の行事又は集会に必要な施設を提供する。	松山市
愛媛県身体障がい者福祉センター	身体障がい者に対し、更生のために必要な各種の相談に応じ、機能回復訓練等を実施し、並びにスポーツ及びレクリエーションの指導を行うとともに、その福祉の増進を図るために必要な施設を提供する。	松山市
愛媛県障がい者更生センター	障害者の健康の増進及び社会参加の促進を図るため、宿泊、休養等の施設を提供する。	松山市
愛媛県在宅介護研修センター	介護を必要とする高齢者を支えるため、その家族、ボランティア等に対して在宅介護に関する研修を行うとともに、介護に関する相談、情報の提供等を行う。	松山市
愛媛県立さつき寮	婦人保護施設として、要保護女子を収容保護し、その更生に必要な指導及び訓練を実施するとともに、配偶者等からの暴力を受けた女性の保護を行う。	松山市
愛媛県視聴覚福祉センター	視聴覚障害者の福祉の向上を図るため、点字刊行物、聴覚障害者用の録画物等による情報の提供、各種の相談、視覚障害者の生活訓練、点訳奉仕員等の養成等を行うとともに、各種の行事又は集会に必要な施設を提供する。	松山市
愛媛県立子ども療育センター	心身に障害のある児童等に対し、保護、治療、日常生活の指導、独立自活に必要な訓練等を行うとともに、保護者に対する療育指導及び情報提供、各種の相談等を行う。	東温市
えひめこどもの城	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにするとともに、地域の児童館その他の関係機関の活動の支援並びに児童の健全育成を図るために必要な遊びに関する調査研究及び指導者等の養成を行う。	松山市・伊予郡砥部町
愛媛県立えひめ学園	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入園させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。	新居浜市
愛媛県立愛媛母子生活支援センター	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。	松山市
愛媛県立衛生環境研究所	保健衛生に関する試験、検査、鑑定調査及び研究を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。	東温市
愛媛県動物愛護センター	動物の愛護並びに適正な飼養及び保管に関する情報の提供、指導、助言及び相談を行うとともに、県民に犬、ねこ等の動物との触れ合いの場を提供する。	松山市
愛媛県心と体の健康センター	精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに相談及び指導並びに精神通院医療に係る自立支援医	松山市

	療費の支給認定の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する判定等を行うとともに、不妊及び難病に関する相談等を行う。	
ファミリーハウスあい	長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の療養環境の向上を図るとともに、その家族を支援するため、宿泊及び休養の施設を提供する。	松山市
愛媛国際貿易センター	貿易の振興を通じて経済及び文化の国際交流を促進するため、国際見本市、展示会等の開催に必要な施設を提供する。	松山市
テクノプラザ愛媛	企業の技術の高度化及び新たな事業の創出の支援並びに先端技術に関する知識の普及を図るため、各種の情報提供を行うとともに、研究開発、研修、交流又は創業に必要な施設等を提供する。	松山市
愛媛県産業技術研究所	工業技術に係る試験研究の総合的企画調整及び情報の提供を行うとともに、食品産業、繊維産業、紙産業、窯業その他のものづくりの基盤となる技術に関する試験研究、助言等並びに紙に関する展示及び研究開発又は研修に必要な施設の提供等を行う。	松山市
愛媛県立農業大学校	次代の農業及び農村を担う優れた青少年を養成するとともに、農業者が農業に関し生涯にわたって行う学習活動を促進し及び援助するため並びに農業機械利用技能者を養成するため各種の研修を行う。	松山市
愛媛県農林水産研究所	農林水産業、森林及び緑化に関する総合的試験研究、調査及び技術指導を行うとともに、県民への花きとの触れ合いの場の提供、養鶏に関する種卵のふ化受託、林業、森林及び緑化に関する研修、展示、知識の普及、指導及び相談並びに研修施設の提供、水産動物の種苗の生産及び供給並びに養殖業に係る水産動物の疾病の予防、診断、治療等及びこれらの知識の普及を行う。	松山市
えひめ森林公園	県民の森林に対する理解を深めるとともに、その保健及び休養に資する。	伊予市

別表第2（第2条関係）

名称	目的	位置	所轄区域
愛媛県福祉総合支援センター	<p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童相談所として、相談、調査、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導、児童の一時保護等を行う。</p> <p>(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生相談所として、相談、指導、医学的、心理学的及び職能的判定、補装具の処方及び適合判定等を行う。</p> <p>(3) 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人相談所として、相談、調査、医学的、心理学的及び職能的判定、指導並びに要保護女子の一時保護を行う。</p> <p>(4) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者更生相談所として、相談、指導、医学的、心理学的及び職能的判定等を行う。</p> <p>(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、相談、指導、被害者の一時保護及び情報の提供その他の援助を行う。</p>	松山市	県内全域(目的の欄(1)の児童相談所としての業務を行う場合にあつては、松山市、今治市(宮窪町四阪島を除く。)、八幡浜市、大洲市、伊予市、東温市、越智郡、上浮穴郡、伊予郡、喜多郡及び西宇和郡)
愛媛県東予子ども・女性支援センター	<p>(1) 児童福祉法に規定する児童相談所として、相談、調査、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導、児童の一時保護等を行う。</p> <p>(2) 売春を行うおそれのある女子及び配偶者等からの暴力を受けた者についての相談、指導等を行う。</p>	新居浜市	新居浜市、西条市、四国中央市及び今治市宮窪町四阪島
愛媛県南予子ども・女性支援センター	同	宇和島市	宇和島市、西予市、北宇和郡及び南宇和郡
愛媛県四国中央保健所	地域住民の健康の保持及び増進を図る。	四国中央市	四国中央市
愛媛県西条保健所	同	西条市	新居浜市及び西条市
愛媛県今治保健所	同	今治市	今治市及び越智郡
愛媛県中予保健所	同	松山市	伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
愛媛県八幡浜保健所	同	八幡浜市	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
愛媛県宇和島保健所	同	宇和島市	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡
西条中小企業労働相談所	中小企業における労働問題について、労使関係者の相談に応じ、労使関係の合理的安定に資する。	西条市	新居浜市、西条市及び四国中央市
今治中小企業労働相談所	同	今治市	今治市及び越智郡

松山中小企業労働相談所	同	松山市	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
八幡浜中小企業労働相談所	同	八幡浜市	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
宇和島中小企業労働相談所	同	宇和島市	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡
愛媛県東予家畜保健衛生所	家畜の保健衛生の向上及び伝染病予防並びに畜産に関する技術指導を行う。	西条市	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市及び越智郡
愛媛県中予家畜保健衛生所	同	東温市	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
愛媛県南予家畜保健衛生所	同	八幡浜市	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡、西宇和郡、北宇和郡及び南宇和郡



## 別表第3（第2条関係）

施設	名称	位置
愛媛県産業技術研究所	繊維産業技術センター	今治市
	紙産業技術センター	四国中央市
	窯業技術センター	伊予郡砥部町
愛媛県農林水産研究所	花き研究指導室	東温市
	果樹研究センター	松山市
	果樹研究センターみかん研究所	宇和島市
	畜産研究センター	西予市
	畜産研究センター養鶏研究所	西条市
	林業研究センター	上浮穴郡久万高原町
	水産研究センター	宇和島市
水産研究センター栽培資源研究所	伊予市	
愛媛県東予家畜保健衛生所	今治支所	今治市
愛媛県南予家畜保健衛生所	宇和島支所	宇和島市

## 別表第4（第10条関係）

- 1 愛媛県民文化会館
- 2 愛媛県生活文化センター
- 3 萬翠荘
- 4 愛媛県男女共同参画センター
- 5 愛媛県体験型環境学習センター
- 6 愛媛県総合社会福祉会館
- 7 ファミリーハウスあい
- 8 愛媛県立愛媛母子生活支援センター
- 9 えひめこどもの城
- 10 愛媛県身体障がい者福祉センター
- 11 愛媛県障がい者更生センター
- 12 愛媛県視聴覚福祉センター
- 13 愛媛県在宅介護研修センター
- 14 愛媛国際貿易センター
- 15 テクノプラザ愛媛
- 16 えひめ森林公園



## 愛媛県立愛媛母子生活支援センター管理条例 (平成17年7月19日条例第55号)

最終改正:

改正内容:平成17年7月19日条例第55号 [平成23年12月26日]

## ○愛媛県立愛媛母子生活支援センター管理条例

平成17年7月19日条例第55号

愛媛県立愛媛母子生活支援センター管理条例を次のように公布する。

## 愛媛県立愛媛母子生活支援センター管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、愛媛県立愛媛母子生活支援センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童の保護及び生活の支援に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入所による保護に関すること。
- (2) 就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言等生活指導に関すること。
- (3) 自立の促進のために必要な生活の支援に関すること。
- (4) その他必要な業務

(指定管理者が行う業務)

第3条 センターの指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体という。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務の実施に関すること。
- (2) センターの施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (3) その他知事が定める業務

(入所者)

第4条 センターに入所することができる者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項本文の規定による保護の実施の必要があると認められる配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童とする。

(禁止行為)

第5条 センターに入所している者(以下「入所者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 居室を他人に貸与し、又は他の目的に使用すること。
- (2) 指定管理者の許可なく同居者を置くこと。
- (3) センターの風紀秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (4) その他知事が禁止する行為

(母子保護の実施の解除の依頼)

第6条 知事は、入所者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、母子保護の実施者に対し母子保護の実施の解除を依頼することができる。

- (1) 前条各号に掲げる行為をしたとき。
- (2) 自立しようとする意欲が認められないとき。
- (3) その他入所を継続することが不適当と認められるとき。

(管理上の措置)

第7条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、室内の検査を行い、入所者に対し、適当な措置をとるよう指示し、又はこれを行うことができる。

(損害賠償等)

第8条 自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。



愛媛県情報公開条例（平成10年6月25日条例第27号）

最終改正:令和4年12月23日条例第34号

改正内容:令和4年12月23日条例第34号 [令和5年4月1日]

○愛媛県情報公開条例

平成10年6月25日条例第27号

改正

平成12年3月24日条例第12号  
 平成13年10月16日条例第40号  
 平成16年3月26日条例第12号  
 平成16年12月24日条例第48号  
 平成17年3月25日条例第15号  
 平成17年12月20日条例第90号  
 平成19年3月20日条例第14号  
 平成19年7月13日条例第45号  
 平成20年3月28日条例第13号  
 平成20年10月17日条例第55号  
 平成22年3月26日条例第15号  
 平成24年3月27日条例第10号  
 平成27年3月27日条例第3号  
 平成27年7月17日条例第40号  
 平成28年3月29日条例第6号  
 平成29年7月7日条例第34号  
 平成30年7月20日条例第34号  
 平成31年3月22日条例第8号  
 令和4年12月23日条例第34号

愛媛県情報公開条例を次のように公布する。

愛媛県情報公開条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公文書の公開（第5条—第17条）
- 第3章 審査請求等
  - 第1節 諮問等（第18条—第22条）
  - 第2節 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（第23条—第31条）
- 第4章 補則（第32条—第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県民の知る権利を保障し、県民参加による公正で開かれた県政を推進するため、公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより県政について県民に説明する県の責務が全うされるようにし、もって県政に対する県民の理解と信頼を深めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる県の機関、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び愛媛県土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。

- (1) 知事
- (2) 議会
- (3) 公営企業管理者
- (4) 教育委員会
- (5) 選挙管理委員会
- (6) 人事委員会
- (7) 監査委員
- (8) 公安委員会
- (9) 警察本部長
- (10) 労働委員会
- (11) 収用委員会
- (12) 海区漁業調整委員会
- (13) 内水面漁場管理委員会

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人及び公社の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるもの
- (2) 図書館、博物館、試験場その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を求める権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例により認められた権利を正当に行使するとともに、公文書の公開により得た情報を適正に使用しなければならない。

## 第2章 公文書の公開

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するに足る事項
- (3) その他実施機関(議会にあつては、議長。次項、第11条から第13条まで、第15条、第16条及び第38条において同じ。)が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務等)

第7条 実施機関は、公開請求があつた場合においては、次項の規定により公文書を公開しないときを除き、公開請求者に対し、当該公開請求に係る公文書を公開しなければならない。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないものとする。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令、条例若しくは実施機関の規則(規程を含む。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る情報にあつては、公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。)

- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により公にすることができない情報及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項に規定する法定受託事務に関して、主務大臣等から公にしない旨の明示の指示がある情報

- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (5) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分公開）

- 第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に前条第2項各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 2 公開請求に係る公文書に前条第2項第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的公開）

- 第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

（公文書の存否に関する情報）

- 第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求に対する措置）

- 第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨及び公開の日時、場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限）

- 第12条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、公開請求があった日から起算して60日を限度として、同項の期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限の特例）

- 第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

（事案の移送）

- 第14条 実施機関（議会にあっては、議長）は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関（議会にあっては、議長。以下この条において同じ。）において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者の意見の聴取等）

- 第15条 公開請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、その意見を聴くことができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、その意見を聴かななければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2項第1号イ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見を聴いた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該反対の意思を表示した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開の実施）

- 第16条 実施機関は、公開決定をしたときは、公開請求者に対し、速やかに、当該公開決定に係る公文書の公開をするものとする。



- 2 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については実施機関が定める方法により行う。
- 3 実施機関は、公文書の公開により公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第8条の規定による公開を行うとき、その他相当の理由があるときは、公文書を複写した物を閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

(費用負担)

第17条 この条例により公文書(これを複写した物を含む。)の写し(複製物を含む。)の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

### 第3章 審査請求等

#### 第1節 諮問等

(県が設立した地方独立行政法人及び公社に対する審査請求)

第18条 次に掲げる実施機関がした公開決定等又は当該実施機関に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該実施機関に対し、審査請求をすることができる。

- (1) 県が設立した地方独立行政法人
- (2) 公社

(審理員の指名に関する規定の適用除外)

第18条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の審査会への諮問)

第19条 実施機関(議会を除く。次条及び第21条において同じ。)は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公文書の公開について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
  - (2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
  - (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対の意思を表示した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (審査請求に対する裁決)

第21条 実施機関は、第19条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第22条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

#### 第2節 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会

(設置等)

第23条 第19条及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議させるため、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関し必要な事項について実施機関(個人情報保護制度の運営に関しては、議会を除く。)に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関(個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問をした機関を含む。以下同じ。)に対し、公開決定等に係る公文書又は開示決定等(同法第78条第1項第4号に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)、訂正決定等(同法第94条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。)、若しくは利用停止決定等(同法第102条第1項に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。)に係る地方公共団体等行政文書(同法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は地方公共団体等行政文書の開示を求められない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書又は開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る地方公共団体等行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

- 第25条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。  
(意見書等の提出)
- 第26条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。  
(委員による調査手続)
- 第27条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第24条第1項の規定により提示された公文書若しくは地方公共団体等行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第25条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。  
(意見書等の送付)
- 第28条 審査会は、第24条第4項又は第26条の規定により審査請求人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)に対し、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を送付しなければならない。
- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。  
(調査審議手続の非公開)
- 第29条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。  
(答申書の送付等)
- 第30条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。  
(委任)
- 第31条 この節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 第4章 補則

##### (他の制度との調整)

- 第32条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が第16条第2項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合(公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第16条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 この条例の規定は、法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の規定が適用されないこととされている公文書については、適用しない。  
(公文書検索資料の作成等)
- 第33条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。  
(情報提供の拡充)
- 第34条 実施機関は、公文書の公開と併せて、県民がその必要とする情報を迅速かつ容易に利用することができるよう情報提供施策の拡充に努めるものとする。  
(出資法人の情報公開)
- 第35条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、当該法人を所管する実施機関が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、出資法人について、その性格及び業務内容に応じ、出資法人の保有する情報の公開が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。  
(指定管理者の情報公開)
- 第36条 県が設置する公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)を管理する指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者の保有する情報であつてその管理する当該公の施設の管理に関するものの公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、県が設置する公の施設の指定管理者について、前項に規定する情報の公開が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。  
(実施状況の公表)
- 第37条 知事は、毎年、実施機関における公文書の公開の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。  
(委任)
- 第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。  
(罰則)
- 第39条 第23条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成11年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。
- 3 愛媛県情報公開要綱(平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号)は、

この条例の施行と同時に、その効力を失うものとする。ただし、同要綱第2条第2項に規定する公文書で、施行日前に同項に規定する決裁等が終了したものについては、同要綱は、なおその効力を有する。

附 則(平成12年3月24日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年10月16日条例第40号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項並びに第7条第2項第1号ウ及び第4号の改正規定並びに次項の規定は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の愛媛県情報公開条例の規定は、公安委員会及び警察本部長が保有する公文書については、平成14年4月1日以後に公安委員会及び警察本部長の職員が作成し、又は取得したものについて適用する。

附 則(平成16年3月26日条例第12号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第1条中第16条の改正規定(中略)は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月24日条例第48号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条中愛媛県情報公開条例第2条第1項第10号の改正規定(中略)は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県情報公開条例第7条第2項及び第9条の規定は、この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の愛媛県情報公開条例第5条の規定によりされている請求についても、適用する。

6 この条例の施行前に愛媛県公文書公開審査会又は愛媛県個人情報保護審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは愛媛県情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について愛媛県公文書公開審査会又は愛媛県個人情報保護審議会がした調査審議の手續は愛媛県情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手續とみなす。

7 愛媛県公文書公開審査会の委員であった者及び愛媛県個人情報保護審議会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

8 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月25日条例第15号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月20日条例第90号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第14号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月13日条例第45号抄)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第13号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月17日条例第55号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にされた改正前の愛媛県情報公開条例第18条第1項の規定による公文書の公開の申出であって、この条例の施行の際、これに応じるかどうかの処理がされていないものについての処理については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月26日条例第15号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。(後略)

(愛媛県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現にされている第10条の規定による改正前の愛媛県情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)第5条の規定による公文書の公開請求のうち、県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係る公文書の公開請求は、第10条の規定による改正後の愛媛県情報公開条例(以下「新情報公開条例」という。)第5条の規定により県が設立した地方独立行政法人に対してされている公文書の公開請求とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている旧情報公開条例第18条に規定する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てのうち、県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係る不服申立ては、新情報公開条例第18条の規定により県が設立した地方独立行政法人に対してされている異議申立てとみなす。

6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行前に旧情報公開条例の規定によりされた処分、手續その他の行為は、新情報公開条例の相当の規定によってされた処分、手續その他の行為とみなす。

附 則(平成24年3月27日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛媛県情報公開条例の規定は、愛媛県住宅供給公社及び愛媛県土地開発公社(以下「公社」という。)が保有する公文書については、平成14年4月1日以後に公社の役員及び職員が作成し、又は取得したものについて適用する。

3 この条例の施行の際現にされている公社の情報公開制度に基づく文書の公開の申請は、改正後の愛媛県情報公開条例第5条の規定による公文書の公開の請求とみなす。

附 則（平成27年3月27日条例第3号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月17日条例第40号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号の政令で定める日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。（後略）  
（愛媛県情報公開条例及び愛媛県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 愛媛県情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「情報公開実施機関」という。）又は愛媛県個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「個人情報保護実施機関」という。）の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた情報公開実施機関の愛媛県情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等若しくは個人情報保護実施機関の愛媛県個人情報保護条例第24条第1項に規定する開示決定等、同条例第35条第1項に規定する訂正決定等若しくは同条例第42条において準用する同条例第34条各項の決定又はこの条例の施行前にされた愛媛県情報公開条例第6条第1項に規定する公開請求に係る情報公開実施機関の不作為若しくは愛媛県個人情報保護条例第17条第2項に規定する開示請求、同条例第31条第2項に規定する訂正請求若しくは同条例第39条第2項に規定する利用停止請求に係る個人情報保護実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年7月7日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年7月20日条例第34号抄）

（施行期日）

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 愛媛県住宅供給公社（以下「公社」という。）が保有する公文書の公開その他改正前の愛媛県情報公開条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく事務については、公社の清算が終了するまでの間は、なお従前の例による。
- 3 改正後の愛媛県情報公開条例第2章の規定は、愛媛県公文書の管理に関する条例（平成30年愛媛県条例第34号）附則第4項の規定に基づき知事が公社から引き継いだ公文書のうち、平成14年3月31日以前に公社の役員及び職員が作成し、又は取得したものについては、適用しない。
- 4 公社の清算が終了した際に現に公社に対してされている旧条例第5条の規定による公文書の公開請求については、知事に対してされている改正後の愛媛県情報公開条例第5条の規定による公文書の公開請求とみなす。
- 5 公社の清算が終了した際に現に行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき公社がした旧条例第11条各項の規定による決定又は公社に対する旧条例第5条の規定による公文書の公開請求に係る不作為に対してされている審査請求については、知事に対してされている審査請求とみなす。

附 則（令和4年12月23日条例第34号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。



## 個人情報保護に関する法律

発令 : 平成15年5月30日号外法律第57号

最終改正 : 令和5年6月7日号外法律第47号

改正内容 : 令和5年6月7日号外法律第47号[令和5年6月7日]

## (安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- 二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの
- 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

## (従事者の義務)

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であつた者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十条 第七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。



愛媛県行政手続条例（平成7年12月22日条例第48号）

最終改正:平成28年3月29日条例第6号

改正内容:平成28年3月29日条例第6号 [平成28年4月1日]

## ○愛媛県行政手続条例

平成7年12月22日条例第48号

## 改正

平成17年3月25日条例第15号  
 平成18年3月24日条例第12号  
 平成19年3月20日条例第31号  
 平成27年3月27日条例第6号  
 平成28年3月29日条例第6号

愛媛県行政手続条例を次のように公布する。

## 愛媛県行政手続条例

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 申請に対する処分(第5条—第11条)
- 第3章 不利益処分
  - 第1節 通則(第12条—第14条)
  - 第2節 聴聞(第15条—第26条)
  - 第3節 弁明の機会の付与(第27条—第29条)
- 第4章 行政指導(第30条—第34条の2)
- 第4章の2 処分等の求め(第34条の3)
- 第5章 届出(第35条)
- 附則

## 第1章 総則

(目的等)

第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号)第3条第3項において同法第2章から第5章までの規定が適用されないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 前項に規定する処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法律等 法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)をいう。
- (2) 条例等 条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規則その他の規程を含む。)をいう。
- (3) 法令 法律等及び条例等をいう。
- (4) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (5) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (6) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
  - ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分
  - イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
  - ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
  - エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの
- (7) 県の機関 地方自治法第2編第7章に規定する執行機関として県に置かれる機関、愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年愛媛県条例第37号)第4条第1項の規定により置かれる管理者、警察本部(警察署を含む。)若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (8) 行政指導 県の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。
- (9) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。)であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの(自己の期待する一定の法律上の効果を生じさせるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。)をいう。

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

- (1) 議会の議決によってされる処分



- (2) 議会の議決を経て、又はその同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分
  - (3) 刑事事件に関する法令に基づいて司法警察職員がする処分及び行政指導
  - (4) 国税又は地方税の犯則事件に関する法令(他の法令において準用する場合を含む。)に基づいて徴税吏員又は警察官がする行政指導
  - (5) 学校、研修所その他教育、講習、訓練又は研修を目的とする施設において、その目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導
  - (6) 留置施設において、留置の目的を達成するためにされる処分及び行政指導
  - (7) 公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導
  - (8) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
  - (9) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名あて人とするものに限る。)及び行政指導
  - (10) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、警察職員又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは条例上直接与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導
  - (11) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導
  - (12) 審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章若しくは行政手続法第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導(国の機関等に対する処分等の適用除外)
- 第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

## 第2章 申請に対する処分

### (審査基準)

- 第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「審査基準」という。)を定めるものとする。
- 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
  - 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

### (標準処理期間)

- 第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

### (申請に対する審査及び応答)

- 第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

### (理由の提示)

- 第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

- 2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

### (情報の提供)

- 第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

- 2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

### (公聴会の開催等)

- 第10条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

### (複数の行政庁が関与する処分)

- 第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請(法律等に基づくものを含む。第31条において同じ。)が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

- 2 行政庁は、申請の処理をするに当たり、当該申請に対する処分について他の行政庁が関与するとき、又は当該申請と同一の申請者からされた相互に関連する他の申請(法律等に基づくものを含む。)が他の行政庁にされているときは、必要に応じ、当該他の行政庁と相互に連絡を取り、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

## 第3章 不利益処分

### 第1節 通則

#### (処分の基準)

第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号にいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 条例等において必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

(4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

（不利益処分の理由の提示）

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

## 第2節 聴聞

（聴聞の通知の方式）

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 聴聞の期日及び場所

(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

(1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

（参加人）

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

（文書等の閲覧）

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（次項及び第24条第3項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該

不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。
- 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

（聴聞の主宰）

第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
- (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
- (4) 前3号に規定する者であった者
- (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人又は保佐人
- (6) 参加人以外の関係人

（聴聞の期日における審理の方式）

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

（陳述書等の提出）

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

（続行期日の指定）

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
- 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結）

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

（聴聞調査及び報告書）

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調査書を作成し、当該調査書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の調査書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。
- 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調査書とともに行政庁に提出しなければならない。
- 4 当事者又は参加人は、第1項の調査書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

（聴聞の再開）

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

（聴聞を経てされる不利益処分の決定）

第26条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第24条第1項の調査書内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

### 第3節 弁明の機会の付与

（弁明の機会の付与の方式）

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたとときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）  
（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

#### 第4章 行政指導

（行政指導の一般原則）

第30条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやくも当該県の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、公共の利益の実現その他正当な理由がある場合に、行政指導の事実又はその相手方がこれに従わない事実を公表することを妨げない。

3 県の機関は、前項ただし書の公表をしようとするときは、事前にその相手方に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

（申請に関連する行政指導）

第31条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

2 前項の規定は、申請者が行政指導に従わないことにより公共の利益の確保に著しい障害を生ずるおそれがある場合に、当該行政指導に携わる者が当該行政指導を継続することを妨げない。

（許認可等の権限に関連する行政指導）

第32条 許認可等（法律等に基づくものを含む。以下この条及び次条において同じ。）をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する県の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

（行政指導の方式）

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

- (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
- (2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他に知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

（複数の者を対象とする行政指導）

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、県の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと判断するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと判断する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第1項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと判断するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
  - (2) 法令に違反する事実の内容
  - (3) 当該処分又は行政指導の内容
  - (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
  - (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
  - (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政庁又は県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

#### 第5章 届出

第35条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行前に第15条第1項又は第28条の規定による通知に相当する行為がされた場合においては、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に、届出がされた後一定期間内に限りすることができることとされている不利益処分に係る当該届出がされた場合においては、当該不利益処分に係る手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
(愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正)
- 4 愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。  
第7条の次に次の1条を加える。  
(愛媛県行政手続条例の適用除外)  
第7条の2 愛媛県行政手続条例(平成7年愛媛県条例第48号)第3条又は第4条に定めるもののほか、県税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、愛媛県行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。  
2 愛媛県行政手続条例第3条、第4条又は第33条第3項に定めるもののほか、県の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。  
(愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)
- 5 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和48年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。  
第6条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「行ない」を「行い」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「行なうべき」を「行うべき」に、「行なわない」を「行わない」に、「行なう旨」を「行う旨」に改め、同項を同条第2項とする。  
(愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正)
- 6 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和60年愛媛県条例第13号)の一部を次のように改正する。  
第16条第2項を次のように改める。  
2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。  
附 則(平成17年3月25日条例第15号抄)  
(施行期日)  
1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。  
附 則(平成18年3月24日条例第12号)  
この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
附 則(平成19年3月20日条例第31号)  
この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第58号)の施行の日から施行する。  
附 則(平成27年3月27日条例第6号)  
1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
2 愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
附 則(平成28年3月29日条例第6号抄)  
(施行期日)  
1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。(後略)